

2020(令和2)年度 全国公共図書館研究集会

(サービス部門 総合・経営部門)

報告書

研究主題 図書館とバリアフリー

—あらゆる人に開かれた図書館とは—

会場 インターネット配信により開催

配信期間 令和3年1月15日(金曜日)10時～

令和3年1月31日(日曜日)17時

主催 公益社団法人日本図書館協会公共図書館部会

近畿公共図書館協議会

大阪公共図書館協会

主管 大阪府立中央図書館

目次

開催要項	1
■基調講演	4
「読書バリアフリーと図書館」 野口 武悟氏（専修大学文学部）	
■講演	12
「すべての人が必要ながん情報を得られる社会へー図書館と医療分野の連携ー」 八巻 知香子氏（国立がん研究センター）	
■事例報告(1)	24
「矯正施設・児童自立支援施設等への支援」 正井 さゆり氏（広島県立図書館）	
■事例報告(2)	35
「障害者への理解と合理的配慮ー大阪府立中央図書館を例にー」 糟谷 佐紀氏・竹村 美紀子氏（NPO 法人ユニバーサルサービスアカデミー）	
■事例報告(3)	48
「多様な文化や言語が生きる図書館をー外国につながる人たちと、絵本とともにー」 梨木 亜紀氏（NPO 法人おおさかこども多文化センター）	
■事例報告(4)	55
「枚方市立図書館における読書バリアフリーの取組み」 服部 敦司氏（枚方市立中央図書館）	
■事例報告(5)	63
「河内長野市立図書館におけるバリアフリーの取組みー施設訪問を中心にー」 浅井 育子氏（河内長野市立図書館）	
■情勢報告	68
「読書バリアフリー法に関する国の動向」 荒木 正寛氏（文部科学省総合教育政策局地域学習推進課図書館・学校図書館室）	

令和 2 年度

全国公共図書館研究集会（サービス部門 総合・経営部門）

開催要項

1 研究主題

「図書館とバリアフリー —あらゆる人に開かれた図書館とは—」

2 趣 旨

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が令和元年 6 月 28 日に公布・施行されました。障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向け、図書館の一層の寄与が期待されるところです。

今回の研究集会では、図書館利用等に関するバリアを取り除くための様々な取組みの報告を通して、図書館が今なにをすべきか、なにができるのか、図書館の可能性を探る機会としたいと思います。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意し、インターネット配信により開催いたします。

3 主 催

公益社団法人 日本図書館協会 公共図書館部会

近畿公共図書館協議会

大阪公共図書館協会

4 主 管

大阪府立中央図書館

5 対 象

全国の公共図書館及び関係機関の職員、学校及び教育委員会の関係者、図書館活動の関係者並びに図書館に関心のある方

6 配信期間

令和 3 年 1 月 15 日（金曜日）10 時 ～ 令和 3 年 1 月 31 日（日曜日）17 時

7 内 容

■基調講演

「読書バリアフリーと図書館」

野口 武悟氏（専修大学文学部）

（講師略歴）専修大学文学部教授、放送大学客員教授。1978年栃木県生まれ。筑波大学大学院図書館情報メディア研究科修了、博士（図書館情報学）。2006年に専修大学に入職し、2014年から現職。これまでに文部科学省子供の読書活動の推進に関する有識者会議委員、一般社団法人日本子どもの本研究会会長（代表理事）などを務め、現在、東京都第四次子供読書活動推進計画検討委員会委員、各地の図書館協議会委員、公益社団法人日本図書館協会障害者サービス委員会委員などを務める。子どもの読書、障がい者サービス、電子書籍サービスなどについて研究している。

■講演

「すべての人が必要ながん情報を得られる社会へ ―図書館と医療分野の連携―」

八巻 知香子氏（国立がん研究センター）

（講師略歴）国立がん研究センターがん対策情報センター室長。東京大学教育学部比較教育社会学コース卒業、東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学修了、博士（保健学）。国立障害者リハビリテーションセンター研究所流動研究員、日本学術振興会特別研究員（PD）を経て、2008年に国立がん研究センターがん対策情報センターに入職し、2016年より現職。障がいのある人を含め、すべての人が必要な健康医療情報を得られる環境づくりに向けた事業や研究を担当している。

■事例報告（1）

「矯正施設・児童自立支援施設等への支援」

正井 さゆり氏（広島県立図書館）

■事例報告（2）

「障害者への理解と合理的配慮 ―大阪府立中央図書館を例に―」

糟谷 佐紀氏・竹村 美紀子氏（NPO法人ユニバーサルサービスアカデミー）

■事例報告（3）

「多様な文化や言語が活きる図書館を ―外国につながる人たちと、絵本とともに―」

梨木 亜紀氏（NPO法人おおさかこども多文化センター）

■事例報告（4）

「枚方市立図書館における読書バリアフリーの取組み」

服部 敦司氏（枚方市立中央図書館）

■事例報告（5）

「河内長野市立図書館におけるバリアフリーの取組み ―施設訪問を中心に―」

浅井 育子氏（河内長野市立図書館）

■情勢報告

「読書バリアフリー法に関する国の動向」

荒木 正寛氏（文部科学省総合教育政策局地域学習推進課図書館・学校図書館室）

8 視聴方法

改めて申込者宛にメール等にてご案内申し上げます(YouTube 配信予定)。

9 参加申込

■参加費： 無料

■定員： なし

■申込期間： 令和 2 年 12 月 15 日(火曜日)～令和 3 年 1 月 22 日(金曜日)

■申込方法： インターネットからお申込みを承ります(電話・FAX は受付できません※)。

下記「大阪府立中央図書館ホームページ;お知らせ」にてご案内いたします。

<http://www.library.pref.osaka.jp/site/central/>

※障がいなどの状況により、配慮が必要な方は事前にご相談ください。

10 お問い合わせ

令和 2 年度 全国公共図書館研究集会(サービス部門 総合・経営部門)

実行委員会 (担当:徳森)

〒577-0011 大阪府東大阪市荒本北 1-2-1 大阪府立中央図書館内

電話： 06-6745-0170

FAX： 06-6745-0262

メール： somuk@library.pref.osaka.jp

< 基調講演 >

「読書バリアフリーと図書館」

専修大学文学部

野口 武悟 氏



1. 障害のある人の現状と読書支援のニーズ

みなさんこんにちは。初めての方も多いかと思いますけれども、専修大学の野口と申します。よろしくお願いたします。本日はオンラインという形で直接対面ではありませんけれども、これから1時間基調講演ということでお付き合いいただければと思います。よろしくお願いたします。

では画面を共有しまして、早速内容に入っていきます。本日の基調講演のタイトルは、読書バリアフリーと図書館、というタイトルで話をしたいと思います。

本日の講演内容の視点とポイントということで3点、こちらにまとめております。まず読書バリアフリーが必要な人々の現状とニーズについて把握をしたいと思います。それから2点目としまして、読書バリアフリーの取り組みの中心をなす障害者サービスの現状を確認したいと思います。そして3点目に、新たに制定されました読書バリアフリー法を読書バリアフリーの取り組みを一步進めるチャンスととらえて、それぞれの皆さんの勤務している図書館では何ができるかということを考えるきっかけにさせていただければと思います。この3点を踏まえた形で皆さん聴講いただければ幸いです。

まずそもそもなんですけれども、読書バリアフリーの必要性というところで、読書バリアフリーが必要な方々は何も心身に障害のある方々だけではないんですね。今回のこの研究集会でも事例報告で様々な事例が報告されますけれども、そちらの事例報告にもありますように、外国にルーツのある方々も日本語での読書や情報入手には言語の違いによって困難を伴うという場面もあります。また刑事収容施設などの施設に入所している図書館の利用に困難のある方もいます。そして地理的な要因、具体的に言いますと、近くに図書館がない、そういった地域などのために図書館利

用が難しいという方などもあります。これらはあくまでも例にすぎませんが、このように様々な要因で図書館利用に障害のある方、ここで言う障害というのは個人の状態を指すのではなくて、図書館側のバリアという意味ですね。図書館利用に障害のある方々へのサービスのことを、図書館界では長年それを縮めた言い方として障害者サービスというふうに呼んでまいりました。

今回はこれらさまざまな状態の方々の話を幅広くしていきますと1時間では話が終わりませんし、また話全体もちょっとまとまりにくくなるという部分もありますので、今回は心身に障害のある方に焦点を当てて話を進めていきたいと思えます。また後半で触れますけれども、読書バリアフリー法の対象も実は心身に障害のある方に焦点を当てているということもありますので。

では早速内容に入っていきます。まず一つ目に話をする内容としては、現在障害のある方々の現状とその方々の読書支援ニーズをつかもうということですね。

現在障害者の総数というのは936.6万人とされています。約1000万人と考えてもいいかもしれません。この人数というのが日本の全人口の約7.4%に相当するという事なんですね。その内訳はこちらに記載をしている通りになります。また障害者の総数だけではなく、近年は高齢化も進展しておりますけれども、高齢の方の中でも心身の機能が低下した状態の方なども含めると、実際にはこの人数の数倍にも上るのではないかとこのふうにも言われております。

さらに高齢者だけではなくて、子供たちの状況というところも注目してみますと、こちらは文

部科学省の資料ですけれども、義務教育段階で特別支援教育を受けている子どもたちの状況が示されています。義務教育段階で特別支援教育を受けている子どもの割合は4.2%になっています。その4.2%の内訳としましては、特別支援学校が0.7%、残りは地域の小学校や中学校で特別支援教育を受けているという状況なんです。具体的に言いますと、地域の小学校や中学校の特別支援学級に2.4%、そして通常のクラスに在籍しながら通級による指導を受けている子どもたちが1.1%、合わせて3.5%という割合になっています。さらにこのほかに通常の学級には発達障害(LD・ADHD 高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒が6.5%程度在籍をしているという割合も出ております。こういった現在特別支援教育を受けている子どもたちと、また発達障害の可能性のある子どもたちなど、支援教育を受けていないけれども特別なニーズのある子どもたちを合わせますと10%を超えるという割合になってきます。

なかでも学校現場では、発達障害の子どもたちへの支援が取り組むべき課題の1つとされているわけですけれども、こちらに発達障害の大きな3つのカテゴリーを示しています。自閉スペクトラム症であるとか注意欠如・多動症などがよく知られていますけれども、実は読む読書ということに関しては、限局性学習症、さきほどの文部科学省の資料ではLDと書いてありましたが学習障害とも言われています。この限局性学習症の方は読むことに困難を抱えている方が多いんですね。なぜ学習障害なのかといえば、読むとか書くということに困難を抱えるがゆえに、例えば教科書が読みにくかったりして学ぶことにつまずき感を抱えてしまいがちという状態なんです。限局性学習症の方のだいたい8割ぐらいに読むとか書くの困難があると言われてまして、その状態をディスレクシアと呼んでいます。ディスレクシアについては近年マスメディアなどでも取り上げられる機会が増えていきますので、どこかで聞いたあるいは学んだという方もいらっしゃるかもしれません。ディスレクシアは視覚障害や知的障害ではないんですけれども読みづらさを抱えているんで

すね。この後なぜ読みづらいのかについては改めて説明しようと思います。

さて、改めて様々な読書支援のニーズについて整理をしたいと思います。

まずは見えない、見えにくいという状態ですね。私たちは、視覚障害の方が本などを読みづらい状態にあることを知っているわけなんですけれども、視覚障害と言いましても、全盲の状態の方から弱視・ロービジョンの状態の方まで様々です。しかも先天的な要因、つまり生まれつきの要因ではなくて、事故や病気などによって途中で視覚障害になる方が多いというのも特徴です。視覚障害と言いますと皆さん点字で読書ができるのではないかと思われがちなんですけれども、そうではなくて、点字ユーザーは視覚障害者全体の1割程度とされています。点字で読書したいニーズがあることは間違いありませんが、でも点字がすべて視覚障害のある方の読書ニーズを満たしているわけではないんですね。音声ニーズが高くなっておりまして、点字ユーザーの方も音声デイジーなど音声で読書される方もいらっしゃいますし、またロービジョンや弱視の方でも音声で読書される方もいらっしゃいます。それから、見えない、見えにくいというと、色の見えにくさを感じている色覚障害や色覚多様性のある方々もいらっしゃいます。カラーユニバーサルデザインなどの色使いの配慮が非常に重要になってきますので、例えば図書館内のサインなどで色を多用されている場合には、色使いへの配慮も必要となってきます。

そして先ほどご紹介しましたディスレクシアの状態ですね。こちらは文字や記号の視覚認知や音への変換に困難を伴いやすい状態なんです。ですので視覚障害ではないわけなんですけれども、文字や記号が見えにくい人がいます。その具体例がこちらになります。こちらは日本障害者リハビリテーション協会のリーフレットから引用させていただいた図ですけれども、文字が滲んだ状態で見えしまったり、文字がゆらいで見えしまったり、鏡文字となって見えたり、あるいは全体がかすんで見えしまったりということ

で読みづらい状態を感じている人がいるわけです。こういうディスレクシアという状態の方々も、たとえば文字を拡大することで読みやすくなる方もいますし、やはり音声で読書したいというニーズの方もいらっしゃいます。媒体としましては、例えばマルチメディアデジターであるとか、それからリーディングトラッカーなどの読書補助具を活用されて読書されている方も少なくありません。それから、見えない、見えにくいという状態の中には肢体不自由の方もいらっしゃいます。不随意運動や眼振などによって文字などを追いきにくい状態の方もいらっしゃいます。そういう方もやはり音声ニーズとか拡大ニーズを持っているということですね。

続いての読書支援ニーズとしましては、聞こえない、聞こえにくい状態の方ですね。聞こえないとか聞こえにくいというのは読書とは直結しないではないか、と思われる方がいらっしゃるかもしれませんが、実はそうではなくて、特に先天的なろうの状態の方ですね。生まれつき音声言語ではなくて、日本手話を第一言語とされている方ということになりますけれども、そういう方は音声言語ベースの日本語の文章表現等が読みづらく感じる方もいらっしゃるんですね。それは、読書というのは、音声言語に依存している部分があるからなんですね。私たちは、読むとか書くという力のベースとして、音声言語である日本語の聞く話すという力があります。それをベースに、読み書きの力が発達してゆく。なので、小さなうちから読み聞かせが重要だと言われているわけなんですけれども、聴覚障害の方ではそこが困難であったりしますので、読むことが苦手という方もいらっしゃるわけですね。そのため、聴覚障害の方からは、例えば対面朗読に相当するような対面手話のようなサービスがあるといいな、なんていうような意見も出されています。やはり図書館サービスとして、読書あるいは職員とのコミュニケーションも含めて、手話ニーズに応じてゆくことを意識することが大切になるでしょうし、わかりやすく読みやすく書かれているような本

などを提供していくことを意識することも重要なことだと思います。

それから、わかりにくさという部分を抱えている方もいらっしゃるんですね。例えば知的障害のある方などです。ただですね、知的障害の方に対しては誤解をしている方もいまして、知的障害という読めないんじゃないかとおっしゃる方もいるんですが、これは大きな間違いです。もちろん、やさしくわかりやすく書かれてる本が必要になってはくるわけですが、決して読めないわけではない。むしろ、図書館であるとか出版側が、そういったニーズに応えるような本をこれまで十分に提供してこなかったところが、こういった誤解の要因につながっている部分もあるんじゃないかと思います。それから、わかりやすさということであると、認知症のある高齢者などもわかりやすさを求める傾向にあります。

知的障害の方を対象に調査をしたデータがありますので、簡単にご紹介しようと思います。こちらは、藤澤和子先生たちとの共同研究の結果なんですけれども、知的障害のある当事者の方々には調査を行いました。調査対象は、全国手をつなぐ育成会連合会という当事者団体の会員の方を対象に行なった結果ですね。87%が成人ということですので、ほぼ成人のニーズを示していると見ていただいてもいいかと思います。図書館の利用経験は、知的障害のある方も7割の方があると答えていまして、しかも結構頻繁に図書館は利用されているんですね。月1回以上というところで見ても、全体として4割を超える方々が月に1回以上は地域の公共図書館を利用されているということですね。図書館でしていることは、もちろん障害の有無に関係なく皆さん共通というのがこのデータからは出ていますけれども、やはり本や雑誌を読むとか借りるということがメインとなっています。一方で、図書館で困ったこととしては、読みたい本がどこにあるのかわからない。これはやはりサインの問題であるとか、あるいは困ったときに職員の方に声がけがしにくいとか、そういったことを表している部分も含まれているかと思うんですね。それから、読みたい本や雑誌

がなかったということが2番目に多く挙がっています。このことが実は次の図書館に求めることにつながっているんですけれども、一番多いのが、わかりやすい本が欲しい、まさにこれは LL ブックとかマルチメディアデジターのニーズにつながってくる話ですよ。そして2番目は、読みたい本を探すのを職員の方に手伝ってほしい、が挙がっています。このような部分を配慮してゆくということが、わかりにくさへの配慮につながるヒントを示しているのではないかなと思います。

その他の読書支援ニーズとしましては、本を持っていない方、あるいは持ちにくい状態の方もいらっしゃると思います。肢体不自由で手の機能が不自由な方ですと、やはり本などを持ってなかったり持ちにくいために読みづらい方もいらっしゃると思いますので、補助具などを図書館内に整備することも重要になってくるでしょう。

また、集中しづらい方もいらっしゃるんです。例えば、注意欠如・多動症とか自閉スペクトラム症の方などで、周囲がざわざわしていたりとか人が動いてたりすると、集中しづらい方もいます。読みやすいように静かな、例えば個室のような環境を用意できるといいと思います。

このように様々な読書支援ニーズを持っている方々がいるわけですが、そうしたニーズに応じる資料とか支援機器とかサービスというものを充実してゆくことが必要になってくるわけです。言い換えれば、どのようなニーズを持っている方であったとしても、誰もが無料で等しく利用できる図書館ということが重要ですし、そうした図書館の役割はますます大きくなっていると言えると思います。

こちらに載せているのは、日本も批准しています「障害者の権利に関する条約」の1文なんですけれども、このように書いてあります。「障害者に対し、様々な障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること」。これは、長年図書館界が障害者サービスとして実践して

きたことですよ。そういったことが障害者の権利として、条約には明示されていることになります。こういったことが明示されている背景ともいえるわけですが、障害のある方々が読める方式で入手できる書籍がまだ非常に限られているんですよ。これは世界共通の課題でして、それを本の飢餓とか読書の飢餓と呼んでいます。日本も含めた先進国であっても、視覚障害等のある方々が自分で読める方式の書籍を入手できる割合は7%程度と言われていています。開発途上国になりますとこの割合がさらに下がりまして、1%にも満たないという状況なんですよ。こういったことがありまして、世界の国々では、視覚障害者等が読める方式の書籍等を買う自由と借りる権利を確立してほしいと当事者たちはずっと求め続けてきているわけです。日本でもそうなんですよ。

そういった求めに応える形で実現したのが読書バリアフリー法になります。この法律の話は後半でまた触れたいと思います。

2. 公共図書館における「障害者サービス」の現状

続きまして、今日の話のまとめり 2 つ目です。公共図書館における障害者サービスの現状を見ていきたいと思います。現状を見るにあたって、今回ご紹介するのは、国立国会図書館が 2017 年に行って 2018 年に公表している障害者サービスの現状調査の結果です。この調査は 2010 年にも行っているものでして、7 年ぶりに実施されたということなんです。2010 年から 2017 年の間にあった出来事をこちらにまとめました。先ほどご紹介した障害者の権利に関する条約が 2014 年に批准されていまして、2016 年には障害者差別解消法も施行となっています。

まず資料面です。バリアフリーとかアクセシブルな資料や障害者用資料といわれますけれども、それらの所蔵状況をこちらは示しています。一番所蔵割合が高いのは大活字本です。8 割を超えています。また点字の資料です。点字の資料とか点字付きの絵本なども所蔵率は 6 割を超えています。一方で、音声デジターとか、その 1 世代前のカセットテープはまだ 5 割、半分を超えていな

い所蔵状況になっています。知的障害とかディスレクシアの方のニーズに応える意味では、マルチメディアデイジーとか LLブックなども重要ですが、こちらの所蔵率は2011年公表のデータからみると非常に伸びてはいるんですけども、やはりまだ5割は超えていない状況です。所蔵状況の低い媒体の整備を、今後どう進めていくかということが重要になってくるかと思えます。

続きまして、読書支援機器等の整備状況です。こちらで一番割合が高いのが、拡大鏡ですね。整備率が7割を超えています。また拡大読書機も5割を超えていまして、拡大のニーズに応えるという環境整備はずいぶん進んでいることがここからは見えてくるかと思えます。一方で、それ以外の各種機器類に関しましては、5割を超えているものはありません。これから整備を進めて行くということが求められると言えると思えますね。またここは機器ということなので、簡便な読書補助具とかコミュニケーションツールなどは入っていないので、具体的なものをご紹介します。

これは、先ほどご紹介しましたディスレクシアの方の読書補助ツールとしてよく使われている、リーディングトラッカーという道具になります。特定の行に焦点を当ててずらし読みをして行くという道具です。それから書見台ですね。こちらは拡大鏡とか、リーディングトラッカーとか、本にあてがって使う道具を使うときに、姿勢が丸まってしまうたりして長時間の読書が辛いという方もいらっしゃると思います。書見台を用意してあげると、身体の負担感が軽減します。こういった道具は市販のものもあれば手作りもできます。

こちらはコミュニケーションのツールである筆談器です。聴覚障害の方とのコミュニケーションの際によく用いられますが、何も聴覚障害の方限定ではなくて、他の方でも文字でコミュニケーションしたい方には有効なツールになります。それから、こちらはコミュニケーションボードというもので、指さしで自分の伝えたいことを伝えられるようになっています。これは知的障害の方とか、日本語が母語でない外国にルーツのある方に有効です。

続きまして、各種サービスの実施状況を見ていただきます。実施割合が高いところで言いますと、対面朗読サービス、それから郵送貸出サービスですね。いずれも3割を超えています。ただ、機器類とか資料の整備状況に比べますと、サービスに関しては実施割合が高いところでも3割超えで止まってしまっていて、まだ5割超えている実施状況のものがないんですね。今後どう実施体制を整えていくのかが、検討課題になってくるかと思えます。ほかにも、宅配サービスとか、団体貸出とか、ICTの講習とか、手話を活用しておはなし会とか、バリアフリー上映会とか、様々な取り組みが行われています。

それから、資料製作に関してなんですけれども、今日は細かくは触れませんが、著作権法37条3項の規定を生かすことで、視覚障害等のある方々に対しては、もとの本を著作権者に無許諾で音声などの方式に複製をする、つまり音声デイジーを作るとかができますし、公衆送信も行えます。この規定は、公共図書館だけではなく学校図書館や大学図書館も適用になりますので、例えば公共図書館で複製した障害者用資料を学校図書館に提供することも可能になってきます。この規定に則して実務を行いたいときにはガイドラインがありますので、ぜひそちらを参照していただくことが望めます。ガイドラインは日本図書館協会の障害者サービス委員会のホームページで公開していますので、ぜひご活用ください。

ここまで、国会図書館の調査データを紹介しましたが、実はまとめてこんな言葉が書いてあるんですね。「視覚障害者などに対する障害者サービスの実績が、確かにあるといえる図書館は2割にも満たない」。「えっ2割ってことないでしょ」とみなさん先ほどのデータを見てお感じになったかもしれませんが、これは整備状況・実施状況だけを言ってるのではないんです。実績が、と言っていますよね。つまり、利用者が利用しているかどうか重要になってきます。環境整備等々を皆さん方は日々努力されていますよね。やはりその努力をぜひ多くの方に利用していただきたいじゃないですか。利用実績をもっと伸ば

していくということを、皆さんぜひ意識していただきたいと思うんです。つまり、現時点で利用されていない潜在的な障害のある利用者の方々がたくさんいらっしゃるわけですから、その方々への広報とか PR をどう進めていくのかも非常に重要なポイントになってくると思います。

3. 読書バリアフリー法制定を生かす

さて、いよいよ読書バリアフリー法の話に入っていきます。

先ほども触れましたけれども、2021年になりましたので2年前になりますが、2019年の6月に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、いわゆる読書バリアフリー法が制定されました。この読書バリアフリー法ですけれども、目的は「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与」するということです。ポイントは、障害の有無にかかわらず全ての国民が、ということですよ。

もちろん図書館は、そもそもの理念として、障害があろうとなかろうと、すべての人が利用できるということはこれまでも大事にしてきたことですし、それを実践してきたわけですけれども、まだまだ環境整備とかサービスの提供状況にはこれから進めていかなければいけない取り組みが多々あるわけです。改めて、私たち図書館に関わる全ての人達が、この部分を意識して取り組みを進めていきたいところです。

読書バリアフリー法のポイントを、簡潔にこちらに示しています。今回の研究集会では文部科学省の荒木さんが詳しいお話をされると伺っていますので、ぜひ荒木さんの話を伺って、詳しいところは把握していただきたいんですけども、私の方ではポイントだけ整理をしておきます。

まず、読書バリアフリー法は、視覚障害者だけに対象を限定しているわけではありません。視覚による表現の認識が困難な者を対象としています。これは先ほどご紹介した著作権法第37条3項の対象と同じなんです。ぜひ、視覚障害のある方だけではなく、さまざまな心身に障害のある

方々へのサービスを広げていくことを、この法律を生かして取り組んでいただければと思います。

2点目は、当事者の方々が、買う自由と借りる権利を求めていると話をしましたがけれども、この法律で規定されている基本的な施策は、買うから借りるまでをカバーしています。つまり、図書館だけではなく、出版をも想定した施策が盛り込まれています。また、図書館もすべての図書館を対象としていますので、公共図書館だけではなく、学校図書館、大学図書館そしてもちろん点字図書館や国会図書館を含めての施策が規定されていることになります。

3点目は、国と地方公共団体に計画策定を求めています。国に関しては義務ということで、すでに昨年2020年7月に読書バリアフリー基本計画を国は策定し公表しています。今後は都道府県に関して、それから市町村に関しても、計画策定の検討ということになると思います。ただ地方公共団体については、義務ではなくて努力義務になっています。

4点目ですけれども、情報通信技術を活用することが障害のある方々の読書の可能性を広げるという観点から、アクセシブルな電子書籍が注目されています。ここで言う電子書籍の中には、音声デジターとか点字データなども含まれます。これらは、法律の用語で言いますと特定電子書籍になります。

そして最後が、この読書バリアフリーおよびその根幹をなす障害者サービスに関しては、一つの図書館単独でパーフェクトなものを提供していくことがさまざまな制約の中で難しいわけですので、様々な図書館相互に協力連携し合っていくことが重要になってきます。ですので、連携ということを重視しているのもポイントになってくるかと思いますが。

読書バリアフリー法には、先ほどから基本的な施策という言葉を使っていますけれども、9つ記されておりまして、中身についてはぜひ荒木さんのご講演をみなさん聴講していただきたいんですけども、9つの項目だけこちらに挙げております。図書館に関わるところがやはり多いことがお分

かりいただけると思います。重要なのは、この1番目ですよね。視覚障害者等の図書館利用に係る体制を各図書館でしっかりと整備をしていくことが重要になってくると思います。

この法律に示されました9つの基本的な施策を具体化したものが、昨年（令和2年）7月に策定されました国の読書バリアフリー基本計画になります。その内容例をこちらのスライドには示しておりますけれども、やはり公共図書館だけではなく学校図書館なども含めての施策が示されていることがお分かりいただけると思います。また一番最後下の二行ですね、インターネットを活用した広報情報提供体制の充実および障害者サービスの充実を図る取り組みを促進するなど、具体的にどんなことをやっていったらいいのかということが基本的な計画には示されています。この後の荒木さんのご講演も聴講された上で、ぜひ文部科学省のウェブサイトから確認していただけるといいかなと思います。

読書バリアフリー法の制定を受けての今後の展開ということでは、地方公共団体による計画の策定に向けての検討ということになると思います。努力義務ではありますが、おそらく都道府県に関しては作るという方向に、来年（令和3年）度以降、多分動くところが増えてくるかと思えます。もうすでに、今年（令和2年）度の時点で鳥取県は策定のための協議会をつくりまして、検討の会が開かれています。聞くところによりますと、今年（令和2年）度中に計画を策定するというスケジュールだそうです。

やはり地方公共団体の中でも都道府県の果たす役割は非常に重要なんですね。国の基本計画の「おわりに」には、「特に都道府県は、域内全体の視覚障害者等の読書環境の整備が図られるよう、自ら行うべき図書館等の施策の充実を図るとともに、市町村に対して必要な指導・助言等を行うものとする。」となっていて、都道府県の果たす役割が非常に大きいことがここからもうかがえるかと思えます。

もちろん計画策定を待つまでもなく、各図書館では視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備

を推進してゆくことに取り組むことが重要ですし、もうすでに皆さん方の図書館ではこれまでも取り組んできたわけですので、是非その一層の推進をしていただけるとありがたいなと思います。

その際に役立つガイドラインとかチェックリストがあります。日本図書館協会が策定して公表しているものです。こういった環境整備をしたらいいかとか、合理的な配慮とかサービスはどういった取り組みをしたらいいのかということが示されています。また、それに即してどこまで取り組みが進んでいるかをチェックできます。それぞれの図書館の現場でぜひご活用いただければと思います。いずれも日本図書館協会のウェブサイトで開催されています。

4. 今をチャンスと捉えて

では、まどめに入りたいと思います。

ぜひ皆さん方、読書バリアフリー法ができた今をチャンスと捉えていただければと思っています。新しい法律が作られるタイミングはたくさんあるわけではありません。読書バリアフリー法という新しい法律ができたこの機会を生かしていただきたいと思います。各図書館で、どう生かしていくかをご検討いただければと思います。

具体的には、各館内での読書バリアフリーとか障害者サービスに関してのビジョンというものを定めてゆく、そしてそれを職員全体で共有していくことも重要ですし、実施体制を改めて見直して整備をしていく、また予算に関してはいろいろと厳しい状況はありますが、新法ができたことを一つのアピール材料として予算要求などにも生かして行くということも考えていっていいかなと思います。そして、様々な図書館と連携を進めて行く。連携そのものはやっていますが、意外と読書バリアフリーの視点からこぼれ落ちているのが、学校図書館との連携なんですね。支援学校との連携って文脈ではもちろん読書バリアフリーとか障害者サービスという視点は込められていると思うんですが、小中高等学校の学校図書館との連携の視点の中でも、読書バリアフリー

一を入れ込んでいってほしいと思うんです。地域の小学校等でも、支援が必要な子たちがたくさん学んでいます。そういう子たちの学びとか読書を支える意味でも、ぜひ学校図書館の支援とか連携の枠組みの中に、読書バリアフリーを位置づけていってほしいと思っています。

予算や人員体制などの制約が大きいというのは各館に共通の悩みですね。そういった中で、できない、あるいはやらない理由はすぐ思いついてしまうんですけども、ぜひどうすればいいのか、あるいはどうすればやれるかを、職員の皆さんで考えて、一步でも先に進んで行くことが大切になってくると思います。

今回この研究集会では、様々な事例の報告もあります。ほかの図書館の取り組みや実践にはたくさんの方のアイデアとか工夫が詰まっています。ああこれはうちでも生かせそうだなということが多々あると思いますので、ぜひ今回の研究集会を通して学んで生かしていってもらえるといいんではないかなと思います。

とは言ってもですね、無理は禁物です。一度きり、今年度だけではなくて、ずっと継続してゆくことが重要ですし、やはりそのためには先を見据えて、計画的に取り組んでいくことも重要になります。1年2年だけで集中的に頑張りましょうということではなくて、できることから一歩ずつという意識で取り組んでいってもらえればいいんではないかなと思います。

ぜひ何か1つでもいいので、できることを1つずつ着実に積み重ねていって、図書館利用に障害のある方々へのサービスの充実、そしてひいては読書バリアフリーの推進につなげていってもらえればと思います。この後も様々な報告、講演がありますけれども、この研究集会での皆さん方の研究や、学びが有意義になる事を期待しまして、私の基調講演は終わりにしたいと思います。

皆さんご清聴どうもありがとうございました。今回オンラインということでしたけれども、また機会がありましたら、皆さんと対面でお会いすることができると嬉しいなと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

<講演>

「すべての人が必要ながん情報を得られる社会へ
ー図書館と医療分野の連携ー」

国立がん研究センター

八巻 知香子 氏

こんにちは。国立がん研究センターがん対策情報センターの八巻知香子と申します。今日はこのような機会をいただきましてありがとうございます。「すべての人が必要ながん情報を得られる社会へ 図書館と医療分野の連携」ということで、がん対策情報センターで行なってきた取り組みをご紹介します。

今日ご紹介しようと思っている内容をここにお示しました。まず、がん対策において情報提供や相談支援というのはどのように位置付けているのか簡単にご紹介した後で、私どもがウェブサイトで展開している『がん情報サービス』、これがどのような方針とプロセスを経て公開しているのかという基本的な考え方、その中では何を大事にしているのか、エビデンスにこだわるのはなぜかということをご紹介します。そして、がん相談支援センターこれは各拠点病院全国 450カ所ぐらいに設けられている相談窓口ですが、ここがどのような役割を果たす場所であるのかということ、その上で私たちがん対策がん情報に関わる分野から見たときに、図書館にはどのような特徴と魅力があると考えているのか、そして図書館とがん相談支援センターとの連携について具体的な事例をご紹介します。

まず、がん対策におけるがん情報提供と相談支援の位置づけについてです。日本のがん対策の経緯を抜粋でお示ししています。最初に本格的ながん対策が始まったのは昭和 59 年になりますが、現在のように患者さんや家族に情報を届けるということが前面に打ち出されてくるようになったのは、「がん対策推進アクションプラン 2005」が出された 2005 年のことになります。それ以降、がん診療連携拠点病院が指定され、その中



に相談支援センターが作られ、また時を同じくして、がん対策基本法が成立し、それぞれその中で具体的な計画を持って進められるという形が整います。平成 18 年のことです。現在は第 3 期のがん対策推進基本計画が実施されており、そのなかでがんの情報提供ということも進められております。

こちらは 2005 年に公表された「がん対策推進アクションプラン」の中で示された情報提供のあり方、体制図です。この中ではがん対策情報センターを設け、様々な情報を発信していく、各拠点病院の中に相談支援センターを設け、直接のサポートを行っていくという図が示されました。そこでは患者家族に正確な情報に基づく支援も行う、正確な情報に基づくということが、現在においても大切にされておりますし、がんの情報、医療の情報の切実な課題となっています。

これは現在の第 3 期がん対策推進基本計画の概要図です。全体目標としてがん患者を含めた国民ががんを知り、がんの克服を目指す、科学的根拠に基づくがん予防、がん検診の充実、患者本位のがん医療の実現、尊厳を持って安心して暮らせる社会を構築するということが掲げられ、分野別の政策として、がん予防、がん医療の充実、がんとの共生ということが掲げられておりまして、がんとの共生の一部として具体的に取り組む事項に相談支援、情報提供が位置づけられています。

これは現在も進んでいる日本のがん情報提供ネットワークは、どのように情報を届けていくかという概念図です。2 枚前のスライドとほぼ同じことを示しています。がん対策情報センターでさ

さまざまな情報を集約、編集、評価して、発信していく。そこには国民や患者さんの意見も取り入れながら作成していく、そして具体的な1対1のサポートというのは、拠点病院に設けられたがん相談支援センターで行っていくということを示した図となっています。

次に、がん情報サービスの運営方針とプロセスについてご紹介したいと思います。これをお話する理由というのは、図書館分野の情報提供の理念と、医療分野が考える情報提供における価値観には若干異なる点があると感じるためです。図書館では全方位の情報を、知る権利を守るという理念を大事にされながら情報を提供されていることと思います。利用者が望まれるのであれば、その情報資料に対して評価を加えることなく、その方の知る権利を守るということが大事になってくるとは思いますが、がん情報を提供する医療分野の側から見た場合の若干スタンスが違いますので、どのようなことを大事にしているのかをお伝えしたいと思います。

なぜ情報が必要なのか、これは医療の場合についての話ですが、医療技術が進歩してくると検査や診断治療などの選択肢が増えてきます。そうしますと多数の選択肢の中から自分の生活や生命、人生に関わる重要な選択が必要になってきます。自分の生活や命に直接かかわることについて選ぶ。そのための情報が必要になってくるということになります。それでは、選ぶ意思決定をするという上で何が必要になるのか。これは治療選択であるとか、治療をする、しないの選択も含めてですが、そのような場面を考えた時にまずやらなくてはいけないことは、まず意思決定が必要な問題が何なのか、今決定しなくてはいけないことが何なのかを明確にする。そして可能性あるすべての選択肢のリストを作る。選択肢を選ぶ基準を決め、選んだ結果を想像する。そして情報提供による心理的効果もここの部分は支援しうるわけですが、その支援を受けながら意思決定を行い、その意思決定に伴う葛藤やジレンマを解決していくことになります。これは大きな病気をして治療をして

いくにあたり、Aという選択肢を取る、Bという選択肢を取る、そのどちらが自分にとって良いのか、そのようなことを様々な観点から考えていくうえで必要になることです。

そのような意思決定に用いるためには、情報が正しくなければなりません。予測される結果を、得られた情報をもとに考えていくわけですから、その時点の情報が間違っていると選択も適切なことが行えないということになります。ただし、正しい情報が簡単に手に入るかという点と難しい面がたくさんあります。専門用語がたくさんあって、誰もが平易にわかる資料に限られるということもあります。ヘルスリテラシーとよく言われますが、全ての人がその能力を急速にあげるのは非常に困難です。でも待たないで自分の生活や生命、人生のための決定をしなければならぬ。そして実際に多くの人はテレビや雑誌などのマスメディアから情報入手しますが、マスメディアの報道傾向としては正しさよりもわかりやすさが大事にされる。エビデンスよりもセンセーショナルリズム、話題になるということが重要視される傾向があり、必ずしもその選択に直面している人にとって、信頼できる情報になっていないという場合もしばしばあります。

現在は ICT 技術の進歩、SNS などのメディアが増加して、情報量が増加している。情報不足というのも問題ですが情報が多すぎて、その海の中で溺れてしまうという方もたくさんいます。膨大な情報を処理しきれない人にとっては、より選択は困難になっているともいえます。また玉石混交の情報の中で信頼できる情報と信頼できない情報との見極めがより難しくなっているという側面もあります。

がん情報サービスに話を戻しますと、これは2006年10月に誕生したものです。がん対策情報センター、国立がん研究センターの中にある部門ですが、がん対策情報センターが運営しウェブサイトへの情報の掲載、それ以外に紙媒体としての小冊子、書籍チラシなどでも情報を提供しています。理念はがんについて信頼できる最新の情報を

患者さんに、ご家族の方をはじめ一般の方に対して分かりやすく紹介することをめざしています。そして主に主治医との話し合いを補助するための情報源として活用していただくということが想定されています。

ホームページをご覧いただいたことのある方も多数いらっしゃるかもしれません。それぞれのがんの解説、具体的には肺がんの場合には、肺の機能およびどのような検査治療があるのか、治療についてどのような配慮が必要なのかということを示しているものです。ホームページのうち資料室の中には、冊子の形でも情報をPDFで掲載しております。冊子類については紙でも入手ができるような仕組みを整えています。後にご紹介するがん情報ギフトはこのような紙の資料を図書館にお届けする事業です。生活・療養のところには、治療やがんの症状に伴う様々な生活に影響を与えるような症状について、どのような原因で起こっているのか、それに対してどのような対応が可能なのかということなども紹介しています。

さまざまながんの情報を掲載しておりますので、膨大なページ数で約2万ページもございます。その中で特に多くの方がご覧になっているのがこの一般向けの情報、ページ数で言えば全体の5%ほど、約1,200ページほどなのですが、がんの冊子の部分、それから各種がんの解説、診断・治療、生活・療養、予防・健診というところを多数の方がご覧になっています。

これはホームページのうちどこがよく見られているかということを示したのですが、各種がんの情報、解説のところが一番多くの方に見られています。ページ数で言えば、それほど多いページではないのですが3分の1はこの部分の閲覧です。

がん情報サービスの情報を作成して、提供するまでの流れをここに示しています。最初にエビデンスを確認します。診療ガイドラインなど現在の医療の情報が集約された信頼できる情報に基づいて原稿を執筆していきます。そして内部の査読を経て、一度編集委員会にて検討されます。その後、専門家の査読、患者や市民としての視点の査読を

行った上で原稿に反映し、様々な手続きを経て、これを最終原稿としてよいかということを再び編集委員会で検討します。その後、原稿の調整を行って公開に至るわけですが、このプロセスは短くて半年、長いと3年ほどかかります。これだけ時間がかかってしまうので、迅速な情報の公開とのバランスが難しいところではありますが、実際の医療現場の進み方と齟齬のない情報になっているかを確認します。また専門家の中でもまだ意見が一致していないような内容の場合、多方面にきちんと情報のヒアリングを行い、意見を反映し、患者さんが実際にその情報を見て治療選択をする意思決定をしていくうえで困らないような、現実には則した情報になるための最大限の努力を払っているところです。

このエビデンスの確認をどうしていくのか、一番進めやすいのは診療ガイドラインとしてそれぞれの分野の情報がまとまっていることです。乳がんのように患者数が多くて専門家の数の多いような学会では、患者さん向けの診療ガイドラインなども作られています。この患者さん向けの診療ガイドラインなどに関しては、図書館にも備えていらっしゃる所が多いことと思います。

また、さまざまなレベルでの査読を丁寧に行っているということもこのがん情報サービスで扱う情報の特徴です。内部査読というのはがん対策情報センターのスタッフが行う査読ですが、もちろんそれぞれの分野の専門性も考えながら、がん情報サービスの編集の方針にあった原稿になっているかを確認して、編集委員会で検討した上で専門家や市民の査読に回していきます。

専門家査読というのは、その分野の専門家に医学的にまた臨床的に適切な内容になっているかを判断していただきます。

もう一つの特徴が、患者・市民パネル査読です。患者・市民パネルというのは、私たちががん対策情報センターの活動を支えていただく患者さんやご家族市民の方々です。毎年50名ずつ募集し、2年任期で担当していただいています。毎年100人の方に理事長から委嘱する形で活動を行っていただいています。すべての原稿について患者や家

族の立場から見て分かりやすい原稿になっているか、傷つく表現はないか、厳しい情報であったとしても温かみのある原稿になっているか、という読者の視点での査読をしていただいています。表現などすごく参考になるご意見をいただきながら、患者さんの立場でご覧になった方にも、傷つける表現がないような原稿として公開していくことを努めております。

実際どれぐらいの方が見ていただいているかということですが、現在では月当たり 500 万から 600 万のページビューがございます。開設当初に比べると 2.5 倍ぐらいになっています。

がん情報サービスは、ウェブサイトからの発信が中心ではありますが、それ以外にも紙資料として提供しています。また患者家族、現在病気に直面している方に向けての資料が中心ではありますが、検診などの罹患前の情報、治療を終えた後の社会とのつながりという点についても情報提供しています。書籍の形態、また「がんの冊子」という形を出しているものもあります。そしてチラシの形というのも非常に有用で様々な場所で使っていただいております。また視覚に障がいのある方などは紙の情報というのは利用できないのですが、それを音訳点訳したものを資料として公開するというも行なっております。これは堺市立健康福祉プラザと国立がん研究センターとの協定に基づいて作成をしていただいておりますが、音声資料についてはがん情報サービスからも直接公開しております。こちらのがん情報サービスで公開している音声資料については、障がいのある方ない方問わず使っていただけるものです。著作権法上、音訳資料などについては障がいのある方にしか提供できないという制約があることを感じてらっしゃる図書館の方も多いと思うのですが、ここに公開している資料はがん対策情報センターが全ての著作権を持っている。もしくは出版社から許可を得ているものですので、どなたに提供いただいても大丈夫という形で公開しているものです。もし図書館をご利用の際に音訳資料を必要とされている方がいらっしゃいましたらどうぞご紹介いただければと思います。

このがん情報サービスについても全て内製化で作っていくには困難な側面もありますので、今後より連携を深めながら、多くの他の団体で作成されている資料についてもつないでいく、ポータルサイトとしての役割を今後より強調していきたいと考えております。外部機関と連携して情報を出すというのは、すなわちリンクしていくということになるわけです。そこでがん情報サービスからのリンクの考え方について示しています。このリンクの考え方というのは先に述べたようなエビデンスを重視する、それから患者さんとご家族の意思決定にあたって適切な情報になり得るものを提供していくという方針を堅持していることを改めてお示しする意味もでございます。がん患者さん、家族などの利用者が情報を利用してさらなる情報収集を行うことも含め、その人が次の行動を取れるなど、その人により良い意思決定の支援につながる情報が提供されていること。医学的な情報については、診療ガイドラインなどで推奨された科学的根拠に基づく情報、もしくは医学的なコンセンサスが得られた情報であること。信頼できる情報をバランスよく偏りなく示し、定期的な更新がなされており、問い合わせ対応を行うなど、出している情報に対して責任を持った運営がなされているということ。利用者に誤解を与える可能性のある情報が掲載されている、もしくは掲載される可能性があると考えられる組織が運営するウェブサイトへは、たとえ一部の情報が利用者にとって有用である場合でもリンクしない。すべての項目について一律な判断が難しいことから判断に迷う場合には、がん情報サービスの編集委員会により決定していくことを基本とする。またこのウェブサイトを巡る環境は変化が速いことからこの基準は定期的に見直しを行うとしております。

これは図書館で医療情報に関して選書を行っていただく際にも同じような考え方が利用できるのかもしれませんが。館としてどういう情報を収集していくのかというのはそれぞれの図書館方針があろうかと思いますが、市民、患者さんが生活医療に関わる情報を自分ごととして考えた時

に、何が大事かということを考えていただく際には参考になる資料かと思えます。

これ（都道府県版地域の療養情報冊子・がんポータルサイト）は、この医療情報とは別の資料も重要になるという意味での資料です。これは病院がどこにあるのか、どこに相談窓口があるのかという地域の情報はなかなか一元管理して集約できるものではありません。そのような意味で各都道府県においてがん対策のポータルサイトというのが作られている場合が多くあります。これらの資料を取りまとめた形で冊子になっているものもあります。もし図書館にがんの情報コーナーをつくっていただく場合には、ぜひこのような地域の資料についても収集していただければと思います。がん対策の主管課は各県ごとにありますし、がん診療連携拠点病院には都道府県拠点病院というのがあります。そこでは県の情報を集約していますし、このような冊子類、県の冊子でとりまとめたものがある場合には、都道府県拠点にはどこに行けば入手できるかということがわかると思いますので、入手していただければと考えております。こちらについても、もし問い合わせがありましたらがん対策情報センターでも直接お答えできますので必要な場合にはどうぞお尋ねください。

続いてがん相談支援センターについてご紹介いたします。これは先にお示したスライドと同じ内容のものです。がん相談支援センターというのは、がん対策が本格的に始まった「アクションプラン2005」の中で示されております。2005年当時がん医療で指摘されていた問題というのは、がん医療に関する情報が不足している。がん医療の均てん化が図られていない、すなわちこの地域に住んでいるか、どの病院にかかるかによって受けられる治療が異なる。がん医療において、がん患者さんたちの生活全体がみられていないというようなことが大きな不満となっておりました。それに対してがん相談支援センターやがん対策情報センターが役に立つ情報を提供する。がん診療連携拠点病院で患者や家族に、正確な情報に基

づく支援を行うという情報提供の重要な機関として設定されたものです。

このがん相談支援センターの業務、がん診療連携拠点病院の整備に関する指針という中で、次のように定められています。がんに関すること、病気のこと、生活に関すること、その他ここにあげているすべてのことについてがん相談支援センターは相談に応じ、情報を提供する場所となっております。このがん相談支援センターは何をやるかという先ほどの列挙だけではどういう場所なのかわかりにくい、また自分たちを意識しにくいということで相談支援センターの集まりであります都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の中の情報提供相談支援部会という場所で改めて議論、ディスカッションいたしました。

その中でがん相談支援センターはどのような場所であろうとしているのか、それを自ら定義したものの要点はこちらになります。まず、誰でも院内院外を問わず、患者や家族を問わず、必要なら匿名で、かつ無料で相談が受けられる場所。通常、病院という場所はカルテのある患者さん、そして名前や病気が登録された患者さんが医療サービスを利用するところです。そこには、医療保険を用いた医療費が払われその診療報酬に基づいて病院は運営されています。この相談支援センターはその病院のシステムに乗らない、一切名前も告げることなく利用できる場所です。そして信頼できる情報を提供する。がん情報サービスやその他の信頼できる情報を探して活用する。そして中立の立場で橋渡しをしていく場所。医師や看護師、直接診療に関わるスタッフから離れた中立の立場で説明、橋渡しを行うことで理解を促していく場所。そして橋渡し支援の選択肢を広げるために、院内外のネットワークを広げていく場所。そうやって患者さんや家族を支えていくという場所をめざしています。そして相談というのは話をするというものですから、相談しただけでは病気は治りませんし、困りごととも直接は解決しませんが、相談者に寄り添って困りごとの本質を共に考えて情報提供していくことで、患者さん、家族、その相談者自らが自分で問題を解決できるよう

に支援していく、そういう場所をめざすことがあらためて確認されました。

がん相談支援センターで相談、支援を行うがん専門相談員の役割、そして相談支援をどのように行っていくのかというプロセスをここに示しています。このプロセスと役割は様々な研修の場で、全ての相談員に共有されている基本的な考え方です。がん専門相談員の役割は、がん患者や家族などの相談者に、科学的根拠とがん専門相談員の実践に基づく信頼できる情報提供を行うことによって、その人らしい生活や治療選択ができるように支援することを役割と定義しており、相談支援のプロセスでは、まず心理的なサポート、クライアントの訴えをじっくりと聞き不安や動揺を受けとめ、その軽減・解消を図る。その上でこの方が困っているのは何だろう、主訴の裏に隠れた課題や問題、潜在的なニーズを意識し、実際に取り組むべき、はじめに解決していく問題は何かのか、それ以降にゆっくり解決していくべきことは何か、課題や問題をクライアントと共有し、次のことに結びつく決定を促進する。そして正確な情報を提供し、理解の促進を図り、今後の方向性の検討と共有を行う。今後の動きをクライアントと検討し整理し共有する。他の専門職や他機関への依頼・連携を行う。このようなプロセスで課題の解決を図っていきます。

さて、このような事業を行っている相談支援センターの困りごとのひとつが認知度の問題です。最近の世論調査の中には同じ項目がないので、直近の調査でもやや古いものとなってしまいますが、なかなか認知度が伸び悩んでいるというのが状況です。利用したことがある、利用したことはないけれどもよく知っている方は1割にも満たない。そして患者体験調査では利用したことがあるという方がやはり1割ほどという状況でした。より多くの方に利用していただきたい、使っていただきたいのですが、なかなか困っている方にたどり着いていただけません。そこが大きな悩みの一つです。

こちらはがんの病気の経過にともなってどのような悩みが出てくるかということをお示した図です。多くの方は元気な時にはがんについて興味はないと思います。がんになって初めて自分事として考えるようになって、その段階で急にさまざまなことを知る必要が出てきます。重大な意思決定が必要になる時期です。どこで治療するのか、どの治療法を選べばいいのか。自分の生活はこの先どうなるのか。さまざまに生じてくる悩みに応えるために、たくさんの情報が必要となります。しかし、この動揺した時期に、ゼロから情報を探すというのは極めて困難でもあります。そうなる入り口を知っておく、生活の中で元気な時から、いかにして情報を入手するのか、どこに行けば信頼できる情報が得られるのか、相談窓口が得られるのかということを知っていただくというのがまず大事なことになってきます。そしてもう一つ、死が避けられないということがわかった時にも、また多くの意思決定が必要になります。準備が大事です。ですが、死に関する情報を直接扱うというのは病院では極めて難しいところでもあります。死が身近だからこそ扱えないということは、病院の現場ではよく感じられる部分です。

また、病院というのは目的のない人には近づきにくいところです。生活の中で自然に目に触れていただく、情報に触れていただく場所、そういう場所を必要としている。そこが図書館との連携を思い立った背景です。先程がん情報サービスの紹介の中でも触れた部分ですが、私たちががん対策情報センターからも冊子であるとか、チラシであるとか、書籍、web サイトから情報発信しています。できるだけ元気な時に見てほしい、いざとなつてからあわてないように、あるということだけでも知っていただきたいというのが発信者側の願いです。しかし、多くの場合、元気な時にはがんについて、自分事とは考えていただいていませんので、なかなか情報を探しに行こうとしていただけません。自分で手にとってみよう、探しに行こう、そういうことが難しい場合、生活の場の中で届ける場所をどうやって増やしていけばいいのか。私

たちが扱っているような紙媒体について適切に扱う技術があり、情報発信をされているそういう専門職の人たちと繋がる方がいいのではないか。そこで図書館や公民館との連携はできないか、ということで今取り組んでいる図書館とがん相談支援センターの連携という取り組みに至るわけです。

今、申し上げたようにがん相談分野、がん情報提供分野から見ますと、生活の中で医療について特段の関心を持っていない人も含めて、情報が提供できることが図書館の魅力です。では、その図書館の良さについて違った分野からどのように見えているか、私たちから見てどのような点が図書館の魅力なのかということをもう少しお話ししたいと思います。

こちらのスライドは田村俊作先生の許可を得てご紹介するものです。公共図書館の概況としては皆様にはもう当たり前のことかも知れませんが、なんととっても津々浦々、圧倒的に多数の自治体で図書館が設置されているところです。がんの拠点病院というのはかなり規模の大きな病院に限られますので、相談支援センターのある拠点病院がどうしても街中に偏るという傾向があります。それに比べて町村においても図書館が設置されているというのは、まんべんなく情報を提供したいという私たちからみると非常に魅力的な分布になっています。

公共図書館の特徴は、まず本のあるところ、色々な本があって誰でも気軽に立ち寄って好きな本を利用することができる。これはがんについて調べたい人だけでなく、小説が読みたい人、子供を連れてちょっとホッと遊びに来たい人たちも含めて目に留める機会がある。これは病院にない特徴です。誰でも気軽に立ち寄れる場所、あらゆるジャンルの本が置いてあって、本の利用に目的を問わない、自治体が提供しているので安心できるという側面もあります。さまざまなジャンルについて専門的な情報にまでたどり着くことができる。生きていく上で必要な知識や知恵を教えてくれる本もあるし、地図や旅行ガイドなど

楽しめる本、それから専門情報を効率よく検索できるデータベースなどもある。そして医療や健康に関する本もたくさんある。病気の診療についてわかりやすく解説したガイドライン、実際に病気にかかった人の体験記、病気や薬について書かれたパンフレットなども揃えられています。そしてさらには死についてのことや、死ぬまでにすることについて書いた本もある。このへんは病院にはなかなか触れられない情報です。このような特性を持つ図書館と連携していくということは医療の分野から見るとどういう魅力があるかといいますと、繰り返しになりますが元気な人が生活の中で来る場所である図書館というのは、病気になって初めて訪れる病院のように切羽詰まった段階で来る場所ではない。だからこそ最初に述べた無関心期の人たちにもアプローチできる重要な拠点になる。それから小さな町村にもある図書館に対して、これは基準を満たすがん診療連携拠点病院、その中には相談支援センターもあるのですが、そのような病院はどうしても都市部に偏りがちです。地方の都道府県においても県庁所在地やある程度大きな規模の市にある場合がほとんどです。なかなか小さな市町村には拠点病院はありません。その意味で情報の拠点としての津々浦々に行き渡っているという、まんべんなさは非常に魅力的です。

そして社会教育施設としてさまざまなことを行うことができるという可能性を秘めた場所というのが魅力です。先にも申し上げましたが病院の中では死は扱いつらいテーマです。しかし、図書館の中では例えば遺言状の書き方であるとか、人生を終えるための準備である終活の講座などは非常に人気だと伺います。これは病院の中では死が身近だからこそどうしても扱えないということとは対をなすもので、元気な時に訪れるからこそ、そして生活の中にあるからこそ扱える本当は病気の背後で向き合わなければいけないさまざまな人生のテーマを扱える場所としても魅力です。

図書館の側から医療機関との連携について期待することとして聞かせていただいたことは、扱

いづらい医療情報について気軽に相談できる機関がほしい、それから実際に病気の相談をされてしまった場合、図書館では応えきれない問題がたくさんある。その時に安心してリファーできる相談窓口があればいいのだけどというメリットは伺ったことがあります。このような点からお互いの強みをいかせば、届けたくてもこれまでなかなか届かせることができなかつた人にも信頼できる情報を届けることができるだろうということで、図書館との連携を私たちが進めてまいりました。

これまでご紹介しましたように、がん情報サービスとしては信頼できる情報を、特段関心がない方にも生活の中で届けていきたいという希望があり、また図書館という素晴らしい専門職の方達によって支えられている情報提供の拠点の魅力を知りまして、実際に連携活動を始めてきました。そしてここ3年ほど前からがん情報ギフトプロジェクトとして、私たちから直接図書館の皆様へのアプローチを開始して参りましたので、その部分についてご紹介したいと思います。

私たちが直接図書館の皆様との連携を事業として手掛けるようになったのは、平成26年に科学技術振興機構からの事業助成を受けて行なったのが最初となります。その時には3地域でモデル事業としての試みを開始しました。都市部の代表として大阪府の堺市、そして首都近郊の街として神奈川県の子支市、そして小さい町村でどのような取り組みができるかということを具体的に検討するために北海道の日高地域。それぞれの皆様にご協力を得て事業を試みてまいりました。こうした私たち自身が参加させてもらう事業とともに、各地で既に行われていたさまざまな図書館とがん相談支援センターとの連携について、互いに知見を共有し、新たな取り組みを生む機会、きっかけとするようなワークショップを各地で開催してきました。図書館の方とがん相談支援センターの医療部門のスタッフというのは、直接なかなか会う機会がなかったり、そのままでは連携というのは進んでいかなかったりということで、

がん相談支援センターの皆様と図書館の方と双方からご参加いただくような企画をしてきました。そして、直近では近畿ブロックのワークショップとして、今年(2020年)の10月9日に実施しました。こちらは図書館総合展のwebサイトからアーカイブがご覧いただけるようになっていまして。このようなワークショップを各地で開催するなかで、さまざまな取り組みが行われているということを私たちもたくさん聞かせていただきました。地域の事情に合わせた取り組みがありますが、いろいろなどで行われている典型的な取り組みについてご紹介いたします。

まず一番多くあるのが講演会の共同開催というタイプです。がん診療連携拠点病院やがん相談支援センターでは一般の方向けにがんについての情報、正しい知識を普及するという目的で講演会を行っているところが多数あります。ただその講演会になかなか一般の方に来ていただけないという課題を持っています。病院の中で行う場合にその病院にかかっている方にとってはなかなか行きづらい場所ですし、周知の機会もないということがあります。一方、図書館の側でも社会教育施設としてさまざまな講演会であるとか、学習会をなさっているかと思えます。その場合にその双方がコラボレーションをすると場所や講師が今までにないバリエーションで実施できます。それから、より多くの方に来ていただくことができ、図書館の側で講師探しに難しい医療分野の方たちについては、病院の側で直接講師を派遣したり、または紹介したりということで双方の運営が平易になると聞いています。ここでは堺市、子支市、浦河町の例が上がっていますが、それぞれの図書館そして拠点病院に加えて、市の行政の担当の方などが参加することでより幅の広い講演会が実施できています。ここでは、科学技術振興機構から支援を受けた地域の例を出していますが、これ以外の地域でも多数で行われています。

これらの講演会を繰り返すうちに、プラスアルファでちょっと変わったことをしないと面白くないということで色々工夫されています。図書館

のコーナーに実物を展示する。これはよく行われていることかと思えます。こういったコーナーがありますぜひご利用くださいという図書館側からのアピール。そして堺市の事例では、拠点病院のがん相談支援センターから講師を出して毎回講演会をしているのですが、数回目の開催のときに手術後の食事のことについて知りたいというよう意見が出てきました。病院の中にはいろんな分野がありますので栄養科に頼んで協力して、展示および講演をしてもらおうということになりました。この時には栄養科の栄養士も説明に参加しています。

こちら堺市の事例ですが検診のPRを行ったものです。がん検診は市町村の事業になるのですが、担当者にとってがん検診の受診率を上げるというのは非常に重要なミッションになっています。例えば講演会のなかで検診ってこんなことをするんですよという紹介を気楽に聞いていただく機会を提供することによって、検診のPRをすれば行政の方にとってもwin-winの形で連携することができます。

次は、がん検診を体験してみるというアイデアです。写真には洗面器が見えます。もともとは点字図書館の皆さんからの発案で、目が見えない方にとっては大腸がんの便潜血検査を自分でやるのが難しい。だからといって便を扱うことから、家族に頼むのが気後れする。自分でするにはどのようにすればいいのかを体験することができれば、ハードルが下がるのではないかというアイデアです。小麦粉粘土、カラー粘土を使って洗面器に水を張って、その上でトイレットペーパーを置いてというような実演をしました。

次は日高の例ですが、乳がんのモデルを使って触ってみるというものです。乳がん検診、乳がんになったらこんな感じの異物感があるんだよということで触ってみる体験をしました。ここも町の保健師さんなどにもご協力いただきながら実施しました。このようなちょっとしたアイデアは、それほど大掛かりの準備をしなくてもできる場合がたくさんありますので、実施する人の楽しみも考えながらアイデアを出していくと講演会も

さらに充実すると思えます。

講演会にプラスして映画上映会と組み合わせるといった企画もありました。図書館ではときどき映画鑑賞会を行われているというのを伺います。図書館によっては毎月定期的に行われているところもあるそうです。そのような場合に元気なシニアの方が多数参加されるそうですが、そこにがんに関わるテーマを取り上げた映画の上映と、図書館の方のブックトークを組み合わせた事例です。

それから次の例は、事業に参加していた保健医療分野の方と図書館の方達みんなで演劇をしたというもので、これはどこでも真似をするというのは負担の大きい事業ですね。パワーポイントに声をいれて上映するなど、このようなものの組み合わせ、すでにあるものを組み合わせながら行うことで準備の負担を比較的小さく、楽しめるものができると思います。

これは堺市の事例ですが、関係機関が協力して一枚の同じチラシの中に情報を込めたという例です。先ほどがん検診について市町村の事業であるということに触れましたが、行政の方、市町村の担当の方は5つのがん検診を行っています。胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんの5つのがんの種類について検診がどこで受けられるのか、予約できるのかという情報を行政の担当の方が、拠点病院の方がそれぞれのがんについて簡単な解説をがん情報サービスの資料を使い、どんな病気でどのような治療をするのかということを簡潔に紹介し、図書館の方がブックリストの部分を作成しました。胃がんに関係する本でこの市立図書館で所蔵している図書にはこのようなものがあり参考になりますというものです。こうしたコラボレーションのチラシを市の保健センターそして図書館、そして拠点病院に同じものを置いてどこでも同じように見ていただけるように作成されました。このチラシを参考にして日高でも同じようなチラシを作っていられそうです。こうしたチラシは連携を深めていく上でもひとつの道具になりますし、実際に毎年更新がなされています。こちらは図書館の方がリーダーシッ

プをとって更新をされているという例です。これも比較的参考にしやすい事業かと思います。

患者会と図書館や図書コーナーとのコラボレーションという例も各地にあります。拠点病院には多くのところで患者さんのサロンを設置しています。がんという大きな病気になって色々な悩みが出る。それは患者同士であれば分かり合える、分かち合えるものもある。それについて話し合うような場をサロンとして設けているところがたくさんあります。患者会でもそういった話し合いの場を設けている場合がたくさんあります。ただそこには直接参加しづらい、病気の話をしましょうでは話しにくいような方も、図書館で本を紹介しましょうとか、参考になった本を話題にして参加しましょうということであれば参加しやすい方もいらっしゃると思います。こういった形で図書館という場で患者サロンを行う、患者会を行うという取り組みも行われています。病院の中で行うサロンには行きづらい、特に働いている方は平日の日中というのは行きにくい場合もありますが、図書館だと土曜日や日曜日は開館されているところが圧倒的多数かと思います。和歌山の例では土曜日の患者サロンは、病院ではなく図書館の場所を借りて行われているということです。堺市では病気のことを話そうといわれると参加しづらい人も、本を紹介しようという場なら参加しやすいこともあることで、この日は病気についての本を紹介する会をしました。医療者の方では若い頃がん病棟で働き始めたときに心を打たれた本を紹介された方もいましたし、般若心経について紹介した方もいます。さまざまな生活の中で生死を語るという場を設けるとい点では、病院よりも図書館の方が利点もたくさんあるなど感じた取り組みでした。

これは図書館のお祭りに相談支援センターが参加したという例です。図書館祭り、フェスティバル、いろんな形で行われている行事があると思いますが、そういう場に相談支援センターの皆さんが出張相談の場を設けるとい取り組みです。これは講演会に合わせて出張相談をするなど、い

ろいろ形を変えて各地で行われていますが、図書館で何らかの行事をする際に、相談支援センターに声をかけてみる、この日に何か参加してくれませんかというような案内もいいのではないかと思います。そこに市町村の検診の紹介を追加した、市町村の保健師さんが参加されたという例なども伺っています。

次は検診がさらに障がいのある方についての配慮に広がったという例です。先ほどから何度か取り上げている堺市ですが、点字図書館、福祉センター、福祉機関と拠点病院それから行政と図書館が参加するという形で運営してきましたので、様々な障がいのある方の検診に対するハードルについて、たびたび話題になりました。その中で行政の方がおっしゃっていたのは、障がいのある方を検診から排除する意図は全く無かった。でも、障がいのある方もがん検診を受けるという発想、当たり前の方が気付いてなかったということをおっしゃっていました。この取り組みの中で市が行うがん検診の資料についての点訳や音訳を作成し、合わせて情報提供するということが始まりました。また、障がいのある方にとって慣れない場所へ検診を受けに行くというのは非常に気持ちの上でもハードルの高いことです。検診車にちゃんと上げられるだろうか、説明がよくわかるだろうか、そういった気持ちの不安も含めて、足が遠のくということがありますので、普段障がいのある方が利用している施設、堺市立健康福祉プラザの中でがん検診を受けられるにしようということも新たに始まった試みです。

このようにさまざまな分野が協力していく中で、縦割り行政の中ではなかなか今まで気付かなかったニーズに気づき、もっともサービスを必要としている人、不足している人に届けられるという新たな試みも始まります。そのような機会が図書館との連携で始まったという例をご紹介させていただきます。

このような取り組みを重ねていく中で図書館へのアプローチを、がん対策情報センターから直

接呼びかけようということで、より本格的な事業化を行ってきました。3年前（2017年）の夏からがん情報ギフトプロジェクトを稼働させております。お聞きいただいている方の中にも、既にごがん情報ギフトプロジェクトを受け入れていただいている館の方もいらっしゃるかもしれません。この事業は市民や企業の皆さまからのご寄付をいただきまして、その費用でがん対策情報センターで発行している冊子やチラシなどのがん情報ギフトセットを提供するというものです。配布用の資料もお届けしておりますし、なくなったら補充させていただきます。また、このがんの資料というのは3年に1回の頻度を目指して更新しておりますので、随時更新資料がございます。それについても順次お届けしているところです。全国500館を目標にして寄贈を行ってきましたが、この12月で433館にまでお届けすることができました。今後受入れを希望される場合は是非ご連絡いただければ受け付けておりますし、すでに受入れされている館と連携を取りながら地域の事業を進めていただければと思っております。「がん情報ギフト」と検索していただきますと、私どものホームページにたどり着きますので、そこから図書館関係の方へというページからお申し込みいただけます。そこから補充資料であるとか、リクエストも承っておりますので是非一度ご覧いただければと思います。

がん情報ギフトの事業のように図書館と連携して活用いただける事業が巡回展示です。これは慶應大学の池谷先生たちのグループで作成されたweb協同選書のプロジェクトの中で、がんに関するテーマ別の選書を行われたものです。この書籍のセットとブックリスト、その書籍をうまく紹介するためのポップ、がんのことについてのパネル、これらをセットにして貸し出すということをトライアルで進めております。最初にお披露目したのは北海道図書館大会で昨年（2019年）の秋に行われた時でしたが、この写真にありますようにパネルやポップ、書籍を合わせて使えるようにして簡単に展示コーナーを設けられるというセ

ットです。実際に連携を進めるとしてもなかなかきっかけが必要であったり、広報ができるような絵があるというのが大事であったり、行政担当の方と連携していただくにあたって何らかの話題性があった方がいいということで、月例の展示コーナーのような場所に気軽に使っていただけるようにと準備しているものとなります。セット数の準備がまだ足りませんので、すべてのところでお使いいただけるようにはなっておりませんが、今年度北海道であちこち巡回していただいております。左は函館市中央図書館さんの展示の様子、真ん中にあるのは登別市立図書館さんで図書館通信に掲載していただいたものです。このセットを使い、それぞれの図書館に合わせて気軽な展示を実施していただいております。それに対して足を運んだ人がふと目を止めて、ここには信頼できるがんの情報があるなということを知っていただく機会にいただければと思います。

最後に、僭越ではありますが図書館内での連携のお願いでこの発表を終わらせていただきます。健康医療情報サービス、障害者サービスそれぞれに図書館では専門のサービスとして位置付けられていると伺っております。現在国民の6%が何らかの障がいがあると言われておりまして、高齢の障がい者が増加、障がい者の高齢化というのが進んでおります。がんの最大のリスクファクターは年齢ですので、そう考えますとがんになる障がいのある方というのは増えているわけです。ただ、情報入手に困難のある人、障がいによって情報の入手が難しい人に対しての情報提供はまだまだです。音声や点字資料というのは、一定の努力はしているところですが十分とはいえないし、知的障がいやろうの方への手話等での情報提供というのは、まだ手法すら手探りといった状況です。もともとの健康医療情報のサービス、それから障がい者のサービス、それぞれの専門性を合わせた障がいのある人にも利用しやすい、障がいのある人にも健康医療情報が届くという図書館づくりについても心に留めていただければと思います。館内のリソースを活用しながら

連携していただければ、おそらく今までにない情報が届く図書館づくりになろうかと思います。

それをテーマにした講演会を今年（2020年）行いました。障がいのある人の健康医療情報ニーズに対して、図書館は何ができるかというもので図書館総合展のページから公開しております。様々な障がいの立場、視覚障がい、ろう者、知的障がい者、発達障がい者、それぞれから見て、どのような情報であってほしいのかということをお話しいただいておりますので是非ご覧いただければと思います。

以上で本日の発表を終わらせていただきます。今後も図書館の皆様に対してご連絡差し上げていくと思いますけれども、引き続きよろしく願い致します。以上で報告を終わります。

<事例報告 (1) >

「矯正施設・児童自立支援施設等への支援」

広島県立図書館

正井 さゆり 氏

1. はじめに

こんにちは。広島県立図書館調査情報課の正井と申します。私は、この度全国公共図書館研究集会で事例報告をさせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

広島県立図書館は広島市中区にあり、県民への直接サービスとともに、県内 89 の市町立図書館の支援を行っています。私が所属する調査情報課は主にレファレンスや利用者対応が主務です。本日お話しする取り組みは実は事業課の業務で、児童青少年サービス担当が今も継続しております。連携の初めから8年間この業務に携わった関係から、本日は私がお話しをさせていただきます。

当館のホームページでは『図書館雑誌』や、法務省の方がご覧になる『刑政』などといった雑誌に寄稿した原稿を転載しております。また、3年前に『すべての子どもに本との出会いを』というタイトルで図書を出版しました。「すべて」を目指すためには、子どもと本に関わる様々な大人の働きかけや協力が必要だと感じております。10年にわたる実践について、課題も含めてお話しすることで、全国にこの取り組みが広まることを期待しています。

2. 経緯

では、まずきっかけからお話したいと思います。子どもの読書活動の推進に関する法律では、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進すること」が定められています。当館では平成18年度からヤングアダルトサービスを実施しており、獨協大学の井上靖代教授が紹介されるアメリカのサービスに注目してまいりました。なかでも、ヤングアダルトコーナーで学び直しをする人もいたり、少年院にサービスを行っている事例は興



味深く受け止めていました。

また、『ヤングアダルトに対する図書館サービス方針』を参考にしました。そこには「ティーンエイジャーは最後には子どもから大人への変身をやり遂げなければならない」とあり、彼らが様々な能力を身につけることが大人への入り口であり、ヤングアダルトサービスはその支援を行うという考え方です。つまり図書館は、ただ単に青少年が本を読むようになるかどうかではなく、読書を通してその成長を支援することを目指すということだと思われま

す。一方、吉永みち子さんの著書『子供たちは甦る！』という本に広島少年院の話が載っていました。そこには「読み書きそろばんを徹底的に教え込む」とありました。少年の語彙が少ないことによるトラブルなど、弊害を取り除くためと書かれており、語彙の獲得であれば、図書館にも何かできることがあるのではないかと考えていました。

そのようななか、平成21年度に広島県版事業仕分けがあり、当館は県立図書館ならではのサービスを行う必要性に迫られました。児童青少年サービスにおいても、先進的な取り組みを行うことが、県立図書館としての役割だと考えました。

具体的には、図書館の利用に障害がある非来館者への取り組みとして実践事例のない矯正施設への働きかけを行うことにしました。これは、公共図書館の持つ力を生かせる取り組みだと痛感しています。特に、司書の専門性である図書に関する情報や、読書環境整備の経験、また、子どもと本を結ぶことができる適切な読み聞かせやブックトークなどの実践。それらは、子どもへの理解と配慮を前提としています。

また、当館が事務局を務める全県的な読書活動

ボランティア団体等との協働により、読書活動の支援を目指しました。

3. 広島県立図書館と施設との連携の概要

当館が連携している施設について、概要をご説明します。本日は、子どもの感想も一部お話ししますが、紹介する言動や傾向は私たちがたまたま出会った一部の子どものことをご理解のうえ聴いていただけたらと思います。

まず少年院、これは矯正教育を実施して社会復帰を図る施設で、原則として集団生活です。ホームページに子どもが掲載している中では貴船原少女苑が女子の少年院、広島少年院が男子の少年院です。対象はおおむね12歳から23歳未満で、東広島市八本松町にあり、当館から車で1時間程度かかります。

次に少年鑑別所、これは家庭裁判所等の求めに応じ対象者の鑑別を行う施設で、最長8週間、審判・処遇の決定まで在所します。運動や面接等以外はおおむね個室で過ごし、行事への参加は本人の意思によります。審判の結果、少年院や児童自立支援施設送致、保護観察処分か、退所となります。多くの少年が退所することから、少年鑑別所での取り組みは重要です。対象は主に14歳以上20歳未満等です。広島市中区にあり、施設の中では当館から最も近い施設です。

この少年院と少年鑑別所は、法務省が管轄する矯正施設です。それぞれ法律には書籍等の整備や、自主的に書籍等を閲覧する機会を与えることが明記されています。

次に児童自立支援施設、昔は教護院という風と呼ばれていました。これは、問題行動等により家庭や学校では適応が困難な18歳未満の児童に対して、健全なる社会の一員として自立できるよう支援する、児童福祉法に基づき設置された県立の施設です。原則として集団生活です。矯正施設とは違って生活空間に鍵はかかかっていません。広島県立広島学園がこれにあたります。東広島市八本松町にあり、対象は18歳未満の児童です。

最後に、児童相談所の一時保護所です。少年非行または児童虐待等により一時的に保護されて

います。対象は幼児から高校生程度までで、広島市にある広島県西部子ども家庭センター、福山市にある東部こども家庭センターがこれにあたります。

以下は、「広島県立」を略してお話したいと思います。いずれの施設にも、図書室等の業務を専任で行う職員はいません。

平成22年度当時、これらの施設に対して図書の貸出以外の事例は見当たりませんでした。試行錯誤した結果分かった、円滑に連携していくための留意点をお話したいと思います。

まず、施設の事情を把握すること。例えば、矯正施設において最も優先されることは何か。もちろん危機管理もそうですし、個人情報の保護は大前提です。そういった施設の性質を把握することが重要です。

そして、必要としている支援への対応としては、まず相手方の希望に沿うこと。図書館がいいと思う事を勧めるのではなく、相手方が必要とする内容を、依頼に沿って一緒に組み立てていく姿勢が求められます。例えば、対象として当初は子どもと本をどうむすぶかを主に考えていましたが、子どもに直接働きかけることが難しい場合もあります。また、職員への情報提供や相談に応じることで、読書環境を充実できれば、子どもへの支援につながります。

内容として、読書行事は司書のスキルを活かして貢献できる機会、一定の刺激を与えることもできます。ただし、頻繁に行うのが難しい面もあります。実は、日常的に利用する読書環境の整備も重要です。時期としては施設にはそれぞれの事情があり、すぐ連携できるとは限りません。施設側から依頼があった時がベストなタイミングだと思われそうですが、依頼がなくても図書リストなどの提供を継続することは、図書館の存在を知ってもらうことにつながると思います。

ただし、施設の性質上外部からの受け入れは非常に慎重です。では、なぜハードルがある施設に働きかける必要があるのか。例えば、本に興味がなかった子どもがこんなことを書いていました。「鑑別の時、週に2回図書交換があってどうせ見

でもおもんないやろーなーと思って選んだ本を見ると興味が湧いてきて、本の楽しさを知りました。」鑑別所は原則個室で過ごし、1日数時間本を読むことができます。もし充実した読書環境があれば、さらに効果が期待できます。

また、施設職員の多くは、子どもにとって読書は大事だと言われます。子どもと本を結ぶためには、公共図書館が日々実践している、読書推進活動のスキルを提供し、それを継続することが効果的だと思われま

す。次に取り組みの流れですが、これはどの施設もほぼ同様でまず紹介ということで、当館の場合は県立同士ということで平成22年度に広島学園へ連絡をとりました。今考えても、最初から少年院と連携するというのは難しかったと思われま

す。結果的に、県立の施設で実践を重ねることで、その具体的な例を矯正施設に参考にしてもらうことができました。また、実は矯正施設と広島学園は職員のつながりや子どもの行き来もあり、担当者を通じて紹介をしていただいた事例もありました。

次に訪問ですが、連携開始から10年近くは年度替わりに当館の管理職と担当者が施設を訪問することで、公の機関として取り組む姿勢を示してきました。また、矯正施設は異動も多く、その都度方向性が変わることもあり、定期的な訪問が必要だと思われま

す。具体的には、館長や事業課長といった管理職が訪問をしてきたところではあります。訪問の際には、子どもがどんな本を読んでいるかや、施設のスケジュール、読書環境等を可能な範囲で教えていただきました。

その後、施設から依頼があって初めて連携が始まるわけ

です。実施に係る打ち合わせは依頼に応じて綿密に行います。主な目的や、どのような効果を期待しているか。また、してはいけないことを具体的に確認することが重要です。計画準備ですけれども、行事の原案を作成して、課内研修や職場体験学習で試してみます。子どもの立場で聞いてみてわかりにくい言葉はないか、もし関心がなさそうだったらどうするかと、実際の場を想定して検討します。

また当日は、類似施設からの見学の受け入れを提案し、行事等の様子を参考にさせていただくようにしました。実施当日は、複数の職員で参加し、反応を記録します。その他、アンケート等への協力をお願いしています。記録等をもとに子どもの受け止めを確認し、また行事後に、施設の職員とミーティングを行って改善すべき点を明らかにして、次の取り組みに生かしてきたところ

4. 読書活動の支援の実際

では次に、読書活動の支援の実際を紹介しま

す。まず、各施設に共通して行なっていることからご紹介します。図書館で行う資料展示リストなど、業務や図書

の収集に役立つと思われる本の情報を送付しています。例えば、青少年向けに「生きる 命に関する本」であるとか、「夢発見BOOK」これは進路を考えるリストですね。「未来のジブン」といったような青少年展示で行うリストをお送りすると、リストは図書購入の参考にさせていただいています。以前に広島学園では発達障害の子どもも多いと伺いましたので、そういったことに関連するリストも送付しています。また、レファレンス等に対応し、「何かあったら相談してみよう」と思ってもらえるよう心がけているところ

です。

次に、読書環境への支援として、図書室等の整備に関する相談に応じています。施設が抱える課題を把握し、優先順位順に取り組むよう助言しています。例えば、広島学園は初めて訪問した当時は、図書室は閉鎖されており、寮のリビングに本が並べてありました。子どもが興味を持ちそうな本が、その閉鎖されていた図書室にありま

「面白い本を置けば、子どもは読むのだということが分かった。」という感想をいただきました。

その後約1年かけて、職員が図書室等を整理して利用を開始された、ということがありました。また、連携を始めて9年経って初めて寮にある図書の整理の仕方を教えて欲しいと依頼がありました。理由は、毎年行なってきたおはなし会で子どもの反応を見て、普段の読書環境をなんとかしたいと思ったからだそうです。職員の関心が高まったタイミングで施設からの提案に協力することは効果が期待できます。事前に今後も利用の可能性がある本を選んでもらうように伝えたところ、子どもにアンケートをとっておられました。当日は除籍する本と一緒に検討することで、買い換えたほうが良い本や蔵書が十分でない分野も明確になりました。また、子どもにわかりやすい配架を考え、表示の見本、ラミネート板を持って行って提示しました。その時、「自分たちにもできることがあると分かった」と言われたことが印象に残っています。分類の考え方などをマニュアルとして作成し、職員間で共有し、次の担当者に引き継ぐことを提案したところでした。

また、広島少年鑑別所へは複本の扱いや除籍、面出し、選書など現場で繰り返し助言をしてきました。本を選ぶ時間が短いため、遠くから見てもわかりやすいような表示をすること。そして分類ごとに分けておくことを勧めています。数年にわたって除籍をされ、表示を工夫することにより、大変利用しやすい図書室になっています。

次に、図書の貸出です。貸し出す図書はバラエティに富んだ内容とレベル、興味関心に沿うことを心がけています。ある少年院の職員が「幅広い分野で在院者に響く」と発言されていましたが、まさに、選書のポイントを示していると思います。読解力や読書経験には個人差があり、良書でも内容を理解できなければあまり意味がないと思われる。これまで貸し出した図書は、概ね小学校高学年向けから読み応えのあるものまで、文章は短くてもインパクトのあるもの。それから、名言集や写真集、伝記、コミュニケーションや悩みの解決方法、啓発書、歴史や社会問題を扱った本、

スポーツ、音楽のほか、生き方や勇気を描いた絵本などです。施設からは、読書のきっかけになるような本や、感想文に向く本などの依頼がありました。一方、犯罪や性、過度な人間関係のもつれといった子どもにフラッシュバックを起こさせる可能性のあるものは避けて欲しいという依頼もあり、暴力シーンや性描写のあるものは除外しました。

また、広島少年鑑別所では、外国籍の少年が入所する際に、母国語や英語の図書の貸出を希望されました。読解力が分からないため、童話や写真集から小説まで準備しました。一方、子どものアンケートに、もっとこんな本を紹介して欲しいと思う本として、「夢物語などではなくもっと社会で生きていく中で、自分のためになる本、例えば、人との接し方とかです」という意見もありました。そもそも、関心を示す本は子どもによって異なります。その意味において、子どもの状態を把握した施設の職員が選書することが理想的ですが、具体的な本の情報が少ないため、司書と情報交換することで子どもに適した図書が提供できるのではないかと考えています。

なお、貸し出す図書は本館資料ではなく、教育職員互助組合の委託を受けて運用している互助文庫（25冊1セット）を活用しています。

また、蔵書の除籍をする際、施設にも呼びかけて譲与を行いました。広島学園からは、模範生と呼ばれる男子を引率され、図書などを選んで持ち帰り、それをもとに図書室を再開されたという事例もありました。

次に施設ごとにお話をします。児童自立支援施設の広島学園は、平成22年6月に当館の元職員の紹介で初めて訪問しました。県立同士ということもあり、比較的スムーズに受け入れていただき、それぞれの主管課にも逐一報告をしてきました。

7月に夏休みの朝読書の時間におはなし会をして欲しいと依頼があり、近隣のボランティアに協力してもらい、8月中に8回実施しました。第1回には図書館職員もブックトークを行いました。以後、年に1・2回おはなし会を実施しています。

教育の一環として行うため、子どもは集中して

静かに聴いています。子どもは「読み聞かせというものがどういうものかあまり知らなかったけど、なりきって読んでいたりしたので楽しかったです」と挨拶をしました。また、ストーリーテリングに興味を持つ子どもが多く、実演者の記憶力や表現力に感心していました。学園の職員に言われた「おはなし会の間は平素と違って子どもらしい顔に戻っていた」という言葉から、子どもがひと時お話の世界に浸っていたことがわかります。また、「本を見て救われることもあるんだなあ」と学びました」という子どもの感想からは、本に対する期待が垣間見られるところです。このほかにも、読書への意欲を示した感想が多かったです。ただし、プログラムの中に教訓的な絵本があったわけでもないし、実演者がどんどん本を読みましようと呼びかけたわけでもありません。お話の楽しさを実感することが、読書の呼び水になったように思われます。これは、ボランティアがセレクトされた絵本の素晴らしさと、それを的確に伝えることができる、経験豊富な読み聞かせだったことも、影響があるのではないかと受け止めています。一方ボランティアからは「貴重な体験だった。普段のおはなし会とは異なる場で、今まで知らなかった子どもの一面を知ることができ、子どもへの理解を深めることができた」と言われました。

2年後、学園からおすすめ本のPOP作りの授業をして欲しいと依頼されました。POPというのは、本屋さんなどにある本を紹介した小さな紙きれです。当初は学園の子どもとのやりとりを適切にできるのかという不安がありましたが、複数の教員で対応する、外部の人に対して失礼がないよう指導していると、バックアップを約束されました。事前打合せを重ねて指導案を作成し、具体的な動きを確認しました。

当日は、約20名の男女と広島学園の職員数名が参加しました。全体説明をした後、男女別々の部屋でPOPを作りました。学園の職員は子どものそばで助言したり、自分もPOPを書いたりしました。図書館職員は巡回して子どもへ声をかけました。手が止まっている子どもに特に丁寧に関わったところです。どうしてこれを選んだのですかと

か、どの登場人物、どんなところが好きですか、といった具合に声をかけました。

終了後、机にPOPを置いてお互いの作品を見る時間を設けると大変関心を示していました。講評では作品の良し悪しは言及せず、各自が自分なりに取り組んだことを評価しました。また、自分の作ったPOPを見て、誰かがその本を読んでみようと思うかも知れない、POPは本と人を結ぶ架け橋になれる可能性があるとお話しをしました。

子どもの感想としては「苦戦して悩んで工夫して作業するのが楽しかったです」また「はっぴーばーすで一をもう1回読もうと思いました」など、読書意欲の喚起につながっていました。学園の職員は、「POP作りは意外と奥が深い。言葉を吟味するなど、本について考えることにつながる。」など、評価されていました。また、POP作りは一人一人が達成感をもつことができます。例えば、ずっと白紙のままだった男子がいました。「この本を読んだ気持ちを一言で言うと」など、何度か声をかけましたがずっと考えていました。最後にやっと書いた言葉は、本当に一言なのですが「勇気づけられます」でした。自分の想いを言葉にしようと努力する、まさに苦戦して悩んで作業すること、それを体験することに意味があると思われます。POPはラミネートして保管し、アルバムを作成することを勧めています。出園する際に持って帰りたいという子どももいるそうです。

広島学園では平成30年度までおはなし会とおすすめ本のPOP作りは、年中行事として毎年実施しました。連携の当初から関わった職員が、平成29年に退職する時にこう言ってくださいました。「おかげで今は、子どもたちがいつも読みかけの本を持っている。」非常に読書が生活に根付いている様子が伺えるところです。

次に貴船原少女苑。先ほど紹介した広島学園の職員の紹介で、平成24年1月に初めて訪問しました。提供できるサービスを紹介し、2ヶ月後に連絡を取ったところ図書の貸出を希望され、そのスタートにあたって、図書の紹介をして欲しいと依頼がありました。

ブックトークのテーマは、広島学園で実施した

際に好評だった「オンリーワン」として約 20 分間行いました。初めての実践は非常に緊張し、反省に満ちた内容でした。ブックトークは以後依頼に応じて実施しています。テーマは、教訓的ではなく、読者の楽しさを伝えることが大事だと考えています。特に、少年院にいるわけですから、今後への不安を抱えているのではないかと考えて、あえて、「夢」といった明るいテーマにしています。また、率直な表現で書かれていて、一端を紹介するだけで作品の雰囲気やテーマが確実に伝わるような図書を厳選しています。

これまで紹介して特に好評だった本はドクターズスの絵本『きみの行く道』や『1 歳から 100 歳の夢』、人生訓の『鏡の法則』といった本です。特に『1 歳から 100 歳の夢』は、100 人の人が自分の夢を語っていて、5 歳の男の子は「でっかくなりたい、お母さんを肩車してあげたい」と思っている。17 歳の女子高生は、「実はまだ夢がない」と正直に語っています。そして、90 歳の女性の夢は「英会話を習って外国人と会話をすること」といった、前向きな姿勢に刺激をもらえる本です。

これらのプログラムについては、先ほどの『すべての子どもに本との出会いを』で紹介しています。子どもからは「紹介してくれた本を読みたいと、私は本を読むのが苦手だけど心をくすぐられるようにそう思いました」といった感想があり、苦手意識を自覚し、読書について肯定的な受け止めをしていました。また「本の紹介のテーマが夢で私は将来の夢がなく、人生の目標も定まっていないので、とても自分と当てはまっているように思われました」とか、「今の 17 年間生きているだけでもウンザリしているのに、100 歳近くまで生きて、なおまだ 30 年生きたいって言えるのって、ほんとすごいと思います」といった受け止めがありました。また、アンケートにあがった、読みたくなった本の理由は「続きが気になる」とか「面白そうだったから」が多いです。紹介の仕方としては、結論を言わない方が興味を引くと思われま

す。次に質問タイムについてですが、初めてブックトークをした際に法務教官が、「図書館の人に何

か聞いてみたいことはありませんか」といきなり言われて、その後 30 分以上質問が終わらなかったことがありました。「図書館は有料か」や「本を返さなかったらどうなるか」といった率直な発言により、子どもの実態を把握することができ、大変参考になりました。これらの質問はその後、図書館クイズとして生かしています。

また、「自分は本を読むことが嫌いだがどうしたらよいですか」といった読書相談もありました。質問タイムの留意点として、発言内容を否定しないようにしています。図書館職員は、少年を評価したり指導したりする立場にはないからです。ただし、矯正施設で平常心を保って子どもに接することの難しさも体験してきました。即答が難しい質問は、無理に答えるのではなく、なぜそう思ったのか、あなたはどう思うかなど、発言の意図を見極めてから対応することが望ましい。そういった、臨機応変な対応ができる余裕と、コミュニケーションのスキルを磨くことも求められます。実はこれは、利用者へのレファレンスインタビューとよく似ていると感じているところです。

一方、特定の子どもだけを評価しないことも大切だと考えています。例えば、なかには「本をたくさん読んでいる」と発言する子どももいますが、冊数を褒めるのではなくて、好きな本がある楽しさを共感する姿勢が適切だと考えています。質問タイムは、子どもが感じたり考えたりしたことを言語化する貴重な機会になります。また、他の人の発言を聞いて参考にするなど、影響や刺激を受けている様子も見受けられました。そのため、行事の際は事前に施設の許可を得て、必ず質問タイムを設けるようにしています。

次に読書会です。平成 26 年に保護者参観の授業をして欲しいと依頼がありました。「受け身の授業よりも体験的な行事が良いのではないかと提案して、親子一緒に行う読書会を実施することにしました。少女苑が挙げた目標は「自分の意見を言うこと、相手の意見を聞くことの大切さを、親子で学ぶ」でした。

事前準備として、読解力の差が想定されるため、個別にテキストを読むのではなく、絵本の読み聞

かせを全員で聞くこととしました。絵本はウィリアム・スタイグ作、せたていじ訳の、『ロバのシルベスターとまほうの小石』を選びました。絵本にそって短く答えられるよう設問を工夫したワークシート「読書会シート」を作成しました。当館の課内研修や、職場体験学習に参加した中学生で実施し、設問を絞っていきました。事前に打ち合わせを重ね、発言しやすいグループ分けや、進行、会場内の動きなどについて確認しました。

当日は、子どもが約 20 名と、保護者が約 10 名、少女苑の法務教官が 10 名、そして広島少年院の職員が見学をしました。絵本を読み聞かせて、読書会シートに自分の感想を書きました。その後、6 名程度のグループごとに法務教官の司会で感想を話し合いました。その後は保護者との面会で、読書会の感想を一言吹き出しに書いて、感想を読書会ボードに貼るという作業をしました。一人が一言ずつ感想を書いて、家族なので 2 人とか 3 人で 1 つのボードに自分たちの感想を貼るという協同作業をしました。保護者が来ていない子どももいましたが、その子どもたちは寮で作成しました。

当時、参加者がそれぞれの立場で読書会を受け止めていたことが心に残っています。例えば、本の中でシルベスターが行方不明になるのですが、「自分がいなくなったとき、今日の絵本みたいに親が心配しているんだと分かりました」と、主人公との同一視から親の立場を理解したり、「自分のせいで自分のことを苦しめるようなことをしたのに、1 人で寂しくしているところとか、私と似ているなぁと思いました」と、自分を客観視していました。また、「話し合いの中で他の保護者の人が子育てをし直したいとか、自分の子の事を何をするにも思い出してしまうと言っているのを聞いて、今まで自分の親から送られてくる手紙で、自分の親が言っているのと全く同じで、親の気持ちが倍に伝わりました」など、親の気持ちに考えが及んでいました。

法務教官からは「題材が良かった。少年、保護者とも様々な人の意見を聞く良い機会になり、また、物語を自分の家族に置き換え、親子関係について改めて考えることができたようです。」と言

われました。また、保護者からも好評だったことを伺いました。運営上、各グループの進行をベテランの法務教官が務め、自分自身の感想を積極的に述べたことで、参加者の発言を引き出すきっかけとなりました。子どものことを把握し、平素の信頼関係があるからこそできる取り組みだと感じました。読書は本来個人的な行為ですが、感想を話し合うことで、一人で読んだ時を上回る、深い読みや感動につながることもある。もし、自分を振り返るきっかけになるとすれば、それはまさに本の力だと思います。また、日常生活では自分と異なる意見に接すると緊張感が生まれます。しかし、読書会はそれが自分を否定することにつながらず、むしろバラエティに富んだ意見によって、自分の世界が広がる可能性があります。以後、依頼に応じて読書会を実施しています。

次に保護者を対象とした講話です。読書会の際に、保護者向けの講演を依頼されました。目標は、読書習慣を出院後の生活に役立てるため、保護者の意識を涵養することでした。ただし、保護者がどのような思いで少年院に参観に来るのか、また、自身も読書に対する抵抗があるのではないかなど、反応が予測できませんでした。そのため、講演ではなく講話として 15 分程度の短い時間にとどめ、当時、有名になったピース又吉さんの言葉を引用するなどして、読書の良さや、子どもにとっての読書などについて、短いお話をしました。引用したのは『第 2 図書係補佐』という本の一節で、「本を読んだから思い出せたこと、本を読んだから思いついたこと、本を読んだから救われたこと」というフレーズです。また当日は、講話の前に子どもと一緒に読書会を行う流れにしました。子どもの生き生きとした様子を見た後だったため、比較的話を受け止めてもらいやすかったのではないかと感じました。

次に広島少年鑑別所です。平成 24 年に読書ボランティアから、鑑別所の職員が読み聞かせに取り組んでいるという情報を得て初めて訪問しました。職員は少年対象だけでなく、地域貢献の一環として近隣の小学校を訪問して読み聞かせを行っていました。当館からは一番近くにある施設

で、職員から依頼があるたび、絵本選びや読み方の助言を行うことができました。助言した内容は、絵がよく見えるように、言葉が聞き取れるように、の2点です。これが確実にできれば、絵本のもつ良さは伝わると思われます。施設の職員が読み聞かせの基本を身に付けることができれば、日常的に少年の状況にあわせて実施することができます。法務教官は、この取り組みについて矯正施設の管内職員矯正研究会で事例発表されました。

次にブックトークですが、少年鑑別所へは施設見学会に参加したり、情報交換会を行ったりという機会を捉えて、連携を図ってきました。読書や図書室に関するミーティングには、いつも複数の法務教官が参加され、様々な質問に対応してきました。平成27年に初めてブックトークを依頼されました。少年は処遇が決まる前の段階で、落ち着かない状況も想定されるため、テーマは深く考えるというよりは、興味を引きそうなものになりました。例えば「男らしさ」とか「秘密」といったテーマです。今まで紹介して好評だった本は、サッカー選手のメッシの伝記や、『世界から猫が消えたなら』、そして先ほどの『1歳から100歳の夢』といった本です。『1歳から100歳の夢』で、17才の女子がまだ夢がないと紹介した場面から、何度もうなずく様子が見られ、以後絵本や小説にも反応しながら聞いていました。同年代の話や、等身大の登場人物の話は、共感をえられるのかも知れません。

法務教官の感想としては「ブックトークで今回紹介した本も好きになるかどうかだけでなく、本を読むことの面白さを伝えることで、読書に興味を持たせる成果があった。きっかけとしてよかった。」と評価されていました。また、「ある少年がブックトークの後、実演した図書館職員のことを、本が本当に好きなんだろうなあと言っていた、外部の人間に触れる、そして様々な生き方の人を知る貴重な機会にもなる」と言われました。

年に2回ブックトークを実施し、職員からの気づきをもとに改善してきました。例えば「ブックトークという言葉の意味が分からなかった」という感想から、事前アンケートに「ブックトークは

本を読みたい気持ちにさせるおしゃべりです」と記載して、前回参加した少年の感想「初めは乗り気じゃなかったけど、思ったより楽しくて面白そうな本が見つけれられたので良かったです」といったものを載せました。また「参加しなかった少年のためにも、本の内容を簡単に示したものが欲しい」という感想から、貸し出す図書50冊の全てにPOPを図書館の職員が手作りして、よみ仮名をふりました。さらに「少年院に入った後更生した俳優の宇梶剛士さんのように、少年たちと同じ境遇の話を通して本の効果を話してもらいたい」というリクエストがあり、これは講話として取り入れたところでした。

またこの他、法務教官を対象にブックトークの講習も実施し、少年の立場になって実演を聞いてもらいました。具体的な質問も多く出て、以後職員自身がミニブックトークを行うきっかけになりました。読書行事は、施設職員への影響も大きいと感じています。例えば「ブックトークを見て、図書の管理も必要だが、それだけでは十分ではなく、啓発や本の紹介に力を入れていく必要があると感じた。」と言われるなど、取り組みへの手応えを感じているところです。

次に、図書館の利用に関するクイズですけれども、先ほどの、子どもから受けた質問を参考にして、図書館利用に関するマルバツクイズを実施しています。質問内容はA3サイズのフリップにふり仮名付きで書いて、マルかバツかどちらかに手を挙げてもらうというものです。

次に、ミニビブリオバトルです。少年鑑別所の職員からはブックトークは好評だったのですが、参加は本人の自由意志によるため、読書が好きな少年に片寄る可能性があります。また内容も、概ね話を聞くという受身的な傾向があるのではないかと思われました。ブックトークは、図書館職員でなければ実施は難しいけれども、何か鑑別所の職員自身が実演できる手法がないか検討した結果、ビブリオバトルが適しているのではないかと考えました。ブックトークとの違いや特徴、良い点について資料を作成して説明し、実施を検討していただいた結果、平成31年に初めて、ビブ

リオバトルを実施することになりました。ただし、スピーチの時間は3分間と短くして、実演者も3名に絞りました。リラックスして参加できるように、事前アンケートに「ビブリオバトルは本を紹介するゲームです」と記載しました。当日は質問したり投票したりすることで、子ども自身が評価する立場で主体的に参加することができました。初回は図書館職員が3名実演しましたが、ぜひ施設の職員も発表されるよう勧め、第2回からは図書館職員2名、施設職員1名がスピーチをしています。法務教官が紹介した本がチャンプ本になるなど、本の選び方も少年に合っていると思われる。ビブリオバトルの口述要領などは、少年鑑別所に提供していますので、今後、少年の様子を把握した法務教官の実演による、日常的な取り組みへの移行ができればと考えています。

次に広島少年院です。平成24年に少年鑑別所の職員の紹介で初めて訪問し、毎年情報交換を行ってきました。平成28年に初めて図書の貸出や授業見学の案内等があり、具体的な連携が始まりました。8月に、出院前段階の少年の社会見学を希望されました。少年の管理については、少年院の職員が対応するとのことでした。事前に職員が来館し、経路などを綿密に確認されました。また、説明する内容の調整を行いました。見学当日は、少年数名を職員数名が引率して来館しました。図書館に関するクイズを行い、開架室と書庫を案内しました。開架室では、青少年向けの本が置いてある書架で、3分間程度自由に閲覧しました。事前に生年月日を伺って、生まれた当時の新聞を書庫で閲覧しました。

少年の感想としては「図書館は僕なんかが行っても、と思っていたけど、ルールさえ守っていれば、どんな人が行ってもよいと改めて教えてもらって、利用してみたいなと思いました。」それから「昼に仕事をしたり行動する人がたくさんいて本当にいいなと思いました。今日見た多くの人がそういう生き方をしているなら、自分にもできるんじゃないかなって思い、自分も昼の社会で生活したいと思いました。」当初、危機管理の観点から、閉館日に実施してはどうかという意見もあり

ましたが、少年にとって、図書館を利用している人を見ることも、大切なことだと気づかされました。以後、希望に応じて実施しています。

それから、少年院が実施する読書感想文発表会の講評は、平成29年に依頼があり行っているところです。少年院では全員が感想文を書き、各寮の代表者が原稿を暗記して発表します。事前に知らせてくださった図書のうち半分は、当館から貸し出した図書でした。当日は会場に少年が約50名、それから篤志面接委員や授業を行うボランティアなどが同席して審査をしました。講評では、「当日の発表者も素晴らしいが、全員が自分なりに感想文を書いたことに意味がある」と話しました。公共図書館職員は、目指すべき姿を示す、というよりは理想的なものだけを褒めるのではなくて各自が読んだり書いたりしたことを認めたり、本の楽しさを伝えることに意味があると考えています。自分にぴったり合う本は人によって違うので、図書館がそのヒントになるといったお話をしたところです。

当館ではこのほか、児童相談所にあたる西部および東部子ども家庭センターの一時保護所でボランティアに依頼して、おはなし会を定期的に行っています。継続して活動できる人を求められたということもあり、当館では全県的なボランティア団体の代表に、活動してくださる方の推薦をお願いしました。

開始までにはセンターと当館、ボランティア代表で打ち合わせを重ねました。活動開始してからも、ボランティアさんに活動の様子を知らせてもらい、調整が必要な場合は当館がセンターに連絡を取っています。またミーティング等に参加して、その内容を相手方に伝えるということを繰り返しています。

当初は「家族愛を描いた絵本を読んでもよいのか」など、選書に気を使われましたが、現在では、暴力的なシーンがあるもの以外であれば特にこだわりはなく、読んで楽しい本、子どもがお話の世界にひたることのできる本を選ぶようになりました。活動も10年を超えましたが、東部は毎週、西部は月2回活動を続けていただいております。

当初からのメンバーが8割を超えます。ボランティアは「一時保護所でのおはなし会は、子どもに本を届けるといっておはなし会の原点を思い出させてくれる。」と言われます。定期的なおはなし会を実施するにはボランティアの協力が不可欠ですが、ボランティアに対して率直に発言できるということも求められます。当館では、ボランティア団体の事務局として、もともと色々な連携があったこと。それから、活動の際に留意すべき点について、率直に意見交換をしてきたことは重要だと感じています。

それから、取り組みを継続していくためには、施設を管轄する官庁との連携が有効ではないかと考え平成30年度に初めて広島矯正管区を訪問しました。実は、もともと矯正管区の職員が当館を訪問されて、以後連携しましょうと言っていたおり、それが元職員の紹介という形で受け入れていただいた経緯があります。それまでの事例を報告し、施設を頻繁に訪問するのが難しい事情や施設職員へどう効果的に情報提供したらよいかを相談しました。

半年後に矯正管区から少年院の職員研修を、図書館を会場にして行いたいと依頼があり、令和元年度に初めて実施しました。中国四国地方の少年院の職員約10名が参加し、図書館の利用方法や連携事例の紹介、ミニビブリオバトルの実習、少年の読書や図書環境の整備についての相談に応じました。質問に具体的に回答することで、今後の参考にさせていただくことができ、矯正管区の職員からは「中国四国地方の少年矯正施設の職員にとっても、図書館がさらに身近になった」と評価をいただきました。

5. 期待される効果

期待される効果については、子どもに関して言うと、読書を体験すること自体に意味があり、本を読むようになった自分を評価して、成長や自信といった言葉で前向きに捉えた感想もありました。また、「もっと本を読んでいたら」と後悔する言葉や、読書で自分の可能性が広がる期待も伺えます。「本を読むことで、その本にのめり込み、現

実逃避することができるので、社会に帰って嫌なことがあった時にも、本をどんどん読んでいこうと思いました。」と、必要で合法的な逃げ場を見つけた事例も見られました。また、本の中で自分が登場人物になったような気持ちになることで、共感したり、自分と比べたりしていました。本の中では自分が危ない目に遭うことはありません。安心してチャレンジして失敗できる世界とも言えます。例えば、しっかり反省しなさいと言われても、どう反省したらよいか分からないこともありますが、本を仲立ちとすることで、無意識のうちに自分と比べて、自分を振り返っている感想が多く見受けられました。

さらに集団による影響もあります。読書会でお互いの感想を述べ合うと、新たな気づきが刺激となり感情の変化をもたらすように見受けられました。自分の発言を受け止めてもらえる少人数のグループでは、安心して発言していたようです。また質問タイムで、他の人の発言を聞いて、自分と比べて刺激を受けた感想がありました。職員からの指示とは異なる、お互いがお互いに影響を与える効果が期待されます。また子どもは、図書館職員やボランティア、図書館の利用者など、施設職員以外の大人の言動を非常によく見ています。これまでの体験では知らなかった新しい世界を知り、ロールモデルを見つける可能性もあります。

施設職員への効果ですけれども、読書や読書環境についての理解が深まることに大きな意味があると思います。何から取り組んだらよいか迷っていた職員が、図書館からの情報を参考にして優先順位を整理する場合があります。ミーティングに多数の職員が参加し、それぞれが持っていた率直な疑問を発言されることで、課題が焦点化したこともありました。また、読書行事で子どもの反応がきっかけとなって環境整備をスタートさせることや、取り組みを始めようとする例も見られました。実態を把握した施設職員ならではの取り組みの効果が期待されるようです。

読書ボランティアの立場からすると、平素の環境とは異なる施設で子どもの姿に触れることで、子どもの認識が広がったと言われることがあり

ます。そこにいる子どもが何か事情があることを察しつつ、そのことは表に出さないで子どもに接することができるのは、経験豊富なボランティアではないかと実感しています。また、「様々な子どもにどんな絵本を選んだらいいかを吟味することで、平素のおはなし会でも厳密にそれを考えるようになった。子どもとどう接するべきか考えさせられた。」という方もありました。自分がなぜボランティア活動をしているか、原点を思い出したという方も多かったです。

そして、図書館職員にとっても実は児童青少年サービスの貴重な経験です。実践の積み重ねが求められるところで、対象に応じた選書や行事の企画、子どもにどう対応するかなど、相当な準備に基づいた自信が必要だと感じています。こういった取り組みを継続するには、情報共有に沿った企画が求められます。また課題の把握、改善点の検討を行うことや、経緯の検証、職員研修の継続も必要です。一方、施設職員自身が実施できる手法への移行、つまり持続可能な取り組みの検討も望まれます。

6. 終わりに

子どもに関わる様々な立場の存在を知り、協働して取り組む形を作ることができました。評価は参加者にとって有意義だったかが問われますが、追跡調査は出来ません。一方、施設が意図した効果が得られたかは、職員に確認することができます。施設が実施の意義を認めるかどうかは継続のポイントです。

今後は、施設職員が自ら継続していくことができる形にシフトしていくことが必要だと感じています。実際、広島少年鑑別所では職員がPOPを手作りしたり、広島にいた矯正施設の職員が、島根県に移動して、広島と同じようなことをして欲しいと、最寄りの図書館に申し出て連携が始まった事例など、地道な広がりを見せています。

施設にいる間に、本との出会いがあればという思いで取り組んできました。それを実現するためには、公の機関が大きな役割を果たします。また、司書の専門性が必要であることも実感していま

す。司書は、保護者や教員、法務教官とも異なる立場で子どもに接することができます。教訓的な内容ではなく、子どもの実態に即した、共感的な働きかけを行うことが、最も司書らしいのではないかと考えています。

私の発表は以上で終わりです。ありがとうございました。

「障害者への理解と合理的配慮 ー大阪府立中央図書館を例にー」

令和3年1月15日

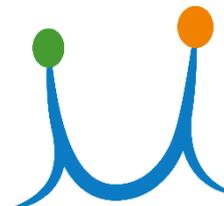
NPO 法人ユニバーサルサービスアカデミー

サービス提供事業者や学生に対して、サービスのスキルアップ研修と、障害者、高齢者の講師養成に関する事業を行う。超高齢社会におけるサービス提供現場のきめ細かな対応や障害者、高齢者等の雇用創出に寄与することを目的として、主に阪神間において活動している。

2006年から、研修会の開催、講師派遣などを行っていましたが、活動基盤をさらに充実させるために、2012年4月にNPO法人を設立した。

これまで、大学や高校、地方裁判所、ホテル等で、講演や現場調査などを多数実施。

2018年には兵庫県による第19回「人間サイズのまちづくり賞」奨励賞受賞。



糟谷 佐紀 (かすや さき)

理事長／神戸学院大学社会リハビリテーション学科教授

一級建築士・博士（工学）

住環境整備やユニバーサルデザイン、居住福祉などをテーマとして講義を行う。

たくさんの方と交流があり、そこから多くを学ぶ。

サービス事業者スキルアップ研修（大阪、神戸）、ユニバーサルサービスについて（高校生、大学生対象）など多数の講演を手掛ける。



竹村 美紀子 (たけむら みきこ)

アドバイザー／英会話教室講師

15歳で頸髄を損傷（C5.6）。首から下が麻痺。腕はある程度動くが、手指は完全に麻痺。

通信制高校を卒業後、老人ホームで4年間勤務。常に自信がなかった自分を変えるきっかけとなったアメリカへの単身留学。そこでのチャレンジや経験、人々との交流などが、気持ちに大きな変化を及ぼした。

8年間滞在後、帰国。

現在は神戸市で一人暮らし。最小限のヘルパーサービスを利用し、自分なりの生活の工夫をしながら、心身共に自立した生活を心がけている。



「障害者への理解と合理的配慮 ー多様なニーズのある利用者に対する配慮ー」 糟谷 佐紀

高齢者人口の増加よりも速いスピードで、障害者人口は増加し、全人口の7.6%を占める（2020年）。身体障害者には肢体不自由、視覚障害、聴覚障害などがあり、障害によって書籍や図書館に求めるニーズは大きく異なる。知的障害者や精神障害者、発達障害者のニーズも身体障害者のそれとは異なる。多様で複雑なニーズを持つ障害者に対する合理的配慮をどのように提供するかはきわめて難しい課題である。

それぞれの障害の特徴を知ること、建築環境の整備や閲覧方法や配置の工夫、人的対応などを、自ら想像し検討しやすくなるを考える。障害の特徴と、建築・環境による対応や便利グッズによる対応、ICTによる対応について説明する。

「障害者への理解と合理的配慮 ー車椅子利用者としてー」 竹村 美紀子

国内外へのバリアフリーアクセス調査を兼ねた旅行から、見て感じて学んだことをもとに、誰もが利用しやすい施設や設備とはどういったものなのかをハード面とソフト面の両面で考える。

どのような図書館であれば、私たち障害者がもっと利用しやすく身近な存在であると感じられるようになるかを考える。

「障害者への理解と合理的配慮 ー大阪府立中央図書館を例にー」 糟谷・竹村

図書の選択や閲覧、館内移動やトイレ利用における、障害者に対する合理的配慮について考える。車椅子利用者である竹村と糟谷が、大阪府立中央図書館内を移動しながら、利用しやすい工夫や嬉しい配慮、より利用しやすくなるための改善方法などを、映像で見せながらお伝えする。

<事例報告 (2) >

「障害者への理解と合理的配慮

—大阪府立中央図書館を例に—

NPO 法人ユニバーサルサービスアカデミー

糟谷 佐紀 氏・竹村 美紀子 氏

「障害者への理解と合理的配慮

—多様なニーズのある利用者に対する配慮—

NPO 法人ユニバーサルサービスアカデミーの糟谷佐紀と申します。今日は障がい者への理解と合理的配慮についてお話しします。まず障がい者の定義を見たいと思います。障害者基本法第2条で「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けるもの」このように定義されています。定義を見ると身体障がい、知的障がい、精神障がいがあるから障がい者ではなくて、障がいによって継続的に制限を受けている人を障がい者という読みます。ですので、相当な制限を受けなくなる社会であれば、障がい者はいなくなるというふうにも言えるのではないかと思います。

今、日本の全人口の7.6%が障がい者です。こちらは三障がいの人数を表したものです。どの障がいも年々人口は増加しています。折れ線グラフは、施設に入所している人の割合です。施設に入所している割合はどんどん減っておりまして、地域社会で生活されている方が増えているということになります。この中で特徴的なことは身体障がいの部分です。赤い部分は65歳以上の高齢者なのですが、身体障がい者には高齢者の割合が非常に高いということです。高齢者になると身体に何らかの障がいが出てくるということもあります。障がい者の理解は高齢者の理解ということにもつながりますので、それも踏まえて話を聞いていただけたらと思います。

障害者権利条約というのが2006年に国連で採択されました。日本は2014年とかなり遅れて批准することになったのですが、その間、国内の障がい者の法律をしっかりと整備してほしいという

障がい者団体からの要求があつて遅れたのです。その中の一つに障害者差別解消法というものがありまして2016年から施行されています。

この中の合理的配慮についてお話ししたいと思います。障害者差別解消法の中に合理的配慮の不提供は差別だというのがあります。国や地方公共団体は合理的配慮の提供を義務化されているのでこれに反すると訴えられます。合理的配慮は難しい概念ですので、イラストで説明していきたいと思います。

障がいの有無にかかわらず同じ条件に持っていく、同じ土俵に持っていくと理解していただけるとわかりやすいです。このイラストでは壁があり向こうが見えない状況にあります。背の高い人は壁から頭が出ているので見えるけれども、背の低い人は壁があるので見えない。背の低い人たちに壁の向こうの景色を見てもらうために、それぞれに合った台を提供します。これはある方にとっては段差を解消するスロープであり、ある方にとっては音声の読み上げソフトであるとかです。それぞれ必要な配慮は異なりますが、同じことができるような配慮、人によって違う配慮でもいいという考えです。

合理的配慮は民間事業者には今は義務化ではないのですが、このような配慮がない施設はあまり良い施設ではないと言われるので、民間でも徐々に始めています。しかし最初からその壁がなければいいのではないかと、壁がなく合理的配慮しなくても同じように見える環境を作っていくことがより良いのではないかとユニバーサルデザインという考えが浸透していくと思います。

ユニバーサルデザインというのは多様性への配慮です。たとえば障がいのある方はもちろんですが、子ども、一時的に怪我をしている方、大きな荷物を持っている方、外国から来られている方などがたくさん利用する場所であることがわかっていれば、どのように建物をつくっていくか、どのようなサービスを作っていくかをいろいろ

話し合っただけの良いものを作っているわけでは、このように配慮があれば、多くの人が使いやすい施設になると思います。

次に、視覚障がい、聴覚言語障がい、肢体不自由、内部障がいという身体障がいについてみていきたいと思っています。

まず視覚障がいです。視覚障がいは約 30 万人いるといわれています。その中でも完全に見えないという方がたくさんおられるかというのではなく、弱視やロービジョンといわれる、完全に全盲というよりは少し見えている方が多いです。身体障がいの等級を決める視力はメガネをかけたり、コンタクトレンズを付けたりという矯正をした視力です。

次に、様々な見え方があるということです。視野狭窄という障がいについて説明します。サララップの芯を目に当てて覗いていると考えてください。穴の中のものが見えますが、周りが見えません。そのように視野のすごく狭い方が道を歩くと、横や斜めから来られた方とぶつかってしまうとか、置いている物に気付くことができずにぶつかってことがあります。見える部分があるので、拡大鏡などを使って文字をよむことができます。

一方で中心部分が黒くなってしまう（中心暗点という）障がいの方もおられます。この場合だと拡大できるものもなかなか使いにくい。様々な見え方の方がおられるという事を知っておくことが重要だと思います。

また視覚障がい者の方には点字での対応がよいと理解されている方も多いと思いますが、点字を読める方は視覚障がい者総数の 1 割ちょっとです。ですから多くの視覚障がい者は点字が分からないとっていただく方がいいと思います。先天性障がいや特別支援学校に行かれていた方は点字を学ぶのですが、中途の視覚障がい者は、点字を学ぶ機会がない方が多い。点字がわからないと生活しにくかった時代は、点字を勉強しておられた方も多かったですが、今は読み上げソフトですとか、音声でわかることが多いので、点字を読め

ない方が多いです。

視覚障がい者への配慮として点字をつけていただくのはもちろんですが、音声で案内するなどそれ以外の手段もともに考えていただく必要があることを覚えておいていただきたいと思います。点字を全部覚えるのはなかなか難しいので、私はこれ（点字テプラ）を使っています。ローマ字やひらがなで入力しテープを入れると、点字が打たれて出てきます。これで名前を書いたテープを名刺に貼っておくと名前だけでも覚えていただける。これがあると、館内のエレベーターや階段、トイレなどに簡単に点字をつけることができるのでご紹介しました。

また色覚障がいという障がいもあります。男性の 5% に出現するといわれています。色覚検査は、今はあまりされていませんので、自分に色覚障がいがあるという認識のない方がおられます。どなたがそうなのかというのなかなか分かりにくい。配慮としては、配布資料に載せるグラフなどでいくつか色を使う場合、ベタ塗りではなくてテクスチャーを変えたり、線を太くして隣接する項目の違いがわかるようにする方法があります。また、カラーユニバーサルデザインという言葉で、自分の作った資料が色覚障がいの方にどう見えているかを確認できるサイトもありますので、ポスターなどをつくる時に利用されると良いと思います。

建築物についてお話しします。今、トイレには流すボタンとか非常ボタンとか壁面にたくさんのボタンがついています。視覚障がいの方にはどのボタンかが認識できず、非常ボタンを押してしまって警備員さんを選んでしまうこともあります。今は、トイレトーパーと水洗ボタンと非常ボタンで逆の L 字型の配置にしようということが JIS という規格で決まっております。この配置が公共的なトイレのすべてで整えば、視覚障がい者の方は安心してトイレを使うことができます。これを改修や新築のタイミングに思い出して変更していただけたらと思います。

これは新幹線の座席の前のテーブルの裏に書かれている図です。旧来のものでは6両7両分ぐらいの情報のすべてが書かれているために文字が小さくなっています。子どもでなければ次の次の車両まで行ってみることはないと思うので隣の車両に何があるかわかればいいわけです。そのように考えられて、今は自分のいる車両と前後の3両分だけが載せてあります。さらに文字も大きくなりましたし、ピクトグラムも新旧比べてみれば非常に見やすくなっていることがわかると思います。このような配慮は弱視の方にもよいですし、近視の方にもよいと思います。是非こういうものを思い出していただいて、館内のピクトグラム案内板は果たして見やすいのかと確認をしていただけたらと思います。

では次に聴覚・言語障がいを見ていきたいと思います。耳のどの部位に障がいがあるかで対応が変わります。この伝音難聴といわれる耳から外側の部分に障がいがある場合は、補聴器をつけて音を聴くことができます。しかし、さらに耳の中の部分に障がいがあると補聴器をつけても音を拾えない。ですので補聴器を付けていないから聴覚障がいではないというのは間違いです。そして伝音難聴の方も補聴器をつけたからといって言葉として聞こえない方もおられます。車のクラクションなどの警告音だけ拾いたいと補聴器をつけてらっしゃる方もいます。補聴器ついてるから普通に話して全て伝わってるというのも間違いの場合もあります。そのようなことを少し知っておいていただき、音声と筆記（メモか何かを渡すなど）の両方をしていただけると非常にいいと思います。

緑色の耳マークがカウンターにあれば、こちらは筆談をする準備がありますよということを示しています。筆談も紙と鉛筆で構いません。昔の砂鉄のお絵かきボードみたいな磁気のものもありますし、電子的なメモですぐ消せるというものもあります。どのようなタイプでもいいので備えておいていただくと簡単に筆談が始められます。

またホワイトボードがノートブックやスケッチブックのようにになっているものもあり、すぐに消せますから簡単にメモとして使えるのではないかなと思います。今はスマートフォンに無料で使えるアプリというのがたくさんあります。これは筆談アプリというものですが、こちら側で書いたものをスマートフォンをひっくり返してみせなくても、相手側に見えるようになっている。いちいちひっくり返すという作業がなく、書いてすぐ見ていただくということができます。今はこのようなものがすごくたくさん出ていますのであまり難しく考えずに、いろいろなサポートをしていただけるのではないかと思います。

肢体不自由に関しては、後ほど竹村から車いすユーザーとして話をさせていただきます。私の方では内部障がいについてお話しします。内部障がいというのは目に見えない障がいのある方をさします。例えば心臓のペースメーカーを入れてらっしゃる方なども内部障がいといえます。ここではオストメイトと呼ぶ人工の排泄口を作っている人のことをお話ししたいと思います。人工肛門を腹部に作られてたり、尿道に管を入れて尿をパウチというビニールの袋に貯めて排泄をされたりする方などがおられます。その方たちはそのパウチという袋に溜まった排泄物を一定の量がたまると捨てて、新しいものに取り替えるという作業が必要となります。それを外出先でもできるようになれば長時間外出できるようになります。公衆トイレにも、腹部に十字の白いマークのついたピクトグラムのあるトイレが多くあります。このマークがあるトイレはパウチを交換する設備がありますということを示しております。

次に知的障がい、精神障がい、発達障がいの方への理解について説明します。これらの障がいを持ってらっしゃる方が一番困っていることはコミュニケーションです。こちらは交通事業者の方が使っているコミュニケーション支援ボードです。このような交通に関するピクトグラムを集めたボードを作ってらっしゃって、指差しでその

方たちのニーズを聞き取るという方法をとっておられます。これを応用して図書館で必要なピクトグラムを集めたボードを作ってみてはいかがでしょうか。例えばどういうジャンルがお好みですかとか、何をお探しですかということを、ピクトグラムでやり取りする方法を持っておくとより通じやすいのではないかと思います。また知的障がいのある方たちは文章として伝えるのが難しい。お子さんの場合は特にそうです。そういう方は絵文字を書いたカードを組み合わせることで、何を要求しているのかを伝えることができるアプリがあります。例えば自分の要求しているものを下の絵の中から選んで伝えていく。これは本人たちが伝えるという場合もありますし、こちらが伝えたいこともこのように絵とともに伝える方がよく伝わります。このようなコミュニケーションアプリも無料で使えるものがたくさんございます。

岩手県立図書館のホームページを見せていただいて、とてもよくできているなと思ったので、ここで掲載させていただきます。ユニバーサルデザインマップというのを作っておられて、文字でも説明されています。沢山のピクトグラムを使っていて、レイアウトがわかりやすいですね。どこで気をつけたらいいのか、どこに行けば何があるのかっていうのが非常にわかりやすくていいなと思いました。しかし、ホームページ上でこれにすぐアクセスできないというのがちょっと難点だったと思いました。その部分を改善していただけるとより使いたい人の目に多く触れるのではないかと思います。

多様性ということで今は LGBT への配慮というのを求められています。今は LGBT だけではなくてクィアプラスとしていろいろな性的マイノリティといわれる方がおられます。この方達が外出先で利用する施設で一番困っておられることについて説明していきたいとおもいます。LGBT の方たちが一番外出先で困ることはトイレです。女性トイレを使うか男性トイレを使うかということ

で非常にストレスがあるのです。早稲田大学はオストメイトの設備やベビーベッドがある「だれでもトイレ」の中にオールジェンダーという表記を入れて、性的マイノリティの方も使ってよいトイレですよとしています。こちらは男性トイレ、女性トイレという一般トイレに入る手前に車いす使用者トイレがあります。そこに少し広めの共用トイレっていうものをおくのはどうですかというような提案です。このような表示があることで安心して使っていただける。より多くの方が図書館に足を運んでくれるということになります。

さまざま申し上げましたが、皆さんがご自身で、スタッフみんなで、図書館をチェックするということが簡単にできますということをご紹介したいと思います。これは学生が、車椅子を使って自分の大学の図書館にどのような工夫があるのか、もしくはどのような部分が使にくいのかというのを見てくるという課題を実践している様子です。車椅子に乗ると、ここ通れないねとか、ここは使えるよとかが簡単にわかります。是非、休館日などにスタッフの皆さんで実践して見てください。意外と気づかなかった不具合っていうのも見えてくるかもしれませんし、もちろん良い配慮も見えてくると思います。

今日お話ししたことはほんの一部です。これ以外にたくさんの工夫や方法があると思います。それについてスタッフの方、利用者の方とともに話し合っていく、そういう姿勢がよりよい図書館につながっていくと思います。より多くの方が使える図書館がより多くなることを願っております。これで終わります。ありがとうございました。

「障害者への理解と合理的配慮

—車椅子使用者として—

こんにちは。ユニバーサルサービスアカデミー講師の竹村美紀子と申します。本日は障がい者への理解と合理的配慮についてお話ししていきます。誰もが利用しやすい施設、設備とは何かを、

国内外の旅行などを例に考えていきます。よろしくお願ひします。

はじめに私のことを少しお話しします。私は15歳の時、事故により頸椎を損傷しました。私の場合は首から下が麻痺しているのですが腕はある程度動きます。でも指は完全に麻痺していて全く動きません。通信制高校卒業後、老人ホームで4年間勤務しました。その後アメリカへ単身留学、8年間滞在後帰国しました。現在は神戸市で1人暮らしをしています。最小限のヘルパーサービスの利用で心身ともに自立した生活を心がけています。

私自身の図書館利用について、私は昔から本は好きでしたが、図書館は最近まで利用したことも行って来たこともありませんでした。私たち車いすユーザーでも図書館は気軽に利用できる場所なのかな？読みたい本を見つけられるのかな？いろんな本を手にとって中をぱらぱら見たいし内容も確認してから読みたいけれど、そういうことってできるのかな？多機能トイレってあるのかな？机って使えるのかな？周りにもあまり図書館を利用しているという車いすユーザーの友人などもなく、そう言ったことなどを全く知りませんでした。なんだか近寄り難い場所、馴染みのない場所というイメージがありました。

しかし、障がい者への無料郵送貸出サービスというものがあるということ、つい最近車いすを利用している知り合いから教えてもらいました。すぐに窓口で電話し、利用の仕方などを確認しました。すると、読みたい本をメールでリクエストできるということ、自宅の郵便受けに届くということ、1カ月以内に郵便ポストに投函し返却すれば良いということでした。なんて便利なサービスがあるのだ、と思いつぐに利用し始めました。実際は思っていた以上にどの本も予約待ちになっていることが多く、基本的には4冊揃わないと郵送してもらえないので、リクエストしてから送られてくるまでにかかなり時間がかかるということ

が分かりました。ですから最近では1回にリクエストする本数を増やしたりしています。読み終わった後4冊一緒に返却するので、分厚くて結局郵便ポストには入らず郵便局に持って行っています。でも、リクエストしていた本が4冊も届いたときはうれしくてワクワクします。そしていろんな本をたくさん読んでみる事ができてとても楽しいです。他にも図書館に行けない、行く時間がない人に向けたサービスがあるということも知りました。予約図書自動受取機が三宮・花時計前駅にあります。ネット予約した本が早朝や夜遅くでも受け取ることができます。返却ポストが図書館以外にも駅などにあります。電子図書館ではスマホやパソコンから24時間いつでもさまざまな種類の本が読めるらしいです。このようなサービスを健常者だけでなく私たち障がい者もうまく利用できると図書館はより便利で身近な存在になるなと感じました。

図書館ですが今回このような機会を与えていただいたので、自宅から一番近いところにあるとても小さな図書館なのですが行ってみることにしました。そうすると、読みたい本を本棚から取れないなどの際にはスタッフの方を呼んでサポートしてもらうための呼び出しブザーを持たせてもらえるということが分かりました。車いすの人でも使いやすい机もあり、館内に多機能トイレもありました。そして何より案内してくださった方はじめ職員の方がとても親切で協力的でした。また利用してみようかなと思いました。

2021年3月には近所にもとても魅力的な図書館ができるらしいです。7万冊の蔵書、親子で使えるスペース、飲食可能なコーナー、読書や学習に使える個人ブース、Wi-Fiが使えるパソコン席など、とても快適な空間になるようで私も楽しみにしています。

ここからは私の普段の外出や旅行において感じていることや感じたことなどについてお話ししていきます。

普段私の移動手段は電車が多いです。新幹線の場合は多目的室というのがあり、予約時に空いていたら使わせてもらいます。乗車対応は引き継ぎを含め、いつもきちんと丁寧にさせていただくので本当に安心して出かけて行くことができます。でもまだ乗客用エレベーターがない駅もあります。そういう場合は駅員さんがとても親切に誘導してくださいます。

大分にある民間のユニバーサルマンションを見学に行った時の写真です。ここの2階部分に障がい者自立支援センターがあります。この支援センターでは、主に私と同じぐらいの障がいレベルの車いすの方たちがスタッフとして働かれています。ここのマンションはすべての部屋が完全なバリアフリーになっていて、例えば玄関も完全にフラットになっています。そしてキッチンや洗面所なども車いすでもちゃんと足が入って使いやすく工夫されていました。ベランダへも車いすで出入りがしやすいようになっています、あとクローゼットも車いすでも衣類を取り入れしやすいようになっています。

これは大分県の別府市ですが、温泉ボランティアの方たちのサポートによって、バリアフリーではない一般の温泉に一般の利用者の方たちと混ざって、温泉を楽しんできた時の写真です。このような経験は初めてでした。大分では社会福祉法人太陽の家というところも見学させていただきました。こちらは敷地内にあるスーパーですが、たくさんの障がい者の方たちが働かれていますので、いろいろなところでいろいろな工夫がされていました。通路が広く取ってあったり、一番上の陳列棚に置いてある商品が見やすいように鏡がついていたりしていました。銀行の中に設置してある机などもいろいろな方が使いやすいように、高さなどがさまざまなものがありました。

ここからはシンガポールの旅について少しお話しします。シンガポールでは、移動は電車が便利でした。ユニバーサルデザインを意識した作りにはなっていたのですが、ちょっとしたところで

私は介助者がいないと、利用をするのが難しかったです。いろいろなところを観光したのですが、どこに行っても自動ドアがほとんどありませんでした。コンビニエンスストアも自動ドアではなく、押して引くタイプの重いドアだったので、いつも常に誰かのサポートが必要でした。次に、これはチャイナタウンとリトルインディアというところですが、リトルインディアは、とてもごちゃごちゃしていてバリアフリーという感じではなかったのですが、町の人たちがとってもフレンドリーで親切でした。だから、お買い物などもすごく楽しむことができました。インドの民族衣装を着せてもらえるところへも行きました。お店の方は私がかちゃんと着るのが難しいだろうということで、心配なくていいよとって、本当はちゃんと着ていないのですが、着ているように見えるようにうまく巻きつけてくださいました。トイレも日本のように多機能トイレが引き戸になっていたり、自動ドアになっていたりということはありませんでした。だから常に介助者の方についてもらわないと、外出することができなかったのは不便に感じました。

完全にバリアがない場所というのはどこに行ってもなかなかないと思います。それは仕方がないと思います。でも何かお手伝いしましょうとか、例えば図書館だったら取りたい本があったら声をかけてねとか、ちょっと声をかけていただくと、大丈夫ですとお断りする場合もあるかとは思いますが、それでもやはり嬉しいです。それから、例えばすごく背が高い方とかだったら、お話するときちょっと目の高さを下にしてくださったりとかすると、とても話しやすいというか、配慮してくださっているんだなあと思って嬉しい気持ちになります。いろんな場面で物理的なバリアがあっても、人の優しさや思いやりで解消できることはたくさんあります。今後さまざまな公共施設が私たち障がい者にとっても、より利用しやすく身近な存在になってほしいなと思っています。どうもありがとうございました。

「障害者への理解と合理的配慮

—大阪府立中央図書館を例に—

ここからは、大阪府立中央図書館のユニバーサルデザインチェックの実施した結果です。講師をつとめていただきましたユニバーサルサービスアカデミーの糟谷様（以下、K）と竹村様（以下、T）に館内視察いただき、良いところ、改善が必要などご指摘いただきました。本来は、研究集会会場で動画を見ていただいた後、ご指摘いただきました部分を中心に、研究集会ご参加の皆様を図書館見学ご案内する予定でした。新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、直接ご来館いただくことができなくなり、動画でのご指摘部分の紹介のみとなりました。

【大阪府立中央図書館のバリアフリーの施設・設備】

大阪府は、全国の都道府県に先駆けて「大阪府福祉のまちづくり条例」（平成4年10月28日大阪府条例第36号）を制定しました。1996（平成8）年5月10日に開館した大阪府立中央図書館は、この条例が適用される第1号の大阪府立の大型施設ということもあり計画段階から担当部局と協議を重ねながら、障がい者にもやさしい施設づくりをめざし、建設がすすめられました。

【主な施設整備】

○段差をつくらない

段差は下肢に障がいを持つ人だけではなく、すべての人の行動を制約することになるため、中央図書館では第一に段差のない施設づくりを目指しました。図書館の1階床面は浸水対策から、地表から1mほど高くなっていますが、階段等の段差は作らず、前庭におけるゆるやかな勾配（約100分の1）によってその落差を解消しました。

○「点字ブロック」と「手すり」の設置

視覚障がい者用誘導ブロック（点字ブロック）については、最寄りの荒本駅ホームから図書館への経路は勿論のこと、図書館内についても表入口（将来の車を使用しての利用を考慮して裏の通用口からも敷設）から対面朗読室への誘導ブロッ

クをメインルートに、各階のエレベーターからカウンター、会議室、レストラン等へ誘導できるようにしました。色は弱視者に配慮して目立つ黄色になりましたが、ビス止め式のため破損し易いといった問題が残っています。点字ブロックと併せて対面朗読室前や会議室前など主要な廊下部分には手すり（点字標示付き）も設置しました。

○触知案内板の設置

視覚障がい者に部屋の構成等の平面配置を理解していただくために、敷地境界付近の前庭（2カ所）、玄関前（3カ所）、および2～4階のエレベーター前に点字・触知図付きの案内板を設置しました。特に正面玄関前の案内板（2カ所）については職員を呼び出すためのインターホンも付けています。

（表入口外側）

K 大阪府立中央図書館で館内の案内をさせていただこうと思います。ユニバーサルサービスアカデミーの糟谷佐紀と、
T 竹村美紀子です。

K これから中に入って建物の使いやすさを一緒に見ていきたいと思います。よろしくお願いします。

T（返却ポストの取り付け位置は、返却する本が）重いとちょっと大変かもしれません。もう少し低いとありがたいと思います。

K こちらが視覚障がい者の方が使いやすい触知図です。このインターホンで呼べば、職員さんが来てくださるということです。もしここに段差があったとしても、このようなインターホンで呼べれば、バリアフリーになっていなくても入館することができると思います。

T（触知図は）ここ（車いす）からでも見やすいですね。角度があるので立ってでも見ることができ、座ってでも見ることができ。

K 補助犬マークとか福祉のまちづくり条例の適合証を取ってらっしゃる建物ということで、これが見えるところにあるというだけですがごく安心感があると思います。

【エントランス】

エントランスではさまざまな施設からのパンフレットをパンフレットボックスに入れて、自由にお持ち帰りいただけるようにしているとともに、展示やイベント開催を実施しています。また、総合案内を配置し、エントランスでの対応や図書館の案内を実施しています。ブックディテクションを配置し、貸出処理を済ませていない利用者への対応も実施しています。

(エントランス、パンフレットボックス)

K このように低い位置に展示されているのは非常に見やすくていいなと思います。

T (展示品のクリスマスツリーを見て) こういうのも作ってみたいですね。

K (パンフレットボックスを見て) こういうのはどうでしょうか、パンフレットは、見やすいですか。

T 見やすいですね。

K 上の方が取りにくいですか。

T 取るのは取りにくいですね。(4段あるうちの上から2段目3段目をさして) ここくらいがいいですね。

K 下も取りにくいですね。

T そうですね。

K (ここに利用者がおられることに) 受付の誰かが気づいてくれて取ってくださいれば、見る分には非常にいい高さかなというふうに思います。

【エレベーター】

図書館は地下2階から地上4階までの施設ですが、地下2階の駐車場を除き、利用者が立ち入ることができるのは、1階から4階までです。1階から4階まで移動するためのエレベーターを2基設置しています。

(エレベーター)

K 車いすは点字ブロックの上ではガタガタと動きにくいので、車いすの人は点字ブロックではない方に誘導し、視覚障がい者は点字ブロックの方

に分けて誘導してくださると非常に使いやすいと思います。そのときにこの(車いす用の)ボタン、逆の向こう側(点字ブロックを設置していない側)に付いている方がよいと思います。

K エレベーターの中に大きな鏡があることで、たくさん乗っている時も後ろの方にぶつからない、前に入って回転できない場合、後ろ向きで出る場合にもこの鏡があれば出やすく、非常に使いやすいです。

【書架と閲覧席】

書架間隔を1.8mから2mとり大型の電動車いすでもゆったりと通行できるようにしました。

(閲覧室)

K 今コロナウイルス感染拡大防止のために、いすを少なくしてあるのですね。

職員 そうです。

K でもこのようにいすを抜いてくださっていると、車椅子使用者は使いやすいと思います。

T ここの図書館は全部のテーブルがちゃんと(足が)入るようになっているのですね。

K そうですね、あちらもね。

T 私が見にいった図書館はひとつだけ車いす用になって…。

K ここ(旅行ガイドを置いている低書架)の棚はそう高さも高くないので非常に見やすいですね。一番上の棚でも手が届きますか。

T はい。一番上の棚でも手が届きます。いいですね。

K 通路もちょっと広いです。

T うん。そうですね。車いす2台で一緒に来ても全然大丈夫。

K これぐらい広いと他の人と干渉しないで見ることができますね。

T そうですね。横のとか人とかぶつかるのを気にしてなくていい。

K 回転できますね、そこで。

T 回転できます。

(閲覧席 一人掛けキャレル)

K こういう要配慮者の方は優先的に使える座席を作ってもらっちゃる。障がい者の方、高齢者の方たちの優先席ですが、時間を区切って作っていらっしゃる。それくらいたくさん来られるということですよ。

【OPAC と記載台】

昇降式検索端末台を各階に配置しました。2 階の研究室にも昇降式閲覧機を用意しました。(63～78cm の約 15cm 上下する)

(OPAC)

K (タッチパネル端末が机の端から) ちょっと遠いですか。

T (手を伸ばして) 私はぎりぎりです。これは何かお願いしたら手前に持ってきてもらうことができますか。

職員 (そのように対応させていただいております)

T 私は自助具、棒のようなものがないとだめなんですけど。

K キーボードが使いにくい方もおられるのでこういうタッチパネルを用意して下さっているというのは非常によいと思います。

T そうですね。

K 館内を見て回る楽しさもあると思うのですが、この検索システムがあることで、移動が大変な人たちがすぐ欲しい本に行きつくってというのは非常に良いと思います。またカウンターがすぐそばにあるので、何か困ってもすぐに声かけて気づいてもらえる場所にあるのも非常にわかりやすくてよいと思います。

(記載台)

T (複写申込書を置いている記載台、申込書を置く段があり、記載する部分が高くなっている) ここ(複写申込書を置いている段)で書いてもいい。

K これがもう一つ低い段だといいかもかもしれません。

T ちょっと書くところが(高いですね)。

K でもカウンターにすぐ近くで(フォローを)やってくださるということで、ハード面で無理なところは人的なサービスで行う、どちらかがちゃんと使えれば問題ないと思います。

(レファレンスカウンター)

K このカウンターの高さも試しますか。

T やや低いですかね。

K 低いですね。

T 私でぎりぎりなのでちょっと車いすの高さによっては、カウンターの下に足を入れにくい人も結構いるのかなって思います。

(レファレンスカウンターでの表示)

K ここにこういうサービスがあります。補聴器や人工内耳の方、手話通訳を希望する方、筆談を希望する方というあらゆるコミュニケーションの対応してくださるといのは、非常にありがたいです。

(昇降式検索端末台)

K (高さを調節できる机) この高さに調整して下さる。

職員 (ハンドルを回して昇降させる)

T 高い方がいい。

K 高い方が使いやすいですね。せっかくの素晴らしい機能をどこにも書いていないので、是非わかるように表示していただきたいですね。

【屋上庭園と自動販売機】

外部につながる引き扉は重くなってしまいがちです。自動販売機はボタンの高さにも気を付けたいですね。

(自動販売機)

T お金をいれるところが低い位置にあるので、お金を入れて。

K (飲み物の)受け取り(口)もちょっと(底が)高めになっているのですね。

T そうですねちょっと。

K (ボタンの)一番上は届くんですか。

T 一番上は届かないですね。
K 一番上だけここ（下の方に）にボタンがついているのもあるのですよね。

（屋上庭園の扉）

K 開き戸というのはなかなか難しいです。
T これはちょっと（難しい）。
K （重くて）動かない。せつかく段差がないからいけるとよいのですが。
T そうですね。

（屋上庭園）

K 誰かと一緒なら扉を開けて外へ出ることができます。
T 少し気分がいいですね。
K 誰かと一緒ならいいですね。広いし、リフレッシュできる。
T これくらい天気だったらここで本を読めるのですね。すごくいいですね。
K ここが自動ドアだとよりいい。
T そうですね。
K 一人だと多分あのドアを開けれそうにない。
T そうですね。
K この（屋上庭園）の中は、段差がないのでいいですね。

－ しばらく、屋上庭園を散策

【多機能トイレ】

多機能トイレについては地下2階と1階から4階までの各階に設置しました。特に1階については閲覧室部分に2カ所、ホール部分に1カ所の計3カ所（うち対面朗読室横のトイレは男女兼用）に設置しました。多機能トイレについては、感知式洗浄装置及び自動水栓装置に加えて、非常呼び出し装置を設置し、緊急時には最寄りのカウンター等に通報されることにしています。またこのトイレには、ベビーシートも設置しています。このほか一般のトイレについても補助手すりならびに自動水栓装置を設置しました。

（閲覧室からトイレまでの案内）

K （突き当りの正面壁にはトイレの表示のみで、左90度のトイレへの通路へ向かう頭上の表示には、車いすマークやベビーベッドの表示があることを受けて）ここにも表示があるといいですね。ここにも車いすマークの表示があるとよい。

（多機能トイレ）

T 扉が重くて開けにくいですね。最後まで（扉を）しっかり開けてしまわないと止まらない。トイレの中は、私の車いすだったら大丈夫ですがもう少し大きな車いすになるとこの辺の障害物で狭くなるという感じはあります。こういう所（ベビーベッドと洗面台の手すりの間）は、もうちょっと広がったら使いやすいかなという感じはありますね。あと、オストメイトのトイレは1階というのを貼ってあれば、そっちに行こうかなってなるのでありがたいです。

K トイレのニーズはいろいろなのでトイレ内の写真とともにどのフロアにどんなトイレがあるっていうのをわかるように表示していれば、使う人たちは自分でどれが当てはまるのがわかりやすい。その表示があると、トイレまで来て使えなかったということがない。

T はい。

【こども資料室】

こども資料室は低書架で構成されています。また、書架側板のピクトグラム風の表示は、こどもだけでなく、知的障がいのあるひとにとってもわかりやすい。

（こども資料室）

K 全部が低いですね。こっちのほうがありがたいかも。高いところがないですからね。いすとかもいいですね。こども用なので。

（新着図書の書架で棚板を斜めにして面展示している書架をさして）こういうのが見やすいですね。

T そうですね。低くて、子どもだけが入れるのですか。

職員 （どなたでも入っていただけます）

K この(2段の書架の上に斜めに面展示できるようになっている書架)棚はいいですね。掲示もすべて低くてよいですね。

ピクトグラムみたいにイラストで書かれています。これは字が読めない子どもにもいいし、知的障がいの方とかには非常にわかりやすい。ピクトグラムというのはいいなと思いますよ。すごくこだわって作ってらっしゃる。

(通常閲覧機として提供している場所を室内での滞在ができないため、資料を平置きするために使用している) こういう並べ方もいいですね。

T そうですね。

K 見やすいですね。車いすの利用者を考えるときに子どもの高さぐらいを考えてくださると非常によいかもしれない。

【大活字本と障がい者支援室】

7室の対面朗読室と1室の録音室を設置しました。各朗読室は約8㎡あり、内装にグラスウール化粧板を貼り防音・防振対策に配慮するとともに、外気の取り込みを求める利用者に配慮して大きな窓(二重の防音ガラスとし、音の反射を防ぐためにカーテンも付けています)も開けています。また入口の扉については密室状態になることへの利用者(朗読者)の不安を解消するために、大きめのガラス窓(60cm×60cm)をつけました。一方録音室については中空構造にし、対面朗読室以上に防音・防振対策を施しました。

(大活字本の書架)

K (ページが黒地に白の大活字で作られている本を手に取り)弱視の方の中には黒地に白字が見やすい方もいらっしゃいます。

T へー。

K 字を大きくするため弱視の方用の本では市販の1冊の本がこのように3冊になっているのだと思います。これを置いてくれている図書館は少ないので、ありがたいですね。

T 本が好きだったけど、高齢になって見えにくいからやめたっていう人もいます。

K これだと老眼鏡をかけなくても見られますね。

私も見やすいです。文字が小さいと電車の中で本を読む気がなくなります。でもちょっと重いですね。種類がまだ少ないというふうに聞いています。利用してみたいですね。

(障がい者支援室)

K (障がい者支援室の事務室の大きい窓をさして)中の人を外の様子に気づくようにガラスが大きくなっています。対面朗読室ですよ。3か所? もっとですか。

職員 7室あります。

K 視覚障がい者の方に、ボランティアの方が読んでくださる。

【終わりに】

図書館の職員だけでなく、図書館外の職員や当事者の方に積極的に施設や設備を見てもらいましょう。たとえすぐに対応できなくても、課題を認識しハードで対応できなくても「そこは職員が外向いて対応が必要」であることを職員が意識することができれば、ソフトでカバーできることも多くあります。すべての図書館がより使いやすい図書館になりますように。

<事例報告 (3) >

「多様な文化や言語が活きる図書館を

ー外国につながる人たちと、絵本とともにー

NPO 法人おおさか子ども多文化センター

梨木 亜紀 氏

外国につながる人たちと、オコタックの活動

NPO 法人おおさか子ども多文化センターでスタッフをしております梨木と申します。今回、在住外国人と図書館のバリアフリーということで、私たちの NPO がこれまで地域の外国の方たちと一緒に図書館でおこなってきた、絵本を使った多文化共生活動についてお話しする機会をいただきました。外国人と図書館がつながる一つの事例としてご紹介するとともに、そこから見えてきたことと、あと、今後図書館とともにできたらいいなと考えていることなどについて、お話ししたいと思います。

近年日本には、グローバル化が進む中、たくさんの外国の方が暮らしています。仕事で来日する方だけではなく、日本で家族を持ち、日本語や日本文化の中で子育てをしている外国の人たちもたくさんいます。私たちの地元・大阪市の場合も、昨年（令和元年）末時点で全人口の約 5.3%が外国人住民です。また単に人数が増えているだけではなく、多国籍化・多言語化も進んでいます。

私たちの NPO、通称オコタックは、外国にルーツをもつ子どもたちの教育支援のために 2011 年に発足した団体です。外国につながる子どもとその家族を包括的に支援する様々な活動をおこなっていますが、それと併せて、日本人も一緒に参加できる多文化共生のためのイベントなどもしています。今日はその中で特に「多文化にふれるえほんのひろば」について、ご報告したいと思います。

「多文化にふれる えほんのひろば」について

このイベントを始めたそもそものきっかけは、私たち NPO のスタッフ自身が、あるよそのイベン



トで絵本展を体験したことがきっかけでした。たくさん絵本を自由に手にとって、親子でゆったり楽しむことができる。また参加者同士がお話を読みあったり、絵本を挟んでおしゃべりしたり、大人も子どもも楽しそうな様子を見て、このような場が外国人の親子にもあればいいなと感じたことが始まりでした。というのも常々、外国ルーツの子どもやその保護者と関わる中で、子育て中の外国人家族には日本人の家庭に比べて、親子で遊びに行けるイベントや公共施設の情報が少ないなあと感じていたからです。

一方で、地元の大阪市立中央図書館にはたくさんの外国語の図書があります。それで図書館の方に、日本人も外国人も一緒に参加できる絵本のイベントをしたいんですけど…と相談しに行ったのが始まりでした。以来、中央図書館さんには会場の提供や絵本の貸出、それから広報などで多大なご協力をいただきながら、「多文化にふれるえほんのひろば」が始まりました。今年（令和 2 年）度は残念ながら、新型コロナの影響などあって開催できていませんが、2012 年から昨年度までこれまで計 7 回開催しています。

ここで少し、私たちの活動のベースにある「外国ルーツの親子に母語で絵本を」という想いについてお話ししたいと思います。日本に住む外国人は長期滞在・定住化の人が増えていますが、日本での生活が長くなるにつれて、その子どもが自分たちの母語を失っていく、というケースがあります。保育園や学校で日本語をどんどん覚えていくにつれて、子どもが母語をだんだん忘れていってしまい、でも親は子どもほど日本語の習得が進ま

なくて、その結果、家族の中でも共通の言語が失われていくという問題が起こってくることもあります。

また保護者の中には、「日本でみんなが興味を持って大事にされるのは、どうせ英語だけでしょう」と、自分の国の母語はここでは必要ないと感じてしまっている人もいます。ですが大人のそのような捉え方、自分の母語や母文化に対するネガティブな気持ちは、子どもにもすぐ伝わります。実際、日本の小学校に通う子どもが少し大きくなった時に、親に対して「ママ、恥ずかしいから外では母語で話しかけないで」と言ったりすることも起こっています。だから、本当に幼いうちから親子で共通の母語というものを守り、大切にしてほしい。自分のルーツの言語や文化に誇りと自信をもって日本で生活して行ってほしい、という思いがあります。

もちろん、外国人保護者の中には、子どもに対して自分の国の言葉や文化を伝えていきたいと思っておられる方も多いです。インターネットやその他のメディアで様々な情報を取ることができる時代ですけれども、やはり本というかたちで望まれる方もたくさんいます。けれども日本に暮らしていると、母語の本はなかなか手に入らない、買おうと思ってもとても高いし…という声も聞いています。無料で借りることができる図書館に、様々な外国語の本があることが、残念ながら彼らに十分知られていないということも分かってきました。そういった背景もあって、私たちの「えほんのひろば」は始まりました。

主な目的は2つあります。一つは、外国につながる人たちに母語でお話を楽しむ機会を提供したい、そしてこのイベントをきっかけに、図書館に母語の本があることを知ってもらって、今後もっと図書館を利用してもらいたいということ。そしてもう一つは、日本人にも、絵本を通していろんな国の文化や言葉に出会ってもらいたいという思いです。

そのために広報は、外国人の子どもが多く通う小中学校や国際交流協会などの関係施設だけではなくて、近隣の小学校や幼稚園、保育園など広く一般にもチラシを配布しました。また大阪市内をはじめ周辺の市や府立の中央図書館にもご協力をいただきました。その結果、2日間にわたる開催期間中、各プログラム合わせて毎年延べ1000人以上の参加をいただいています。

ではイベントの内容をご紹介します。まずは「えほんのひろば」として、図書館が所蔵するものを中心とした約25言語にわたる外国語の絵本と日本の絵本、合計750冊をずらっと展示して、自由に読んでもらいました。外国の絵本と並んでそのすぐ横に日本の絵本もたくさん用意したので、おかげで当日は、いろんな国の人がすぐ隣同士で様々な絵本を手にとって楽しんでいる様子を見ることができました。

他にも多言語によるおはなし会や、絵本と併せてその国の音楽や踊りも一緒に味わったりするプログラム、タイ文字やロシアのキリル文字など世界の文字で自分の名前を書いてみるコーナーとか、外国人スタッフが母国のおすすめの本を紹介してくれるポスターなども作ったりしています。

「多文化にふれる えほんのひろば」では、外国の絵本をより身近に楽しめるように、フロアには日本人スタッフだけでなく、ボランティアとして参加してくれた外国人の方にも待機してもらい、展示してある絵本で気に入ったものがあつたらいつでも「読んで」と声をかけてもらえるようにしました。その結果、気になる外国の絵本の内容をネイティブのスタッフに教えてもらったり、また逆に外国人の保護者が日本人のスタッフに頼んで、自分の子どもに日本の絵本を読んでもらったりする光景が、会場のあちこちで見られました。そしてその絵本から広がるいろんな話題で、参加者同士でおしゃべりが始まって、交流が生まれていく様子も嬉しいことでした。

フロアに同じ絵本の多言語版を並べて展示していると、あのお話を外国のお友だちも読んでたんだねーという気づきがとても新鮮でした。またそれらの作品を会場で、複数の言語で読み聞かせを始めると、日本の親子も外国人の親子も集まってきた、一緒に楽しむことができました。

また多言語版を並べておくことで、外国の人も母語の絵本と日本語版を比べて楽しむことができます。印象的だったのは、日本の小学校に通う子どもを持つ南米出身のお父さんが、国語の教科書にも載っていた物語を初めてスペイン語で読んで、子どもが学校で習ってたのはこういう話だったんですね…と喜んでおられたことです。親子の共通体験にもつながる多言語の絵本の可能性を感じた一コマでした。

日本人参加者にとっても、各国の絵本を外国人スタッフに読んでもらって様々に交流することで、いろんな発見がありました。外国の絵本に昔の日本と同じ風習や言い伝えがあって驚いたとか、読んでもらったときに挨拶も教えてもらってうれしかったとか、絵本を通した異文化との出会いを、子どもから大人までそれぞれに楽しんでもらうことができました。また「同じ地域にこんなに色々な国から来てる人がいたんですね」という人や、世界の文字を書いてみるコーナーでは「ひらがなを初めて学ぶ外国人の苦労がわかりました…」などという声もあって、身近に存在する多文化に対する新しい気づきもあったようです。

さらに当日のフロアでは、参加した外国人同士も様々に交流している様子を目にしました。例えば、ボランティアとして参加した違う国の高校生同士が仲良くなって連絡先を交換していたり、外国人の保護者同士が日本の子育てにまつわる体験談や役に立った情報などを教え合っていたり、また遊びに来ていた中国出身の女性が、会場に集う外国人親子を見て「自分は中国語ができるので何か地域でボランティアなどできないでしょうか」と言ってきてくださったこともありました。

数として増えている外国人住民ですが、地域によっては自分の学校や近所など周りに外国の人がいないこともあります。なのでそんな人たちにとっては、この図書館でのイベントが貴重な出会いの場にもなっている感じが感じられました。

多言語による読み聞かせ

～外国人と一緒につくる絵本活動の例～

このように、外国人も一緒に参加できる絵本の活動はいろんな可能性を持っています。ここからは特にその中でも、多言語による読み聞かせについて少しご紹介したいと思います。というのは、大規模な展示などはなくても少人数でも、また短時間でも、絵本さえあれば気軽に始めることができるからです。外国人に読み手として参加してもらい、お互いにいろんな言語の音の響きを楽しむことができます。

日本語の対訳のあるお話や一冊の中に複数の言語が併記されている絵本は、1ページごと、または場面によっては1文ごとに、外国語と日本語で交互に読むことが多いです。日本の子は日本語で内容が分かるし、外国語の部分は音やリズムを楽しむことができます。また、絵を見ることでストーリーがつかめる場合は、思い切って全部外国語だけで読んでみることもできると思います。

一方で、読み手のお国によっては母語の絵本が図書館になかったり、すぐには手に入らないこともあります。そんな時は、たとえ外国語の本がなくても、日本の絵本を使って外国語を交えて楽しむことができます。例えばこちら、これは日本の絵本（『わにさんどきっ はいしゃさんどきっ』五味太郎/作絵 偕成社）ですけれども、虫歯が痛いワニさんとワニさんの大きな歯がこわい歯医者さん、この2人が各ページ全く同じセリフを繰り返しながら話が進んでいきます。これを、日本語を話すワニさんと外国語の歯医者さんになりきって、日本人と外国人が掛け合いで読んでいきました。この絵本はたとえ翻訳版がなくても、一つ一つが短い簡単な文なので、外国人のボランテ

ニアさんにも即興で訳してもらうことができます。またセリフが簡単なので、日本の子どもにも飛び入りで読み手として参加してもらい、日本語の部分を担当してもらえます。「ドキッ」とか「ホッ」とかいう気持ちを表すオノマトペが言語によって似ていたり、全く違ったりするのも面白くて、和気あいあいと人気のプログラムです。

こちらは、ニワトリやカエルなどいろんな動物の鳴き声が世界各国でどう表現されているか、比べて楽しむお話です(『うしはどこでも「モ〜!』』エレン・スラスキー・ワインスティーン/作 ケネス・アンダーソン/絵 桂かい枝/訳 鈴木出版)。元の絵本には日本やフランスなど4つの国だけが載っているんですけども、多言語おはなし会ではそこに、当日参加のロシアやベトナム、ミャンマー、タイなど外国の方たちに自分の国での鳴き声を追加してもらいながら読んでいきました。

「コケッココー」、「キッキリキー」、「オアーオーオー」と、同じ動物でもこんなに違うんだという鳴き声が次々に響いて、子どもから大人まで会場は大盛り上がりで笑い声が絶えませんでした。

他にも、一口会話を教えてもらってクイズ形式で参加型にしてみたり、絵本の中であいさつを交わしてみたり…。このように、世界にはいろんなリズムのことばがあるのを知ってその響きを楽しむ。それぞれの言語が優劣なく素敵だねというのを、外国人と日本人がお互いに体感できるのが、多言語読み聞かせの面白さかなと思います。

そしてもう一つ、多言語のおはなし会では、絵本を入りに世界のいろんな暮らしや文化に出会うということも大切にしたいと思っています。在住外国人の人たちに、お国の暮らしや考え方が盛り込まれた絵本をツールとして、文化を発信してもらおうという活動です。これまでに韓国、タイ、ベトナム、中国、フィリピン、ペルー、ボリビア、スリランカなど、さまざまな国の文化に触れる絵本を、その国のことばも交えて楽しんできました。

例えば、堺市にあるブラジルの母語教室に通う子どもたちは、自分たちで「おはなし会で日本のみんなに読んであげるなら、これ」と、ブラジルの子どもなら誰でも知っているという怪獣のお話を選んでくれました。悪いことをする子はこの“クッカ”に袋詰めになされて、どこかに連れて行かれてしまうという有名な伝説で、日本の子どもたちもドキドキしながら真剣に聞いていました。二言語で書かれた絵本なので、日本人のボランティアとブラジル人の女の子がペアになって、日本語とポルトガル語で読んでくれました。すると、この話をもとにした子守歌もありますよ…と会場にいたその子のお母さんが歌も紹介してくれることになって、参加者はみんな興味津々で聞き入っていました。お国の文化を誇らしげに、親子で楽しく紹介してくれるその様子に、私たちもすごく嬉しい気持ちになりました。

インドネシアの子どもの日常生活を描いた絵本がありますが、日本語版が出ていないので、事前に外国人スタッフに内容を教えてもらった上で途中までは日本語であらすじを紹介しました。そして後半からインドネシア語で読んでもらったんですが、途中、読み手のこのインドネシア人のママが、絵本に出てくる礼拝の場面で実際に「こういう風にするんです」と説明しながら、イスラムのお祈りを実演してくれました。さらに小学生の娘さんも「行ってきまーす」のイスラム式の挨拶を、その場でお母さんとやってみせてくれて、その可愛らしい仕草に会場から温かい拍手が送られていました。また絵本の最後には有名なインドネシアのことわざも紹介されていて、それにまつわるイスラムの教えなども詳しく解説してくれました。

日本に住むイスラム圏の人たちは近年増加しています。でもその文化は、よく知らないがゆえに誤解されたり、偏ったイメージから敬遠されたりすることも残念ながらあるかもしれません。そんな中、この絵本とこの親子に出会ったことで、私たちにとっても一気に親近感が湧いて、身近な

ものに感じることができました。

他にも様々な絵本を通して多様な文化や価値観に触れることができました。特に、外国の方に目の前で読んでもらって活きたお話を聞くことで、お互いにたくさんの発見と交流が生まれました。

これらの多言語おはなし会で読み手として活躍してくれるのが、地域に暮らす外国人の方たちです。

例えば、中国出身のお母さんたちは、通っている地域の日本語教室のボランティアさんや家族に応援されながら、『はらぺこあおむし』を中国語で朗読して、さらにそこに数字が出てくることにちなんで、1から10までの数字を片手だけで表すという中国式の指文字も教えてくれました。お客さんたちもみんな楽しそうに手を出して、一生懸命真似しています。そして、そのママの生き生きとした姿をニコニコと見つめている小学生の息子さんの嬉しそうな様子も、とても印象に残っています。

他にも親子でおはなし会に登場してくれた中国やペルー、ブラジルやベトナム出身のお母さんたちは、家の外で子どもと一緒に自分たちの国のことばを使って何かに取り組むということも、とても喜んでくれました。さらに、以前「えほんのひろば」で読み聞かせをしてくれたペルー出身の男の子が、数年後に「今度は地元の子も会でまたスペイン語の絵本を読むことになったよ！」と、嬉しそうに報告に来てくれたこともありました。

どの人も母語による読み聞かせを生き生きと披露して、自分たちの文化をすごく丁寧に伝えようとしてくれます。これまで参加してくれた在住外国人の方々全員が、またこのような機会があったら是非やりたいですと伝えてくださっています。こういった活動を通して、外国人にとっても図書館が自分を表現できる居心地良い場所に感

じてもらえたなら、とても嬉しく思います。

絵本が「つなぐ」ツールに、図書館が「つながる」場所に

地域の在住外国人と一緒に作ってきたこの絵本の活動を通して、私たちが感じたのは、絵本が言語や文化の違いを超えて「つなぐ」ツールに、そして図書館が「つながる」場所になったということです。

まず、外国人と図書館をつなぐ。このイベントに参加してくれた外国の人たちに、地域の図書館にはいろんな外国語の本があることを知ってもらうことができました。中には早速帰りに貸出カードを作って、母語の本を長い時間かけてじっくりと選んで、何冊も借りて帰った人もおられました。

それから、外国につながる子どもとルーツの文化をつなぐということ。外国ルーツの親子に、母語や継承語の絵本を楽しむ機会を提供できました。また、一緒に母語を活かして読み聞かせをしたり、お国の文化を紹介して地域の人に喜んでもらえたという経験は、彼らが自分たちの言語や文化を見直したり自信を持ったりするきっかけにもなったと思います。

また外国人と地域をつなぐことにもなりました。図書館という公共の場所でおこなうイベントに読み聞かせや文化紹介などのスタッフとして協力してもらうことで、外国から来た人の社会参加にもつながります。さらには行事に参加してくれた外国人の住民同士が知り合うことで、異国で暮らす人同士お互いに情報交換できたりして、孤立を防いだり、地域の社会資源との新たなつながりが可能になったりもすると思います。

同時に、地域で共に暮らす日本人と外国人がつながるという面も大きかったです。地元の図書館での互いに顔の見える出会いを通して、自分たちの町にも実はさまざまな外国につながる人たちが住んでいるということを知ってもらい、身近な

多文化の存在に気づく機会となりました。

そしてもうひとつ、この「多文化にふれる えほんのひろば」で出会った人たちから、同様のイベントを自分たちの地域の図書館でも…といった問い合わせをいただくことも増えてきました。また外国ルーツの子が多く在籍する小学校などから、市立の図書館から児童の母語の絵本をまとめて借りて学校の図書室に置いています、といったお話を伺うこともありました。あちこちで多文化と絵本の輪がつながっていくことが、とても嬉しいです。

多文化・多言語が活きる図書館を

外国人と図書館のバリアフリーを考えると、社会的・情報面のバリアと、心理的・気持ちの上でのバリア、その両方を考える必要があると思います。図書館が地域における多様な文化や言語の発信と交流の場となるために、最後に、私たちの願いや提案をお話したいと思います。

まず、在住外国人にもっと図書館の情報を届けたいということ。必要な情報に自分の母語でアクセスできる権利を保障するという意味でも、まずは図書館に様々な多言語の資料があることや、その利用方法を知ってもらいたいと思います。自治体の外国人向けの生活情報に図書館の案内をのせると同時に、地域の日本語教室や外国ルーツの子どもが通う学校で、またもし可能なら地元のエスニックメディアなどでも、積極的に宣伝してもらえたらと思います。

あとホームページでは、トップ画面だけではなく、蔵書検索のシステムにおいても、例えば多言語ややさしい日本語でも表記があったら、利用できる人はぐっと増えるのではないのでしょうか。

それと同時に、同じ地域に住む人として、外国人住民を温かく迎え入れるという姿勢を示すことも大切だと思います。総務省が今年の9月（令和2年9月）に発表した「地域における多文化共

生推進プラン」の改訂版でも、図書館を地域住民と外国人住民が相互に交流し多文化共生に関する理解を深める場としていくことが明記されています。図書館というところが、外国人にとっても単に本を読む場所というだけではなくて、人と出会って参加して様々な情報交換や交流ができる、地域の大切な居場所のひとつになってほしいです。

そのために例えば、日本人と外国人と一緒に参加できる行事が図書館でもっとあればと思います。大きなイベントでなくても、普段のおはなし会をするときに、地域の外国人親子にも声をかける、一冊その国の言葉を混ぜて多言語での読み聞かせにしてみるとか、さらにその読み手として彼らにも参加してもらって、ちょっとした文化紹介の場を設けるなど。そんなところから、外国から来た人たちも自分たちは歓迎されていると感ずることができたり、図書館がより一層身近な場所になるのではないかなと思います。

さらに今後、外国語資料の整理とか、多言語の広報物の作成などにおいても、その国の文化を知る地域の人材として、外国人住民に意見を聞いたり協力を求めたりする取り組みも、より一層進んでいけばいいなと期待しています。そうすることで、外国人住民のニーズをより把握できると思いますし、外国から来た人にとっては大きな社会参加の機会となります。何より外国人のコミュニティの中で、地域の図書館というものの存在もより一層周知されていくのではないのでしょうか。

そしてそのためには、図書館と、地域のNPOや支援団体などの連携がもっと強化されていくことを願っています。地域の外国人住民とつながるためのネットワークを、図書館からどんどん外に広げていってもらえたらと思います。特に広報に関しては、私たちNPOとしても、本当に必要な届けたい人に情報を届けるということの難しさをいつも感じています。ですので図書館の持つパイプと、私たち外部の団体がつルート、互いに協

力し合ってさらに有効に情報を伝えていけたらいいなと考えています。

そしてもう一つ、普段から図書館で、誰もが多様な文化に出会える仕掛けがあればいいなと思っています。例えばご提案したいのが、子どもの本は普段から日本語と外国語、すぐ近くに配架してもらおうということです。子連れで図書館に来てくれた外国人が、他の親子と同じように普通に子どもの本のコーナーに行き、自分たちのことばの本を見つけることができるといいなと思います。

特に対訳版のあるものなどは、隣同士に並べておいても素敵かもしれません。というのは、外国ルーツの親子も日本語を覚えてきたら、日本の絵本も手に取りたくなります。その時に、両方の言語や情報にアクセスしやすい配置だったらいいなと思うからです。またそうすることで、外国人の子どもだけでなく、日本の子どもにも自然と多文化の存在を意識してもらうことができます。すぐ近くで目に入ることで、外国から来たお隣のあの子も同じお話を読めるねという気づきにもなると思います。共に暮らす地域の仲間として、普段から当たり前前に多言語・多文化が共存する環境が作られていったらいいなと考えています。

そしてこれはぜひお願いですが、蔵書検索のシステムに関して、日本語の書名を入力したら、同じ作品の外国語版も同時に検索結果に現れてくる、またその逆などもありがたいです。さらに本の表紙が検索画面上でも見られたら、入力が難しい外国文字のタイトルなども探しやすくなります。そのような多文化サービスが充実すれば、外国から来た人にとってだけでなく、今後日本人と外国人と一緒にさまざまな活動をおこなっていく上でも、より利用しやすい図書館になるのではないのでしょうか。

これまで8年間、外国人との絵本活動を行う中で、国籍にかかわらず自分たちのことばで読書を

楽しめることの大切さを実感しました。特に、スタッフとして関わってくれた在住外国人の人たちがみんな、また母語で読み聞かせしたい、母国の文化を紹介したいと言ってくれることはとても嬉しくて、生き生きとした彼らの姿に、母語や文化の発信を通して自分らしく活躍できる場、地域社会への参加の機会があることの大切さを、あらためて思います。

国や言語の違いを壁とするのではなくて、それぞれの文化を持ち寄って混じり合い、違いを豊かに活かし合うこと。そのために私たちができることを考える中で、バリアフリーが見えてくるのではないかなと思います。外国人と日本人双方にとって図書館が、ことばや心のバリアを超えて、多様な文化が活きる、豊かにつながる場所になっていくことを願っています。ありがとうございました。

<事例報告(4)>

「枚方市立図書館における読書バリアフリーの 取り組み」

枚方市立中央図書館
服部 敦司 氏

みなさんこんにちは。私は枚方市立中央図書館の服部敦司と申します。本日は事例報告4ということで、「枚方市立図書館における読書バリアフリーの取り組み」という演題でお話をさせていただきます。

枚方市と市立図書館について

まず枚方市とこの市立図書館についてということですが、枚方市については人口が399,797人ということで、40万人に少し届かないぐらい、まあほぼ40万都市の規模の市です。

市立図書館についてということで、図書館の規模ですが、中央図書館が1、それと分館が7館あります。分室が9、自動車文庫が2台、そしてステーション数が22ということになっています。そういった図書館の規模です。

枚方市立図書館における障害者サービスのあゆみ

枚方市立図書館における障害者サービスの歩みということですが、歴史的なことをご紹介させていただきたいと思います。昭和51年ですが、市内の点訳の奉仕グループから点字図書の寄贈を受け入れました。その点字図書を視覚障害者への郵送貸出という形で提供を始めました。その後、数が増えてきた点字図書について蔵書目録をつくりまして、その点字版も作って利用者に配布も行いました。そういったところから、枚方の障害者サービスというのは始まっています。

その後、昭和56年ですが、この年が国際障害者年という年でした。この国際障害者年というのがきっかけになって、障害者の社会参加が



すごくクローズアップされるようになって、図書館における障害者サービスもよくしていかなければいけないという雰囲気が出てきたんじゃないかなと、そういう時期じゃないかなというふうに思います。

その翌年の昭和57年ですが、この年に点字図書の自宅配本のサービスも開始しました。これは自宅配本ですので、車でご自宅の方にお届けする、そういったサービスも始めるようになりました。同じ年に楠葉図書館が開館しました。この楠葉図書館は市内の2つ目の分館ということになります。前年が国際障害者年ということもありまして、このサービスの特徴として障害者サービスに力を入れていこうということになったわけです。そこで朗読講習会を開催しました。これは併設する楠葉公民館との共催という形で行ったんですけれども、そこで朗読者、今は音訳者というふうに言ってますけれども、朗読者の養成を行うようになりました。その朗読者の協力を得て、対面朗読、今現在枚方の方では対面読書という言い方をしてますけれども、このサービスも始めるようになりました。同じく朗読者の協力を得て、録音図書の製作を行うようになって、その郵送貸出も始めるようになりました。ですので、この楠葉図書館ができて枚方の障害者サービスというのは本格的に行われるようになったということです。

昭和60年ですが、障害者サービス委員会というのが設置されました。この委員会では、そのサービスの広がりによって色々な様々な問題とか、課題について検討する場として活動を始

めたということなんですけれども、全館の現状と課題っていうのも把握するためのその実態調査というのを行ったり、職員の問題意識の共有化を図って、その具体的な作業につなげていくために学習会なんかを行いました。図書館の職員が講師になったり、外部から講師を招いたりということで学習会も始めるようになりました。この頃になりますと、昭和 60 年の段階では分館もだいぶ増えてきているということと、それとそれぞれの分館で障害者サービスに取り組むところが出てきたっていうことがあります。そういったこともあって、全館的な課題を調整したり、解決したりする機関が必要になったということで、この障害者サービス委員会ができたということです。その委員会での仕事なんですけれども、各館にその障害者サービスの窓口担当者を配置することになって、それと共に利用者懇談会も継続的に開催するようになりました。

続いて平成元年になりますけれども、「障害者サービスの現状と課題 1988」という報告書を作成しました。平成 2 年度になります点字制定 100 周年記念行事を開催ということで、これは対外的なイベントとしては、最初の大きなイベントだったのではないかとこのように思います。ご存知の方も多いと思うんですけれども、盲ろう者の福島聡さんに講演をお願いして、130 人ぐらいの参加者がありました。

それで平成 3 年度ですけれども、聴覚障害者との交流会を開催しました。ご存知の通り、図書館における障害者サービスは、視覚障害者サービスが先行しています。聴覚障害者へのサービスがなかなか具体的なサービスの形っていうのが、見えてこないような状況がまだまだ続いていると思うんですけれども、平成 3 年に一度、市内の聞こえない方との交流会をやってみようということで行いました。その中で、聴覚障害者の方から図書館に漫画を置いてほしいという要望をいただきました。当時図書館では漫画の受け入れをしていなくて、漫画を置いてほしいという声があって、

それでどうしたものかということになったわけなんですけれども、この時に初めてわかったことがあって、それは聞こえない方っていうのは目が見えているので、普通の本を読んでいただくので大丈夫なんじゃないかっていうふうに思っていたんですけれども、ところが、聴覚障害者、特に生まれつきの方とか、幼い頃に聞こえなくなったろうの方たちから自分たちは耳で日本語を理解するって言う経験がなかったり、非常に少なかったりということがあるので、日本語の理解、文章による理解っていうのが非常に苦手としているんだということで、それで漫画っていうのは非常にビジュアルであるということと、漫画の吹き出しの中でいろいろな表現がされているわけなんですけれども、漫画の絵とその吹き出しの情報とを合わせることで、理解が深まるんだということがわかったわけです。そういう要望をいただいたわけです。図書館としても、漫画にはそういう風な効果があるのかということが分かったということで、非常に大きな課題をいただいたということで、ここからその漫画の受け入れということの検討が始まったわけです。

平成 6 年度に、障害者サービス委員会の中に聴覚障害者サービスワーキンググループが設置されました。ここでその課題となった漫画の受け入れについて、ずっと継続して検討してきたんですけれども、このワーキンググループの中で具体的に考えていきましょうということで検討が本格的に始まったわけです。そこで出た結論というのが、貸出の対象を聴覚障害者の人に限定した形で、漫画の貸出を始めましょうということになりました。貸出を具体的に始めて、分館 2 館ぐらいで貸出をしばらく続けてたんですけれども、それが聴覚障害の方から、自分たちだけに漫画を貸し出すっていうのは、やっぱり何か特別扱いをされているっていう風に感じてしまうので、ぜひ一般の人にも解放してほしいという声をいただいて、その後漫画については限定の貸出ではなく、誰でも借りられる資料として提供を始めたっていう経緯があります。枚方の図書館の漫画の受け入れは、

最初聞こえない方への提供から始まったということなんです。同じ年なんですけれども「枚方市立図書館障害者サービス基本計画」をまとめました。

続いて平成17年、少し飛ぶんですけども、この年にこの中央図書館が開館しました。その中に障害者・高齢者サービス担当を設置したわけです。今現在、私が所属しているところです。ここで楠葉図書館などが中心になって、それまで進めてきたその障害者サービスの拠点としての位置づけがこの中央図書館に移されました。この中央図書館に移るにあたって、加齢による視力等の低下した高齢者も含めてサービスを行なっていくまいやうということで、障害者・高齢者サービス担当という名称にもなったわけです。その後、市内の図書館における司令塔として機能を果たすこととなります。今のその担当は、私を含めて5人の職員が担当しています。現在の枚方の障害者サービスの形が、この中央図書館ができて完成したということになります。その頃に「点字資料録音資料の取り扱いに関する職員マニュアル」というものを作ったり、「障害別窓口対応マニュアル」、これは視覚障害者編と聴覚言語障害者編を作って、職員に配布して全体的に質を高めていまいやうっていう取り組みを行っています。こういった流れは、枚方市立図書館の障害者サービスの歴史ということになっています。

障害をもつ職員の配置

枚方の歴史的なことにもかかってきますけれども、もう一つの特徴として障害を持っている職員が採用されて、その当事者と一緒にサービスを発展させてきたという特徴があります。そのところをちょっとご紹介したいと思うんですけども、障害をもつ職員の配置ということで、まず視覚障害者ですね。平成2年に全盲の職員1名、これは私なんですけれども楠葉図書館に配属になっています。

続いて聴覚障害者については、平成6年にまず

一人目が採用されています。それで平成13年に2人目が採用されて、枚方図書館に配属されました。枚方図書館というのはもう今はないんですけども、中央図書館ができる前の中央図書館的な機能を果たしていた館ということになります。そこに配属されるということで、視覚障害もそうですし、聴覚障害も図書館に配属されて、そこからそれぞれのサービスがさらに拡大していったという経緯があります。

枚方市立図書館における主な障害者サービス

大きく言うと3つあります。1つが見えない見えにくい人へのサービスになります。2つ目が聞こえない聞こえない人へのサービスです。3番目がその他の理由で本が読めない読みにくい人へのサービスということで、手足に障害の方とか学習障害の方とか、知的障害の方などを想定したサービスを行っています。ここから利用案内を見ながらお話を進めていきます。

障害者サービスの利用案内ということで、まず見えない見えにくい人へということなんですけれども、これは視覚障害者サービスのメニューになっていて、こんな資料がありますということで点字図書とか録音図書ですね、貸出ができますということで、録音図書はカセットテープやCDに録音してあり耳で聞くことができますということで、カセットテープもまだ残して貸出をしています。CDについてはデージーということなんですけれども、これの貸出です。それと点字も録音もなんですけれども、一人4週間、12タイトルまで借りることができますということで、点字図書は数冊になっていますとか、カセットテープは数巻になりますというご紹介をしています。

大きな活字の本、大活字本に関してはこの中央図書館でいいですよと、障害者サービスのところではなくて一般の4階の方に所蔵しています。文字の大きな本ですということで一人2週間、12冊まで借りることができます。そういうのを紹介しています。

続いて目と耳から楽しめる本ということで、マルチメディアデージー図書ですね。CDをパソコンに入れると画面に絵と文章が表示されると同時に音声で読み上げますということで、今どこを読んでいるか絵と文章の色が変わることでわかります。難しい表現や日本語の苦手な人に利用していただけますということでマルチメディアデージーをご紹介します。マルチメディアデージーは学習障害の方とか、発達障害の方に非常に有効だということで知られていますが、もちろん視覚障害の方にも楽しんでいただけるということでご紹介しています。うちも数としてはそんなに多くないんですけども、伊藤忠記念財団さんから寄贈していただいている「わいわい文庫」を中心に何タイトルか準備しています。これについては、マルチメディアデージーリストを作って毎年更新して、利用者の方にお渡しすることができます。

続いて郵送貸出サービスということで、視覚障害の方には点字図書・録音図書を自宅まで郵送しますということですね。返却するときはケースの宛名カードを裏返して、ポストに入れるか郵便局に出してくださいということで言っています。この点字図書・録音図書の郵送サービスですが、こちらの障害者サービスの貸出は、ほぼ郵送サービスで行っています。録音図書に関しては、こちらの方では視覚障害の手帳を持っている方で、1級2級の方ということで限定をさせていただいておりますけれども、郵送で録音図書に関しては送らせていただいています。それ以外の3級以下の方に関しては、市内のサービスポイントが多いので、近くの図書館までお届けしてそこに取りに来ていただくか、あるいはご家族の方に来ていただくということで、そういう形で対応させていただけるということです。

それからリクエストサービスですけども、希望の点字図書・録音図書が図書館にない場合は、全国の図書館から借りるか新しく製作しますということです。サピエ図書館を利用して、全国の

図書館から相互貸借ということで借受をして提供するというので、うちもそうですし他の図書館もたぶんそうだと思うんですけども、サピエ図書館がなければ障害者サービスは本当になりたないような状況で、たくさん全国の図書館から借りて提供しているということです。他の図書館にもない時は新しく製作してって書いてますけれども、こちらの方で録音図書を作って提供するサービスを行っています。

続いて対面読書サービスですね。希望の本や雑誌新聞など図書館で音訳者が読みますということで、1回の利用時間は2時間です。前もって申し込みが必要ということです、これは中央図書館だけではなくて、分館でも実施できる体制をとっています。ただ利用者がいなくて実施してない分館もあるんですけども、中央も含めて何館かで現在対面読書を実施しています。利用者にとっては近くの図書館で受けられるサービスという事ですので、非常に便利なサービスではないかと思っています。ただ残念なのは、今現在コロナの影響もあって対面読書室はどうしても狭くなってしまうので、そこで窓がなかったりするところもありますので、その部屋を使わずに集会室とか大きめの部屋を使って、窓も開けばなしでしたりしているんですが、たまたまそういう条件が揃う部屋があるところはいいんですが、ないところで利用されている方は他の図書館に移動するのが困るということもあって、休まれている方もいらっしゃると思います。ということでコロナの影響が一番受けているのが、この対面読書サービスかなと思うんですけども、何人か休まれている方がいるので、そういった意味でもコロナが早く収束してほしいなと思っています。前もって申し込んでくださいねとお願いしていますが、特に何日までと言っていないんですけども、特にならなくても音訳者が見つかったら対応させていただきますということになります。できるだけご希望に添えるような形で行っています。

続いて拡大読書器のところですけども、中央

図書館はじめ分館の方に置いてありますのでご自由にお使いくださいということです。弱視の人へのサービスということで、拡大コピーサービス、これは有料になりますけれど、こういうのもありますとご紹介しています。それと老眼鏡とか拡大鏡なんかも置いてますよということをご案内しています。

それから本の紹介というところですね。希望の方には下記の案内を送りますということでテープ版とデイジー版などがありますので希望の種類を指定して申し込んでくださいということです。まず「枚方市立中央図書館録音図書増加目録」、毎年作ってましてテープ版とデイジー版と拡大文字版それと活字版、こういったものを用意しています。中央図書館が製作購入した録音図書を1年ごとにまとめて紹介する目録で、簡単にそれぞれの本の内容も紹介しています。それと「図書館ニュースほんわか」があります。これもテープ版とデイジー版と点字版と拡大文字版それと活字版、電子メールでもお送りしています。年4回発行してまして、これは中央図書館の障害者サービスの方からいろいろなお知らせとか、サービスの紹介とか、本についての情報ですね、色々な特集を組んだり、活字墨字ですけども日本文学のベスト50の本をミステリーとか恋愛小説とか歴史時代小説とか、そういうものにそれぞれのベスト10をまた分けてご紹介するという、今どんな本が人気になっているかをお知らせするのが目的で作っているニュースです。それと「近畿視情協点字図書・録音図書新刊案内」ですね。これもテープ版とデイジー版がありまして、これは月1回発行しています。これは近畿地区の点字図書館や公共図書館で新しく作られた点字図書・録音図書を紹介しています。これも利用者の方に直接テープ版とか、デイジー版をお送りして利用者がそれを聞いて、読みたい本をこの図書館に申し込んで来られるという形で利用していただいています。以上が見えない見えにくい人へのサービスということになります。

続いて、聞こえない聞こえにくい人へのサービスになります。これが枚方の図書館の一つの特徴だと思うんですけども、先ほど歴史の中でご紹介してきましたけれども、聴覚障害の人との交流会を持ったり、その後聞こえない職員が入ってきてその職員を中心にサービスが進んできたという歴史があります。その中で、それぞれのサービスを本当に試行錯誤しながら、積み上げてきたっていうことがあります。それで出来てきたサービスが、今からご紹介するサービスです。

手話や筆談などでお答えしますということで、聞こえない職員と手話のできる職員は何人かいるということなんです。聞こえない職員とコミュニケーションをとる必要が出てくるということで、それで手話をやろうとする職員が増えてきたっていうことがあったんです。手話のできる職員が図書館の中に増えてきて、手話とか筆談などでお答えすることができますということをお案内できるようにしているという感じです。

まず耳マークシールっていうものなんですけど、これは小さなシールで耳のマークが絵になっているシールなんですけれども、これを図書館の貸出カードにつけることで、自分が聞こえないということを職員に伝えることができます。なぜこのシールを付けるという話になったかということ、聞こえない人は見た目ではわからないんですよ。障害がある事が分からなくて、ただ自分が聞こえないんだっていうことを相手に伝えることがなかなかしんどいということがあって、じゃあさりげなく職員に聴覚障害者だという事を気づいてもらうためにはどうしたらいいかということで、こういうシールがあるからこれを利用しようということで付けるようになったということです。希望があればあなたの貸出カードに耳マークシールを貼ります、窓口でこのシールを見せると職員が手話や筆談などで対応しますということです。

続いてこんな資料がありますということで、い

くつか資料をご紹介します。まず漫画ですね。先ほどもご紹介しました通り、聴覚障害者の人にとっては非常にわかりやすい資料ということで漫画をご紹介します。今現在は中央図書館はじめ、香里ヶ丘図書館とか御殿山図書館とか牧野図書館とか、あと分室にも置いています。近くの図書館で予約ができますという案内もしています。

それとビデオ・DVD ですね。これは日本語字幕のついているもの、数は少ないんですけど手話付きのものがあります。今現在はほぼ DVD なんですけど、まだビデオテープも残っています。これも中央図書館とか香里ヶ丘図書館、牧野図書館、津田図書館に置いていますのでご利用くださいということです。日本語字幕の入った映像資料についても、やっぱり聴覚障害の方の声を受けて提供するようになりました。字幕のついている資料は洋画にはついているものが多かったんですけど、邦画にはついているものが以前は非常に少なかったです。そういったものを積極的に入れてほしいという声があって、それを受ける形で提供を始めました。今はだいぶ邦画にも日本語字幕はつくようになりましたけれど、そういった経緯があったということです。

それからやさしく読める本ですね。LLブックもご紹介しています。LLブックは知的障害の方に利用いただくということがよく知られているんですけども、聴覚障害の方にも利用していただけるということで、ここをご紹介します。やさしい言葉づかいで写真や絵などを使ってわかりやすく読めるように工夫した本です。写真だけで料理の作り方がわかる本や、わかりやすい言葉で法律のことを説明した本など、難しい表現や日本語の苦手な人に利用していただけますっていうことをご紹介します。LLブックについては、非常によく作られている本だと思うんですけど、ただ残念なのは非常に点数が少ないということがあって、国内のものでなかなか新しいものが出ないということで、利用者がついても何回も同じ

本を読まれるってということがあったんですけど、そのうちさすがにちょっと飽きて来られたってということがあって、なかなか新しいものが出ないのが残念って感じですね。少しずつ出版するところも増えてはきていますけれども、やっぱり出版点数の問題が課題かなと思っています。

それと目と耳から楽しめる本、マルチメディアデイジーですね。これはあの先の視覚障害のところと全く同じ内容を紹介していますが、聞こえない方にも文字が読める方に関しては利用していただける資料かなと思っています。

それとファクシミリ・電子メールによるサービスということで、本の予約や調べ物の依頼などファクシミリや電子メールで図書館と連絡を取ることができますということです。このレファレンスとかに関しては、一般の方についてはファクシミリの利用とか電子メールの利用はお断りしているんですけども、聞こえない方に関しては利用していただくことができますということです。

続いて手話で楽しむおはなし会の開催です。これは聞こえない職員も含めて、試行錯誤して作ってきたサービスの1つです。毎月第4土曜日に中央図書館の2階のこどものフロアで、通常のおはなし会を耳の聞こえない、聞こえにくい子どもたちにも楽しんでいただけるようにと、手話を交えた手話で楽しむおはなし会を開催しています。参加無料ですとお知らせしています。これをするようになったきっかけなんですけれども、今はなくなった枚方図書館という昔の中央館なんですけど、そこでおはなし会をしているときに、聞こえないご両親と聞こえる子どもさんの親子の方が来られておはなし会に参加されたんですが、子どもは楽しめるわけですけども、あとからその聞こえない親御さんの方から、「子どもは楽しめてよかったです。ただ、自分たちは何を読まれているかわからないので残念でした」っていう声があったんです。手話が付いていけばわかるんですけどっていうお話があって、そこでじゃあ手話を

つけてできないかということで始まったのがこの手話で楽しむおはなし会のきっかけです。それからずっと続けて行っているサービスです。

それと次の手話ブックトークですけれども、これもおはなし会と一緒に、この中央図書館で作りに上げてきたサービスの一つです。年に3回、中央図書館6階の多目的室で、耳の聞こえない聞こえにくい聴覚障害者を対象に、手話によるブックトークを開催しています。新着図書・映像資料の紹介や昔話などを手話で語りますということです。これは大人向けの行事で、聞こえない方はもちろんなんですけれども手話を勉強中の方も来られます。年3回行って、大体1時間くらいするんですけれども、聞こえない職員と手話のできる職員とがいろいろな昔話を手話で語ったり、新着図書を紹介したり、映像資料の紹介ということをするんです。これは全く手話だけで行うので、手話がわからない人にとっては本当に何をやるかわからないという、そういうイベントです。読み取り通訳はありませんと、わざわざここにことわっているんですけれども、聞こえる人にもわかるように読み取り通訳というのは、手話を日本語で伝える通訳ですけれども、それを付けた方がいいんじゃないかっていう話もあったんですが、もう割り切って手話だけでやりましょうということになって、そうすると純粋な手話の世界っていうんですかね、それを参加者の方に楽しんでいただくことができる。昨年（令和元年）は多い時になると50人くらい参加者があって、枚方市内だけじゃなくて他の県から参加されるということもありました。ただ、残念なのは今年（令和2年）になって、これもコロナの影響で1回目は中止になったり、この前の土曜日に久しぶりに行ったんですけれども、人数を制限するような形で行いました。これについても早く通常の形で行えるようになりたいと思っています。

それと中央図書館の利用案内の映像版ということで、これは中央図書館ができたときに作って、その後改訂版も作ったんですけれども中央図書

館の各階ごとの案内ですね。どういう本が置いてあって、どういうサービスがあってということを知ることができない職員が案内する形でご紹介するというものを映像資料として作りました。

それから補聴器サポートシステムは各窓口カウンターのところ磁気ループ（ヒアリングループ）が置いてあって、これを使うと補聴器を使っている人は聞こえやすくなるという、そういったものがありますとご紹介しています。以上が聞こえない聞こえにくい人へのサービスになります。

3つ目なんですけれども、その他の理由で本が読めない・読みにくい人へということで、手足に障害のある方とか、学習障害の方とか、知的障害の方などへのサービスということでご紹介しています。

まず図書の宅配サービスです。これは身体障害とか知的障害または重度の要介護状態により、図書館に来ることが困難な方に図書を宅配するサービスです。前もって申し込みが必要です。これは本、図書に限っているんですけれども、ゆうパックとかゆうメールなどを利用することで、障害のある方、図書館へ来られない方へのサービスを行っています。これについては一般の方向けのサービスも行っていて、障害のない方については郵送料を持っていただくことになるんですけれども、この障害者向けのサービスについては利用者負担なしという形で行っています。

それと対面読書サービスも受けていただくことができます。内容については、先ほどご紹介したものと全く同じことが書かれています。それとこんな資料がありますということで録音図書をご紹介しています。それからやさしく読める本、LLブックもご紹介しています。それとマルチメディアデジターですね、こういった資料もありますとご紹介しています。

それと最後ですが、バリアフリー映画上映会の

開催があります。ここ 10 年ぐらい、毎年 1 回バリアフリー映画上映会をこの中央図書館で行っています。日本語字幕と視覚障害者用の音声ガイドがついている映画ソフトで、館内上映権が付いているものを使って上映会を行っています。聞こえない方も見えない方も障害のない方も一緒に楽しんでいただけるという映画会ですけれども、数年前からさらに手話通訳もつける形で行っていますので、だいたいどういう障害の方が来ていただいても対応できるんじゃないかなと思っています。そういう映画会も行っています。

ということで、これが枚方市立図書館の障害者サービスのご紹介ということになります。私の話はこれで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

<事例報告 (5) >

「河内長野市立図書館におけるバリアフリーの
取組み ―施設訪問を中心に―」

河内長野市立図書館
浅井 育子 氏

河内長野市立図書館の浅井と申します。河内長野市立図書館のバリアフリーの取り組みについて事例発表いたします。

河内長野市について

河内長野市は大阪府の南部、南河内にあり、人口約 10 万 4 千人、面積は約 110 平方メートルと堺市に次ぐ広さがあるのですが、その約 7 割が森林という緑豊かな市です。

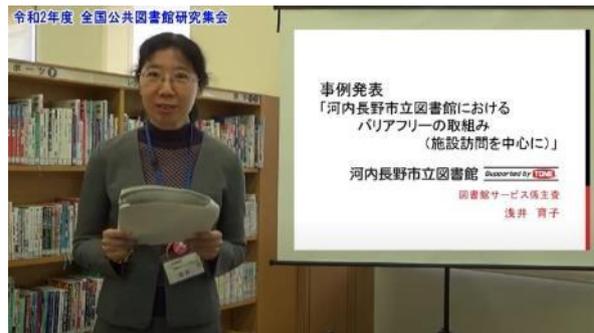
河内長野市立図書館について

河内長野市立図書館は公民館 8 館、自動車文庫 23 ステーションとネットワークを組んでいるのですが、図書館としては市内で 1 館のみということもあり、床面積が約 3900 平方メートルと、府内でも比較的面積の大きな図書館となっています。蔵書数は約 42 万冊。公民館図書室や自動車文庫を合わせると、約 50 万冊の蔵書があります。平成 14 年に完成した複合文化施設の中に入っています。

河内長野市立図書館におけるバリアフリーの取組み

はじめに、館内のバリアフリーの取り組みについて全体的な説明をいたします。窓口では多様な利用者の方に対応できるよう、コミュニケーションボードやリーディングトラック、老眼鏡やルーペ、杖置場、助聴器、筆談用メモなどを備えています。

また、館内全体にキハラ株式会社さんによる NDC ピクトグラムを貼っています。このピクトグラムは、キハラ株式会社さんのホームページで申請するとダウンロードすることができます。また、ポスターを作成する際にはピクトグラムを使っ



て、できるだけ分かりやすいようにと心掛けています。

1 階の入口には、「ようこそ図書館へ、図書館はどなたでも利用できます」というポスターを掲示して、どなたでも利用できることを PR しています。また、2 階には「図書館には色んな本があるように色んな人が利用しています」という、一般の利用者の方に知的障がいの方の理解を促すよう、ポスターを掲示しています。ちなみにこのポスターは、「公共図書館における知的障害者のための合理的配慮のあり方に関する研究」、後ほど詳しく述べますが、この研究会による製作で、日本図書館協会の後援もいただいています。手をつなぐ育成会のホームページからダウンロードできます。

館内には様々なコーナーがあります。まず、1 階には点字録音図書コーナーがあり、大活字本、点字図書、録音図書、テープ、CD、デージー、さわる絵本、布の絵本を置いています。このコーナーは、同時に「いきいき健康コーナー」という名前も持っており、ブックトラックを置いて脳トレの本などの高齢者向けのレクリエーション資料、高齢者向けの紙芝居、認知症についての本や、回想法の役に立つような懐かしい本などを置いています。

また、1 階にあるグループ室を「よむ・きく・はなすへや」として、対面朗読室を「よむ・きく・やすむへや」としています。グループ室というのはグループ学習ができるガラス張りの部屋で、通常は中学生高校生がしゃべりながら勉強する場として使っています。月に 1 回、高齢福祉課が事務局となり、家族の会さんが主宰する認知症カフェの開催する場ともなっているのですが、この部

屋を知的障がいの方がガイドヘルパーさんと一緒に本を読みながら使う場としても PR しています。また、対面朗読室は知的障がいの方がパニックになった時にクールダウンできる部屋としても PR しています。ただ、今年（令和2年）度は新型コロナウイルス感染拡大防止のために閉鎖しています。認知症カフェは別の部屋を提供し、対面朗読も別の部屋で、としているのですが、対面朗読については今年度のところ申し込みがありません。

また、1階には「わかりやすい本のコーナー」を設けています。このコーナーは主に知的障がいの方を対象にしたコーナーで、LLブックなど絵や写真を多く用い、分かりやすい言葉で書かれた本やマルチメディアデージーを置いています。

このようなコーナーの設置のほか、サービスとして対面朗読や郵送貸出、電子書籍の貸出、福祉施設へのパック貸出、認知症カフェの補助、知的障がい者へのサービスと、これらの各資料やサービスの PR として施設訪問を行っています。

「公共図書館における知的障害者への合理的配慮のあり方に関する研究」について

知的障がいの方へのサービスをこれから申し上げていきますが、今から報告させていただく事例は、昨年（令和元年）度まで大和大学の保健医療学部の教授でいらっしゃる、現在は新潟リハビリテーション大学大学院リハビリテーション研究科の教授でいらっしゃる藤澤和子先生を代表とする「公共図書館における知的障害者への合理的配慮のあり方に関する研究」に、吹田市立図書館さんや桜井市立図書館さんとともに協賛館として参加した時に、藤澤先生の助言を受けながら取り組んだ事例です。また、それ以降も継続しているものです。この事例については樹村房から発行された『公共図書館でできる知的障害者への合理的配慮』（2019.11刊）に掲載されていますので、そちらの方もご覧ください。

個室「よむ・きく・やすむへや」の設置について

先ほど申し上げた「よむ・きく・やすむへや」

について少し補足をいたします。研究会がこの部屋の設置を推奨する理由は2つあります。1つは、2016年に知的障がいの方と、その家族を対象に行われたアンケートで、声が出ること、静かにできないことが知的障がいの方やその家族が図書館を利用しづらい理由になっているということです。また2つ目に、海外の先進事例があることです。これについても詳細は先ほど述べました本をご覧ください。

知的障がい者へのサービス

当館が取り組んでいる知的障がいの方へのサービスは、大きく分けて4つあります。先ほど申し上げたピクトグラム等の活用とコーナーの設置、それから3つ目としてチラシや利用案内を福祉施設に送ったり、2ヵ月に1回職員が任意に選んだ本を、配送委託を活用して配送する「パック貸出」というサービスをしています。コロナ禍でこちらのサービスは喜ばれています。また4つ目のサービスとして、「行く・来てもらう」というサービスがあります。このうち「行く」にあたる図書館から福祉施設への訪問について、これから報告いたします。ただ、今年（令和2年）度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、行けないことはあらかじめ申し上げます。

施設訪問①「代読」

施設訪問として代読のための訪問があります。代読というのは公共図書館における先ほどの研究会が主催した読書サポート講座の中で、言語聴覚士の吉田くすほみ先生が講師としてご指導してくださったもので、向かい合って読むのではなく、横に並んで1つの本を一緒に見ながら、必要に応じて内容を補足して行うものです。また、一緒に本を選ぶところから始める場合もあります。

当館ではこの代読のサービスを対面朗読事業の一つと位置づけて、もし知的障がいの方から申し込みがあれば代読の手法を用いて行うという予定なのですが、まだこのサービスが浸透していないということもあり、チラシを見てもイメージしにくいだろうということで、図書館の近くの施

設に訪問して代読を体験していただくということになりました。

訪問の際には、先ほど申し上げた読書サポート講座を修了した対面朗読のボランティア5名から7名とともに訪問しています。訪問先の「地域生活総合支援センターきらら」は講座の時から協力していただいた施設で、図書館から歩いて行ける所にあります。

最初、導入として図書館員が1冊の本を読み、その後ボランティアと一対一で読むという流れで、30分程度のプログラムになっています。導入に読む1冊の本は『うしろにいるのだあれ』のような声を出して参加できるものをいつも選んでいるのですが、実際に声を出して参加してくださる方は少数で、ちょっといつも滑り気味になっています。答えるということがプレッシャーになっていないか、少し迷うところではあるのですが、これから楽しい時間が始まるという流れにはつながるのかなということで、このプログラムを継続しています。

施設の方で、本を読んでもらうことが好きな方を、あらかじめこちらの訪問人数に合わせて集めてくださっています。本はご本人で選んでいただくのですが、事前の打ち合わせで支援員の方から本が多すぎると選べないと言うお話があったため、人数の倍くらいにあたる15冊程度の本を持参しています。文字の少ないLLブックや乗り物、食べ物、生き物などの絵本を中心に持参しています。当初は『怪談レストラン』のような高学年向けの本を持参していたのですが、行くうちに重度の方が多いことが分かり、最近はこのようにしています。特に食べ物の絵本については共感していただきやすいと感じています。

では、当日の記録票から代読の様子を少しご紹介します。1人目、短い話がたくさん入っている本で「次は次は」と楽しんでおられたようだ。半分は自分でも声を出して読まれていた。2人目、支援員さんによると集中するのが難しい方とのことだったが、乗り物がお好きなようで、絵を中心に会話をしながら合計3回読んだ。3人目、肢体不自由もある方で、本の方に顔を向けることや

話すことが難しかったり、表情が変わらないので楽しんでおられるのかどうかわかり難かった。普段の様子をご存じの支援員の方によると「喜んで楽しそうにされています」とおっしゃっていたとのこと。4人目、話さない方なので、どこまで楽しんでおられるのかどうかわからないところがあったが、にこやかに幸せそうにされていた。

支援員の方は、一対一で読んでもらうということが施設ではないので「また来てください」と言っていただきました。また、知的障がいの方、通所者の方からは「また来てもいいですか」と聞くと、歓迎モードの返事がありました。和やかな時間で楽しんでいただけたようです。ボランティアさんからも「いい時間だった」という感想をいただきました。

施設訪問②「マルチメディアデイジーの上映」

次にご紹介するのはもう少し規模の大きな施設です。ワークメイト聖徳園は「わかりやすい本のコーナー」設置時に、読書傾向を伺うのに協力いただいた施設で、その後もバック貸出を利用していただいています。70人程度の方が働いておられ、そのうち10人程度が図書館の常連利用者さんです。3回訪問したのですが、1回目は本の紹介や図書館の利用案内を行いました。2回目3回目に、マルチメディアデイジーの上映を行いました。2回目は『タカとハルの江の島のたび～小田急ロマンスカーにのって～』、3回目は『てんてん！』と『まさか！』いずれも伊藤忠さんの「わいわい文庫」からピックアップしました。『タカとハルの江の島のたび』については、大体4割程度の方が楽しく面白く観ていただいている様子でした。『てんてん！』と『まさか！』についてはそれより少ない印象で、この施設の方にとってはちょっと幼かったのかなと後ほど反省しました。

施設訪問③「対面朗読のPRに視覚障がい者サロンを訪問」

次は知的障がいの方ではなく、視覚障がいの方の対面朗読のPRに視覚障がい者サロンを訪問したお話です。当館ではとあるヘビーユーザーの方

が亡くなってから対面朗読の利用数が激減しました。そこで、市立福祉センターの中のピアセンターで月1回行われている視覚障がい者サロン、こちらではパソコン教室やお菓子を囲んでの座談など、視覚障がいの方同士が交流を深める会として毎月行われているのですが、そのうちの1回を対面朗読のPRのためにお邪魔しました。

知的障がいの方への代読にヒントを得て、ボランティアの方と一対一で読みました。短編集など、その場で読み切れる本を30冊ほど持参しました。打ち合わせ時にサロンの世話役をされている視覚障がいの方が、「私本嫌いやねん、聞いてたら眠たくなるねん」とおっしゃったということもあり、芸能人の川柳や対談集など、本が好きでない方でも面白おかしく聞ける本をピックアップして持参しました。部屋に机の島を4つ設け、それぞれの机で朗読をしました。ボランティアの方のほうが多人数だったため、お1人に対して2人または1人のボランティアが担当しました。仲良しのお2人が一緒に聞かれたり、対談集のパートをボランティアが1人ずつ担当したりして、普段とは違う臨機応変な読み方となりました。また、この時たまたま職場体験があり、見学に入った中学生が川柳を詠んで「色気って書いてるけど色気ってどういう意味」という質問に視覚障がいの方とボランティアが答えるというふうな、図らずも異年齢交流になっているところもありました。

また、隣室でカラオケが行われ、順番がまわってきた視覚障がいの方が途中でカラオケに行かれるとボランティアが今度はそれを聞きに行くというような場面もありました。結果的にこの後、対面朗読が増えることはなかったのですが、「この回は楽しかった」と視覚障がいの方からも、ボランティアからも好評の声をいただきました。

施設訪問④「グループホームを訪問」

最後にグループホーム訪問時のことをご紹介します。先ほど申し上げたパック貸出を利用して、年に1回職員の訪問を希望されますかというアンケートをとっているのですが、その時に声を上げられた認知症対応グループホーム

の1施設に訪問しました。団体貸出可能なDVD『映画 DE 回想法』を上映したのですが、内容は、最初に座ったままできる簡単な体操を行い、その後、古い映画のダイジェスト版、この時は上原謙さん主演の『影を慕いて』というDVDでした。それを上映し、ここで一度DVDを止めて若い頃にお好きだった俳優さんの名前などを伺いました。そして最後に、一緒に歌を歌って終わるという内容でした。好きだった俳優さんの名前としてこの時に挙げたのが、上原謙さん、佐田啓二さん、佐野周二さん、長谷川一夫さん、アラン・ドロンさん、オードリー・ヘプバーンさんなどでした。これらは、今後のパック貸出にも参考にしたいと思っています。

以上、このご時世で濃密に、濃厚に接触する事例が中心となってしまいましたが、コロナが早く終息することを願っています。では、ここから館内の案内をいたします。

館内各コーナーの案内(入口ポスター)

入ってすぐのところに「ようこそ図書館へ図書館はどなたでも利用できます」というポスターを貼っています。

館内各コーナーの案内(わかりやすい本のコーナー)

入口近くにあるのが「わかりやすい本のコーナー」で、例えば『はつ恋』のようなLLブックのほか、このコーナーの新鮮さを保つために、一般書からかわいらしい動物の写真集などの本も置いています。こちらは年に1回入れ替えを行っています。また、分類の見出し板を立てていまして、見出し板にNDCピクトグラムを貼っています。

館内各コーナーの案内(カウンターでの工夫)

窓口ではリーディングトラッカーを置いているほか、LL版利用案内やコミュニケーションボード(裏側は英語版になっています)、杖や傘を置いていただくところと、助聴器を置いています。

館内各コーナーの案内(点字録音・いきいき健康

コーナー)

「点字録音コーナー」には、大活字本や録音図書などを置いています。同時に、「いきいき健康コーナー」として脳トレの本や認知症を知るための本、なつかしい本などを置いています。コロナ以前はここに血圧計を置いており、血圧を測りながら大活字版の広報のコピーを見ていただけるようにしていたのですが、今は感染防止のために撤去しています。

館内各コーナーの案内(よむ・きく・やすむへや)

「よむ・きく・やすむへや」では通常、棚の中にマザーテープを置いているのですが、気が散らないように、クールダウンできるように布で貼って隠しています。

館内各コーナーの案内(よむ・きく・はなすへや)

ヤングコーナーの一角にあるグループ室は、同時に「よむ・きく・はなすへや」でもあります。現在は新型コロナウイルス感染拡大防止のために閉鎖をしています。

館内各コーナーの案内(2階 NDC ピクトグラム)

館内では様々な場所にNDCピクトグラムを貼っています。まず、館内地図に貼っているほか、日本十進分類法の綱目表や棚表示の下にも貼っています。ヤングコーナーや1階の児童書コーナーでも同じピクトグラムを使用しています。

以上、大変噛みまくりの聞きづらい内容だったかと思いますが、お聞きいただきありがとうございます。余計な蛇足なのですが、右手首に阪神タイガースのようなものを巻いているのは何故だろうと思いいになった方は、「河内長野市鬼でまちおこし条例」で検索してみてください。

ご清聴ありがとうございました。

<情勢報告>

「読書バリアフリー法に関する国の動向」

文部科学省総合教育政策局
地域学習推進課図書館・学校図書館室
荒木 正寛 氏

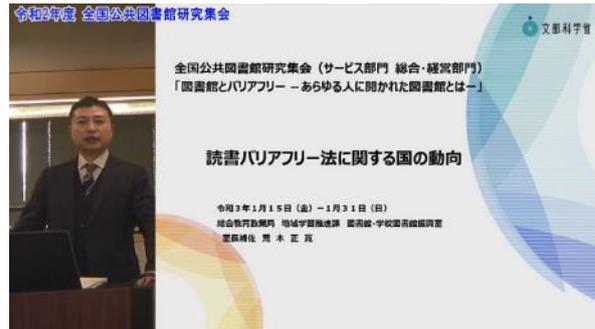
みなさんこんにちは。文部科学省地域学習推進課の荒木です。本日は情勢報告として、読書バリアフリー法に関する国の動向について説明いたします。

本日私の方から説明させていただく内容ですが、この3点になります。一つ目、令和元年6月に制定された読書バリアフリー法。二つ目、昨年（令和2年）7月14日に制定された読書バリアフリー基本計画。三つ目、昨年（令和2年）12月に閣議決定された読書バリアフリー法関係の令和3年度予算案について、になります。

1. 読書バリアフリー法

一つ目の説明事項として、視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律、通称「読書バリアフリー法」について説明いたします。

まず読書バリアフリー法が制定された背景ですが、障害者権利条約が挙げられます。この条約ですが、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し障害者固有の尊厳の尊重を促進するため、2006年国連総会において採択され、2008年に発効されました。日本では、2013年に障害者差別解消法が制定され、行政機関における障害を理由とした不当な差別の禁止、合理的配慮の提供の義務付けが規定されています。さらに、国連の世界知的著作権機関では、2013年にマラケシュ条約が採択されました。このマラケシュ条約によって、視覚障害者等が利用しやすい複製物、点字図書や音声読み上げ図書が挙げられますが、これが著作権者の許可なしに複製することが可能となり、日本ではこの趣旨を反映するため、著作権法が平成30年に改正されています。これらの動きのように、障害者の方の読書環境の充実にかかる社会的要請が高まっていることを受け、令和元年6月に読書バリアフリー法が制定されました。



続いて、読書バリアフリー法の内容についてご説明申し上げます。まず第1条に、目的が示されています。「視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進」することにより、「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与」すること、こちらがこの法律の目的となります。ポイントになるのは、視覚障害者等の「等」の部分になります。このことによって、視覚障害の方だけではなく、発達障害、ディスレクシア、文字を文字として認識することができない識字障害の方、また肢体不自由、上肢障害や寝たきりによってページをめくることができない方、これらの障害による幅広い読書困難者がこの法律の対象となっているところです。

第3条に、基本理念が3点挙げられています。一つ目、アクセシブルな電子書籍等が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑みその普及が図られること、視覚障害者等の需要を踏まえ引き続きアクセシブルな書籍が提供されること。二つ目、アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること。三つ目、視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること。この3点について、今後図書館関係者は意識した上で、読書バリアフリーに関するさまざまな取り組みを行っていただく必要があります。

第4条・第5条においては、国・地方公共団体の責務が挙げられています。まずはこの後の第7条・第8条で出てくる基本計画、実施計画を策定することが、国・地方公共団体ともに最初のミッションとなっています。

続いて第9条から第17条では、基本的施策が

項目として全部で9つ、挙げられています。1つ目、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等。2つ目、インターネットを利用したサービス提供体制の強化。3つ目、特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援。4つ目、アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等。5つ目、外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備。6つ目、端末機器等・これに関する情報の入手支援。7つ目、情報通信技術の習得支援。8つ目、アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技术等の研究開発の推進等。9つ目、製作人材・図書館サービス人材の育成等。

この法律は、教育を所掌する文部科学省だけではなく、福祉や点字図書館を所管する厚生労働省、また出版業界を所管する経済産業省、さらには国立国会図書館も含めて、さまざまな省庁等が関係しているところです。それぞれの条文に係る省庁等が、今後これらの施策を検討・実施していくこととなりますが、文部科学省また公立図書館が特に関係してくるのが、①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等、②インターネットを利用したサービス提供体制の強化、⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等、になります。今後どのようなことが求められているのかは、この後の基本計画において詳細に説明させていただきます。

法律の最後になりますが、18条で協議の場等が規定されています。法律の趣旨を具現化するためには、国や地方といった行政だけではなく、公立図書館、点字図書館、学校図書館、大学図書館といった様々な館種の図書館、民間の出版社、障害者団体、このような多くの関係者の連携が不可欠になります。このため法律では、様々な関係者による協議の場を設けることを求めています。この協議の場は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会という形で設置されているところです。様々な分野から、21名の方に参画していただきました。例えば、公立図書館の関係者としては、現場のご意見を反映するために調布市立図書館の小池館長に、また全国団体の立場から日本図書館協会の高橋理事にご参画いただい

たところ。この関係者協議会で多くのご意見をいただきながら、この後説明する読書バリアフリー基本計画が策定されました。以上が法律の概要となります。

2. 読書バリアフリー基本計画

続いて、読書バリアフリー基本計画の説明に移らせていただきます。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画、通称「読書バリアフリー基本計画」は、令和2年7月14日に文部科学大臣・厚生労働大臣決定として策定されました。本計画の位置づけですが、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、今後5年間の国の計画を定めるものになります。第1期の基本計画の対象期間は、令和2年から令和6年度までの5年間です。

基本的な方針は、法律第3条の基本理念3点に対応したのになります。法律の、アクセシブルな電子書籍等の普及およびアクセシブルな書籍の継続的な提供に対応する計画として、アクセシブルな電子書籍等を普及させるために、市場で流通するものと、障害者施設図書館等により製作されるものを車の両輪として、その普及を図ること、また2番目の、アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充、質の向上に対応する計画として、公立図書館、点字図書館、大学図書館、学校図書館それぞれでアクセシブルな書籍等を充実させるのはもちろんのこと、図書館間の連携やネットワークを構築することによって、これらの充実を図ることが挙げられています。3番目の、視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮については、例えば視覚障害ひとつをとっても、全盲の方また弱視の方では求めるものが異なりますので、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意することが挙げられています。

続いて施策の方向性ですが、こちらは法律の第9条から第17条にかけての基本的施策に対応した、国が取り組む計画内容が示されています。全体概要はこの2枚のスライドにまとまっていますが、本日は時間の関係上、①視覚障害者等による

図書館の利用に係る体制の整備等、②インターネットを利用したサービスの提供体制の強化、⑧製作人材・図書館サービス人材の育成等、について、この後詳細に説明させていただきます。

それでは基本計画の内容を、これまでの説明と若干重複する部分もありますが、詳細に説明させていただきます。基本計画は、①はじめに、②基本的な方針、③施策の方向性、④おわりに、の4章で構成されています。

「はじめに」のところで、対象期間が令和2年度から令和6年度の5年間であること、また基本計画の対象が、障害者等として視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者、と定義付けられています。視覚障害者等の定義について言うと、法律と同様ですが、基本計画にはそれ以外の読書困難者、例えば高齢者や外国人などを指しますが、これらの方への配慮も必要というふうに定義付けられています。また、書籍の概念は雑誌新聞その他の刊行物も含むとされています。

②の「基本的な方針」は先ほど説明いたしましたので省略させていただきます、③の「施策の方向性」についてはこの後説明いたしますので、いったんとばさせていただきます。

④の「おわりに」に関しても、いくつか重要なことが書かれています。まず関係者協議会の継続的な設置です。国の基本計画ができたからといって、それで関係者協議会が終わりというわけではなく、さまざまな課題解決、また定期的な進捗状況の確認などのため、引き続き関係者協議会は設置することとしています。また都道府県がまず率先して読書バリアフリーに取り組んでいただきたいという趣旨で、都道府県には市町村に対する指導助言の役割が求められているところです。

それでは施策の方向性について、主に文部科学省や公立図書館に関係する部分を中心に見ていきたいと思えます。

1番目、視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等、です。内容としては、アクセシブルな書籍等の充実、円滑な利用のための支援の充実、の2つになります。アクセシブルな書籍等

の充実では、公立図書館等において点字図書館や他の図書館等と連携しつつ、アクセシブルな書籍等を充実させる取り組みを促進することとしています。

キーワードは連携になります。様々な館種の相互貸借を強化することなどによって、アクセシブルな書籍等を充実していきたいと考えております。円滑な利用のための支援の充実に関しては、公立図書館や学校図書館において段差の解消や対面朗読室等の施設の整備といったハード面の整備、またアクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置や拡大読書器等の読書支援機器等の整備、インターネットを活用した広報情報提供体制の充実などを通して、障害を持っている方にもっと図書館を理解して使ってもらえるような取り組みを進めていきたいと考えております。

また学校教育の範疇においても、初等中等教育機関及び高等教育機関においても読書環境を保障することが重要であって、点字図書館及び公立図書館と学校図書館の連携を図り、視覚障害等のある児童生徒を支援するための取り組みを進めることとしております。

なお、図書館における障害者サービスにおける現状ですが、障害者サービスを充実することに関して言うと、図書館の設置及び運営上望ましい基準（文部科学省告示）において既に規定されています。この告示をうけ、全国的な障害者サービスの現状については、スライド13のような現状になっているところです。また、個人貸出、郵送貸出、職員の配置状況、対面朗読の実施状況については、現状スライド14のような状況になっています。

全国的にはまだ十分な状況にはなっていないという風に考えております。こちらのデータですが、国立国会図書館が平成30年に実施した、公共図書館における障害者サービスに関する調査研究から抜き出したデータになります。この調査によれば、録音資料の貸出実績があり特定郵便物の発受施設の指定を受けているといった、一定レベルの障害者サービスを行っている図書館は全体の17.6%、都道府県立の図書館レベルでも4割にす

ぎないと記載されています。法律や基本計画ができたことにより、一層人的・物的な資源を増加していくことに、各図書館の関係者の方におかれてはご尽力いただきたいと考えております。

学校図書館についても、学校図書館ガイドラインにおいて、障害のある児童生徒の自立や社会参画に向けては、障害者に対応した図書や支援機器の整備が有効とされております。

公立図書館の皆さまにおかれましては、学校図書館との連携も引き続き深めていただければと考えております。

続いて施策の方向性の2番目、インターネットを利用したサービスの提供体制の強化、になります。

インターネットを利用したサービス、具体的には国立国会図書館の視覚障害者用データの送信サービスまたサピエ図書館を指します。内容としては、これらのシステムの十分な活用をはかるため、関係機関団体間の連携等を通してこれらのシステムの周知を図ること、また国立国会図書館やサピエ図書館のサービスについての周知や、連携に必要な情報提供を研修会の開催やリーフレットの作成等を通じて行うこと、サピエ図書館の運営について引き続き安定的な運営を支援していくこと、このような内容が記載されています。リーフレットの作成については、現在文部科学省・厚生労働省で連携して、今年（令和2年）度中の作成を目指してリーフレットの作成を行っているところです。リーフレットが出来上がりましたら、文部科学省・厚生労働省両方のホームページに掲載する予定です。

国立国会図書館の視覚障害者用データ送信サービスとサピエ図書館の概要が、スライド17になります。

国立国会図書館のサービスでは、音声デジータが約2万5千点、点字データが1800点収録されていますし、サピエ図書館については点字データが約19万点、音声デジータが約7万点収蔵されている、非常に有用なデータベースになります。ただし、国立国会図書館の送信承認館となっているのは公立図書館で言うと78館、また

サピエ図書館については入会しているのが190館となっています。公立図書館の母数が約3400館ですので、これらの数からすると非常に少ない館しかまだ入会していない、という状況になります。障害者の方が使える書籍の充実を図るためにも、県立や市町村の中央館相当の図書館におかれては是非ご加入、また送信承認館となることをご検討いただければ幸いです。

最後に、製作人材・図書館サービス人材の育成等の説明に移ります。読書バリアフリーの環境整備を進めるためには、書籍や機器といったモノの充実だけではなく、人の充実もとても重要な観点になります。このため、文部科学省や国立国会図書館では、1番の司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上、また厚生労働省では2番、点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成にこれからも取り組んでいくこととしています。1番目の司書等の資質向上に関して言うと、障害者サービスに関する研修、また障害当事者でピアサポートができる司書および職員等の育成、これらの取り組みを進めることとしています。今年（令和2年）度の実績で言うと、日本図書館協会に委託して障害者サービス初級講座を、また公立図書館で働く視覚障害者の会（なごや会）に、ピアサポートができる司書等育成研修会を委託して実施しているところです。国立国会図書館でも、例年障害者サービス担当職員向け講座を実施しております。

また2番の点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成に関しては、厚生労働省で各地方公共団体や点字図書館が実施主体となった養成研修を実施しています。基本計画の説明は以上になります。

なお参考ですが、現在でも多くの公立図書館において既に読書バリアフリーの取り組みが行われていますので、いくつかご紹介させていただきたいと思います。

まず公立図書館における取り組みですが、例えば名古屋市の鶴舞中央図書館では、点字文庫の活動や障害のある方の読書について知ってもら

ため、夏休みに小学生を対象とした親子体験教室（点字・音訳）などを開催しています。

また大阪の枚方市立中央図書館では、手話のみによるブックトークや、児童を対象とした手話で楽しむおはなし会を毎月実施しているというふうに聞いております。

さらに、静岡県藤枝市立駅南図書館では、発達に障害のある幼児、児童及び生徒とその保護者を対象として、休館日の図書館に招待し本と触れ合う機会を提供しているという取り組みが行われています。

学校図書館でも、例えば鳥取大学附属特別支援学校では、大型絵本をダイジー化する活動を通して人にわかりやすく伝えるための話し方を育成する取り組みを行っています。

好事例の収集発信については、基本計画においても国の役割とされているところです。今後多くの事例を収集発信していきたいと思っておりますので、皆さまにおかれましても、こうした事例を参考にさまざまな取り組みを行っていただきたいと考えております。

3. 令和3年度予算（案）

最後の説明項目になりますが、昨年（令和2年）12月に閣議決定された令和3年度予算案について、読書バリアフリー関係の事業について説明いたします。

まず文部科学省の「図書館における障害者利用の促進」事業です。令和3年度予算額として約1700万円を計上しているところです。公募する事業としては2番目の司書・職員等の支援人材、ピアサポート人材の育成、また3番目の読書バリアフリーコンソーシアムの設置等の2つになります。

2番目の「司書・職員等の支援人材、ピアサポート人材の育成」について言うと、先ほど実績として申し上げた研修事業になります。来年（令和3年）度も引き続き2か所分を計上しているところです。

3番目の「読書バリアフリーコンソーシアムの設置等」も、2か所分計上しています。この事業は、基本計画でも地方公共団体において組織の枠

を超えた取り組みや関係者間で連携した取り組みが求められていることから、新たに計上したものととなります。具体的に、このコンソーシアムで取り組んでいただく内容ですけれども、想定しているものがまず地方自治体版の関係者協議会の設置、構成員は社会教育部局、学校教育部局、福祉部局、また公立図書館、点字図書館といった様々な図書館、さらに障害者団体、ボランティア団体など、こういった方が構成員になっていただくことを想定しています。また物的資源の共有、本の相互貸借など、人的資源の共有、特定スキルを持った司書や職員の相互派遣、読書バリアフリー推進計画の策定、研修事業の一元的実施、また読書を行う障害者増加に向けた広報、さらにフォーラム研究協議会の開催、こういった取り組みを行っていただくことを想定しているところです。

続いて、厚生労働省の「地域における読書バリアフリー体制強化事業」です。こちらは国庫補助率2分の1の補助事業となります。実施主体は都道府県、指定都市および中核市です。事業内容は、点字図書館と公共図書館等の連携強化、視覚障害以外の障害者に対する利用促進に対する支援、地域における図書等の点字・音声・テキストデータ化ができる人材養成の強化、こういった取り組みを行っていただく補助事業となっております。今年（令和2年）度の補助実績は13自治体となっております。

また、こちらも厚生労働省の事業になりますが、「障害者ICTサポート総合推進事業」です。この事業も国庫補助率2分の1の補助事業で、実施主体は先程と同様都道府県、指定都市、中核市となっております。事業内容は、障害者に対するICT機器の紹介や貸出、また利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点サポートセンター等を設置し運営する事業、また障害者に対しサピエ等のインターネットを通じたサービスの利活用や、ICT機器の操作についての支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行う事業、となっております。今年（令和2年）度の補助実績は46自治体となっております。厚生労働省の事業の公募情報は自治体の福祉部局に連絡がいきますので、ご関心が

ある方につきましては適宜福祉部局と連携して申請していただければと考えております。

こちらは国の予算事業ではありませんが、東京代々木にある国立青少年教育振興機構の子どもゆめ基金事業について説明いたします。この基金の趣旨ですが、地域の民間団体が行うさまざまな体験活動や読書活動への助成を行うものとなっております。助成対象団体としては、社団法人や財団法人、NPO 法人という風になっていますが一定の要件を備えた任意団体でも申請は可能です。助成対象となる事業の中に、子どもの読書活動の振興を図る活動に対する助成が含まれています。具体的な取り組みとしては、読書会、読み聞かせ会などがほとんどとなります。これまで障害児を対象とした読書会読み聞かせ会なども申請の実績また採択となった実績数多くございますので、もし図書館のボランティア団体等から何か使える助成金はないか等のお問い合わせがあった場合は、こちらの事業をご紹介いただければと考えております。募集スケジュールは、1次募集は既に締め切っていますが2次募集が令和3年5月1日から開始されますので、ぜひこちらにも積極的なご活用をお願いいたします。

なお、読書バリアフリーに関する取り組みを含め、図書館の活動を行う上で十分に注意していただきたいことが、新型コロナの感染症対策になります。公立図書館について言うと、日本図書館協会から新型コロナの予防ガイドラインが出されていますので、こちらにも是非ご参照いただければと思います。

こちらは宣伝になります。文部科学省の委託事業で、読書バリアフリーの機運を醸成するための全国シンポジウムを2月13日に開催予定となっております。タイトルは「読書バリアフリーと図書館の役割、誰もが読める環境づくり」となっています、開催場所は練馬区立区民・産業プラザで実施させていただきます。こちらの方もご関心のある方についてはぜひご参加いただければと考えております。

最後に、読書バリアフリーの取り組みは、読書バリアフリー法、読書バリアフリー基本計画ができたことによってようやくスタートを切ったところですが、法律や基本計画ができたことによって、少しでも障害者の方が図書館や自分たちを取り巻く環境が変わったという風に思えるよう、ぜひ皆様のご協力をお願いできればと考えております。私からの説明は以上です。どうもありがとうございました。

※ 講演・報告文の用字は、各講師の表記によりました。

**2020(令和2)年度 全国公共図書館研究集会
(サービス部門 総合・経営部門) 報告書**

令和3年3月 編集・発行

令和2年度全国公共図書館研究集会(サービス部門 総合・経営部門)
実行委員会(大阪府立中央図書館内)

<無断転載を禁ずる>